

# 一関地区広域行政組合議会会議録

平成 27 年 10 月 15 日招集  
第 29 回 定例会

一関地区広域行政組合議会



# 目 次

日程表	4
審議結果	5
議事日程	7
開会及び会議宣言	9
副議長の選挙	10
議席の変更	11
会議録署名議員の指名（千葉満君・金野盛志君）	12
会期の決定	12
一般質問	12
☆ 金 野 盛 志 君	12
1 第6期介護計画について	
(1) 取り組みの状況	
(2) 待機者の解消策	
(3) 介護関係職員の確保策（行政としての支援策の有無）	
☆ 勝 浦 伸 行 君	18
1 資源エネルギー循環型まちづくりと一般廃棄物処理基本計画について	
一関市では、資源エネルギー循環型まちづくりを市の最重要プロジェクトに位置づけ、世界に誇れるまちづくりを目指していますが、広域行政組合が策定している一般廃棄物処理基本計画とのかかわりについて伺う。	
(1) 一般廃棄物処理基本計画において、ごみと称している一般廃棄物を新エネルギーの視点から、今後は資源と名称を改めるべきと考えるが見解を伺う。	
(2) 新エネルギーの重要な燃料原料となると考えられる燃やせる資源（廃棄物）をどのように生かそうと考えているのか伺う。	
(3) 廃棄物をすべて資源に変えていくことが、今後の考え方の基本だと認識するが、最初に、焼却灰のセメント原料化により最終処分場の位置づけが大きく変わると考えるが、その計画について伺う。	
(4) 生活排水処理事業は、新たな新エネルギー基地となりうると考えるが、新施設の考え方について伺う。	
2 生活排水処理事業について	
(1) 農林水産省、国土交通省、環境省の3省が連携して出した「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」により、人口減少等を踏まえた各種污水处理施設による整備区域の適切な見直しについて、今後10年を目途に污水处理の概成（各種污水处理施設の整備がおおむね完了すること）を行うことが示され、それにより一関市では、浄化槽を個人設置型に統一し、今後10年で新たに6,000基の個人設置型浄化槽の設置を目標とするということを9月議会で表明した。大変な目標であると思っているが、それを進める上で、大きな課題となるのが、個人による浄化槽の管理、清掃についてである行政組合がかかわる、浄化槽の管理運営、清掃業務の状況について伺う。	

(2) し尿の一時貯留について伺う。

3 ごみ袋の有料化、統一について

一関市が目指す、世界に誇れる環境都市は、先進的な施設整備はもちろんであるが、最も大切なことは、世界に誇れる環境都市を協働の考え方のもと、市民とともに廃棄物の減量化や分別収集に取り組んでいくことであると考えている。そこで、管理者としての考えを伺う。

(1) 廃棄物を資源としてとらえる観点から、家庭用ごみ袋の名称を改めるべきと考えるが、見解を伺う。

(2) 旧東磐井地区では、数種類の色違いの収集袋を利用して、廃棄物の分別収集を行っているが、ごみ袋の有料化、統一についての今後の考え方について伺う。

☆ 那 須 茂一郎 君 .....27

1 介護保険料等の納付をコンビニでも取り扱えないか。

2 焼却炉排煙中の放射性物質の検査について

(1) 現在の方法は。

(2) 理論的妥当性の方法は。

☆ 菅 野 恒 信 君 .....37

1 安心できる介護に向けた実態把握と対策強化について

(1) 施設入所待機の高齢者把握と支援の実態を伺う。

(2) 施設入所者の安心は確保されているか伺う。

(3) 介護保険料減免制度改善の検討を。

(4) 利用者・介護職員の相談体制充実を。

2 指定管理や業務委託の職員の待遇について

(1) 指定管理・業務委託職場はいくらあるか伺う。

(2) 指定管理・業務委託の労働条件を把握しているか伺う。

3 住民が望む民主的な焼却場建設の早期解決について

(1) 最終確認は狐禅寺地区生活環境対策協議会であるか伺う。

(2) 一関市民・平泉町民全体の課題として検討すべきではないか伺う。

☆ 岡 田 もとみ 君 .....47

1 介護保険の制度変更による影響と対策について

(1) 今年8月から、これまで一律1割の利用者負担を、合計所得160万円（年金収入280万円）以上の人は2割負担に引き上げられた。在宅サービス利用者と施設利用者、それぞれの影響と対策について伺う。

(2) 低所得者対策として、介護保険三施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）では居住費と食費の補助があるが、今年8月からこの補給給付の対象要件が厳しくなった。その影響と対策について伺う。

2 新焼却施設の建設問題について

(1) 一関清掃センターは築33年の老朽施設で、建設地問題は早期に解決しなければならない課題である。新しい施設の稼働時期について、当局提案でも平成33年としているが、現時点でも住民の理解は得られていない。今後の進め方について伺う。

- (2) 新しい施設の建設地を再び狐禅寺地区とする提案は、一定の地域にのみ環境負荷を強い計画である。将来、新しい施設1カ所となる計画であれば、さらに環境への負荷は甚大なものと予想されるが、具体的な搬入車両等の現状と今後の見通しについて伺う。

☆ 菊地善孝君 ……………54

- 1 狐禅寺の自然環境を守る会からの公開質問状に対する回答内容について
- 2 管理者は前回住民懇談会后、狐禅寺地区へ何回足を運んだのか。
- 3 一関清掃センター建替えが暗礁に乗り上げている原因は定石を踏まない進め方と管理者の我見にあるのではないか。
- 4 対策協議会と住民の方々の間に委任関係が存在していないにもかかわらず、これを唯一の窓口に行っていることにも原因があるのではないか。白紙に戻し、県行政の習い広く市内から適地を選定すべきではないか。

認 第2号 平成26年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について……………66

認 第3号 平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……66

議案第13号 一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について……………80

議案第14号 平成27年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）……………82

議案第15号 平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）……………82

議案第16号 財産の処分について……………86

議案第17号 和解について……………87

## 第29回定例会日程表

平成27年10月15日

日次	月日	曜日	開議時間	会議別	議事
1	10月15日	木	午前10時	本会議	諸般の報告 副議長の選挙 議席の変更 会議録署名議員の指名 会期の決定 一般質問 議案審議

## 審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
認 第 2号	平成26年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	10月15日	認 定
認 第 3号	平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	10月15日	認 定
議案第 13号	一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	10月15日	原案可決
議案第 14号	平成27年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）	10月15日	原案可決
議案第 15号	平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）	10月15日	原案可決
議案第 16号	財産の処分について	10月15日	原案可決
議案第 17号	和解について	10月15日	原案可決

## 受理した議案

- 認 第 2 号 平成26年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 3 号 平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第13号 一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 平成27年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第15号 平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第16号 財産の処分について
- 議案第17号 和解について

## 議 事 日 程

日程第 1		副議長の選挙
日程第 2		議席の変更
日程第 3		会議録署名議員の指名
日程第 4		会期の決定
日程第 5		一般質問
日程第 6	認 第 2号	平成26年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定 について
日程第 7	認 第 3号	平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決 算の認定について
日程第 8	議案第 13号	一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例 の制定について
日程第 9	議案第 14号	平成27年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
日程第 10	議案第 15号	平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算 （第2号）
日程第 11	議案第 16号	財産の処分について
日程第 12	議案第 17号	和解について

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

# 一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成27年10月15日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会  
告示年月日 平成27年10月2日  
告示番号 第14号  
招集日時 平成27年10月15日  
会議の場所 一関市議会議場

## 出席議員（18名）

1番	高橋幸喜君	2番	岡田もとみ君	3番	勝浦伸行君
4番	岩渕優君	5番	菊地善孝君	6番	槻山隆君
7番	千葉満君	8番	那須茂一郎君	9番	岩渕一司君
10番	金野盛志君	11番	佐々木清志君	12番	小野寺道雄君
13番	岩渕善朗君	14番	橋本周一君	15番	佐藤雅子君
16番	菅野恒信君	17番	升沢博子君	18番	武田ユキ子君

## 欠席議員（0名）

## 職務のため出席した職員

議会事務局長	苫米地吉見	議会事務局次長	橋本雅郎
議会事務局長補佐	細川了子		

## 説明のため出席した者

管理者	勝部修君	副管理者	青木幸保君
副管理者	田代善久君	副管理者	長田仁君
広域行政組合事務局長	金野富雄君	介護保険担当参事	岩本孝彦君
環境衛生担当参事	佐藤福君	広域行政組合事務局次長 兼介護保険課長	尾形秀治君
広域行政組合事務局次長兼 一関清掃センター所長	君	広域行政組合事務局次長 兼大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	君
介護福祉主幹	高橋和夫君	環境衛生主幹	菅原克義君
会計管理者	清水高司君	監査委員	沼倉弘治君
監査委員事務局長	藤倉明美君		

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

## 第29回広域行政組合議会定例会

平成27年10月15日

午前10時00分 開 会

### 会議の議事

**議長（武田ユキ子君）** ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、平成27年10月2日一関地区広域行政組合告示第14号をもって招集の、第29回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般のご報告を申し上げます。

受理した案件は、管理者提案7件です。

次に、金野盛志君ほか5名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、岩渕優君ほか3名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、沼倉監査委員ほか1名から提出の監査報告書4件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付しておりますので、これによりご了承願います。

**議長（武田ユキ子君）** 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

**議長（武田ユキ子君）** 議場での録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

**議長（武田ユキ子君）** 次に、平泉町の議員に欠員が生じておりましたが、9月9日に平泉町議会において実施された選挙で当選された議員を紹介いたします。

高橋幸喜議員です。

登壇の上、ごあいさつをお願いします。

**17 番（高橋幸喜君）** おはようございます。

まずもって、前阿部正人議員の突然の辞職によりまして、武田議長初め議員各位には多大なご迷惑やご心配をかけて大変申しわけございませんでした。この場をお借りいたしまして、深くおわび申し上げたいと思います。

私は、今、議長から紹介ありましたように、平泉町議会選出の高橋幸喜と申します。

この行政組合につきましては、議会等におきまして種々報告を受けております。非常に多大な、大きい問題等も抱えているようでございます。ひとつ、皆さんの力を借りながら地域住民の福祉のために、微力でありますけれども貢献したいというふうに考えております。

今後ともよろしく願います。

**議長（武田ユキ子君）** なお、高橋幸喜議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、前議員の議席である17番といたします。

**議長（武田ユキ子君）** 次に、人事紹介について、管理者から申し出がありますので、この際、これを許します。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** この機会に、副管理者を紹介申し上げたいと思います。

7月1日に一関市副市長に選任いたしました長田仁であります。

（副管理者、あいさつ）

以上で、副管理者の紹介を終わります。

議長（武田ユキ子君） 以上で、人事紹介を終わります。

議長（武田ユキ子君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議長（武田ユキ子君） 日程第1、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選任については、いかが取り計らいましょうか、お諮りいたします。

15番、佐藤雅子君。

15番（佐藤雅子君） 選挙の方法につきましては指名推選とし、その指名権を本員に与えられるよう、お取り計らいお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） ただいま佐藤雅子議員より、副議長の選挙については指名推選とし、その指名権を佐藤雅子君に与えてほしいという願い出がありました。このような方法でご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

それでは、佐藤雅子君、指名願います。

15番（佐藤雅子君） 副議長には、升沢博子議員を指名推選いたします。

議長（武田ユキ子君） ただいま佐藤雅子君より、副議長には升沢博子君をご推挙、指名推選をされましたが、このとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、副議長には、升沢博子君を当選人と決定することといたしました。

ただいま副議長に当選されました升沢博子君が議場におられますので、本席から告知いたします。

升沢博子君をご紹介申し上げます。

登壇の上、ごあいさつ願います。

副議長（升沢博子君） このたび、副議長にご推挙いただきました平泉町議会の升沢博子でございます。

議長初め議員の皆様には、特段のご配慮をいただきまして、まことにありがとうございました。

微力ではございますが、副議長といたしまして議長をお支えし、誠心誠意頑張ってまいりたい所存でございますので、どうか皆様、よろしくお願い申し上げます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 間違いがないかどうかということで確認をしたいのですが、議事日程の1が副議長の選挙になっているでしょう。日程の2として会議録署名議員の指名でしょう。日程3として会期の決定でしょう。これは逆ではないですか。会議録署名議員があつて、会期を決定して初めて正式の会議でしょう。そして議事ではないですか、普通は。その日程の会議を始める前、正式の会議が始まる前に副議長の選挙で間違いはないのですか。そこの確認だけさせてください。

議長（武田ユキ子君） いずれ、今回、欠員が生じておりましたので、議事日程の1番目に副議長の選挙という議事日程を入れまして、それが定まり次第、通常の議事日程で進めるということにいたします。

5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 私が心配しているのは、この日程で間違いないかどうかだけ確認しているのです。間違いないければそれでいいですよ。ただ、つたない私の経験からいくと、正式の会議というのは、会議録署名議員の指名をして、会期の決定をして初めて正式の会議なのです。その正式の会議が始まる前に副議長の選挙をしてしまうという、この議事日程で間違いないですねと、その確認だけです。

議長がいないのであれば別だけれども、議長はいるわけだから、副議長の選挙、これは真っ先にやらなければならないという趣旨の問題ではなからうと思います。例えば、議長がいなくても仮議長を設定して会議を進めていくわけですよ。この順序で間違いがないかどうか、事務局と打ち合わせをしていただいて再度お願いをしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時20分

議長（武田ユキ子君） 再開いたします。

ただいまの菊地善孝議員からのご指摘であります。いずれこの議事日程につきましては、議会運営委員会でお諮りをし、ご了解をいただいている、そういう手順で進めておりますことから、今後につきましては、また議会運営委員会等でご議論いただくということで、このまま進めることといたしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

全員協議会、議会運営委員会を開催する……。

（不規則発言あり）

議長（武田ユキ子君） その件につきましても精査をして、今後につなげてまいりたいと思います。休憩をして議席についての協議をしたいと思いますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時50分

議長（武田ユキ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の選出に伴い、先例により副議長の議席は17番としておりますことから、議席を変更するため、これを日程に追加し、日程第2として議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議ありませんので、議席の変更についてを日程に追加し、日程第2とし、お手元に配布の議事日程のとおり、会議録署名議員の指名以降の日程を繰り下げることに決定いたしました。

議長（武田ユキ子君） 日程第2、議席の変更を行います。

一関地区広域行政組合会議規則第4条第3項の規定により、升沢博子君の議席を17番に、高橋幸喜君の議席を1番に変更いたします。

お諮りします。

ただいまのとおり、議席の変更をすることについてご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議ありませんので、議席の変更については、ただいまのとおり決定いたしました。

なお、副議長の升沢博子議員より、議会運営委員を辞職する旨の申し出があり、これを受理し、

委員会条例第9条により許可しました。

欠員となりました議会運営委員会委員には、委員会条例第3条の規定により、高橋幸喜議員を議長において指名いたしました。

ただいま変更いたしました議席にそれぞれ氏名標をご持参願ひ、ご移動願ひます。

議席の変更のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

**議長（武田ユキ子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

7 番 千 葉 満 君

10 番 金 野 盛 志 君

を指名します。

**議長（武田ユキ子君）** 日程第4、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（武田ユキ子君）** 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

**議長（武田ユキ子君）** 日程第5、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願ひます。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭に願ひします。

一問一答方式の場合は回数制限は設けませんが、時間は60分以内としますので、ご留意願ひます。

金野盛志君の質問を許します。

金野盛志君の質問は、一問一答方式です。

10番、金野盛志君。

**10 番（金野盛志君）** 通告によりまして、介護関係について伺ひます。

ご承知のように、国においては新しい3本の矢、そして、その中で介護離職ゼロというのを目玉に打ち出しております。介護離職者は全国で年間約10万人を超えていると言われております。しかし、この方針は、介護報酬の削減や在宅中心の地域包括ケアを進めてきた地域の実態を反映したものとは言えないと思っております。

今、本県では、特養の待機者が1,600人を超え、市民の声は、その解消のためにももちろん施設整備はやっていかなければならない、そして、新たな介護人材の確保、この抜本的な対策を期待していると思っております。

具体的な質問を行います。

最初に、介護サービス基盤整備について伺ひます。

想像を超える高齢化社会を迎える中、平成27年度から平成29年度までの3カ年を第6期介護計画としております。この計画の進捗について伺ひます。特に施設整備の応募状況、これについてお示し願ひたいと思ひます。そして、この整備により待機者解消についての見通しも、あわせ

て伺います。

次に、施設整備の補助について伺います。

基本的には、補助率は50%となっておりますが、これはあくまで基準額というとらえ方でありまして、現在の基準額はいくらになっているのか、そして整備の実態の単価、それとの違いはどのようにになっているかお示しを願いたいと思います。

次に、介護の人材確保について伺います。

ことしから介護報酬が下げられ、総合的に介護施設の経営に大きな影響があるとの声が大きく寄せられています。まず、この人材確保ができないため経営に影響が出て、施設規模の縮小などの影響が発生していないかお伺いをいたします。

介護の人材確保には、学校現場で介護の重要性などの理解を進めなければなりません。教育現場における介護の理解を進めるために、どのような取り組みをしているのかお伺いをいたします。さらに、市でもこの介護の人材確保について助成制度を創設しておりますが、その制度の効果について、どのようにになっているかお伺いをいたします。

高齢化社会は待ってくれません。広域連携、栗原、登米を含む今回の6期の介護計画の中でも、その広域連携というものを踏まえた施設整備もあるやに聞いております。その広域連携の中で、介護の人材確保のスキームをつくるべきではないでしょうか。

例えば、今言われております地方創生総合戦略の中で、本当に市内に専門学校、そういうものを招致して人材の育成を行うということが必要ではないかと思えます。

以上について、この場からの質問といたします。ありがとうございました。

**議 長（武田ユキ子君）** 金野盛志君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 金野盛志議員の質問にお答えいたします。

まず、第6期介護保険事業計画における施設整備の応募状況についてであります。いわゆる小規模特養などの地域密着型サービスの施設候補者については、小規模特養、これが3事業所、グループホームが2事業所の合計5事業者からの応募がございまして、地域密着型サービス設置候補者選考委員会において運営などの審査を経て、そのうち小規模特養は平成28年度に一関地域に1事業所、グループホームは花泉地域に1事業所を整備することとして決定したところでございます。

また、介護サービス施設整備の補助につきましては、国や県が定める補助金交付要綱に基づきまして、特別養護老人ホームについては、平成17年度までは市町を経由した補助となっており、補助率は国が2分の1、県が4分の1、残り4分の1が事業実施主体である法人負担となっていたところでございますが、平成18年度以降については、施設、サービスなどの種別ごとに配分基礎単価を設定いたしまして、市町を経由しないで県が直接補助をする方法に変更されているところであります。

施設の工事の内容によっても事業費、補助割合が異なっていると考えておまして、当組合が独自にこれを調査いたしましたところ、実際の事業費に対する補助割合は一律ではなく、5分の1から3分の1程度というふうな状況でございました。

なお、国と県の、県の場合は俗にいうトンネル補助金でございまして、これを受けて、市町が事業者に対して補助を行う小規模特養につきましては、工事費の約4分の1が補助されておりますし、それからグループホームについては、工事費の約2分の1が補助されているところでござ

います。

次に、介護施設への入所待機者の解消に関してでございますが、本年4月1日現在の当組合管内の特別養護老人ホームの入所待機者は794人でございます。このうち、在宅での入所待機者は263人ございまして、そのうち早期に入所が必要な方は172人という数字になっております。

今後の待機者の解消の見込みにつきましては、平成29年度までの第6期介護保険事業計画では、現時点において、平成28年度に小規模特養が一関地域に1事業所の増、グループホームが花泉地域に1事業所の増、これは先ほど答弁させていただきました数字と同じでございますが、そういう状況にありますことから、第6期介護保険事業計画において、小規模特養では整備目標の定員であります232人のうち29人分、グループホームでは整備目標定員の90人分のうち18人分、合計47人分の入所待機者の解消が図られる見込みであります。

また、引き続き入所待機者解消のために、本年度、事業者に対して説明会を開催するとともに、設置候補者の募集を行うなど、第6期介護保険事業計画の推進に努力をしまいたいと思っております。

次に、介護関係職員の人材確保の対策でございますが、平成27年度に介護報酬が全体で2.27%のマイナス改定が行われたところでございますが、この改定による介護施設の経営に対する影響、これは、介護職の処遇改善分や重度者への対応への加算分を差し引いた場合、実質マイナス4.48%の引き下げ幅となったところであります。

また、介護従事者の人手不足は、全国的に深刻な状況になってございまして、職員の募集してもなかなか応募者がいないというのが実態でございます。施設の運営に支障を来しているというところもあるということは、国のほうからの情報、あるいは新聞報道で承知しているところであります。

このような中で、当組合においては、管内の特別養護法人ホームと小規模特養を対象といたしまして、独自に調査をいたしましたところ、現在、介護職員が確保できないことが原因で、施設の入所定員に満たない運営を行っている施設、これはございません。

次に、学校現場、すなわち高等学校における介護についての理解促進の取り組みについてでございますが、一関市では、学生の進路希望や就職希望の動向、あるいは学校での進路指導などの現状を伺いながら、有効な人材育成の方法の模索、あるいは介護職への就職につながるには、行政としてどういった支援が必要かなど、意見交換、情報交換の場とすることを目的といたしまして、市内の高校の先生方と関係機関との意見交換を実施しているところであります。

次に、人材確保策でございますが、一関市が現在行っている助成制度は、昨年度実施いたしました介護担い手育成講座に加えまして、本年度は新たに人材の確保を進めるため、まず一つは、介護保険施設で未経験者などを雇って、業務に従事させながら訓練を行うとともに、介護職員初任者研修を受講させまして人材の確保につなげる、いわゆる介護保険施設等人材育成支援事業を行っていますが、これは9月1日現在で11法人で32人を雇用して育成するという計画がなされております。3法人に3人の雇用が既に決定をしております。

また、介護職員をふやすことを目的に、介護職員初任者研修を修了した日から1年以内で、市内の介護事業所に一定期間継続して勤務した方を対象といたしまして、介護職員初任者研修を受講した際に支払った受講料、これに対して5万円を上限として2分の1の額を助成する介護職員初任者研修奨励金事業、これもやっております。これは9月1日現在で12人の方にこの奨励金を交付したところであります。

また、介護職員の職場定着や職場環境の改善などを目的として、介護保険施設の管理者などを対象とした介護職員トップセミナーというものを開催する予定でございます。10月、今月にこれを実施の予定でございます。

さらには、介護職への定着と質の高いサービス提供ができる人材の育成を目的といたしまして、市内の介護事業所の若手職員のための若手介護職員スキルアップ研修を計画しております。これは今のところ、まだ実施しておりませんが、今後、具体的に内容を詰めてまいりたいと思います。

これら、今申し上げましたとおり、介護職員の確保、育成のための取り組みを続けて取り組んでまいりたいと思っております。

また、介護職員につきましては、一関が行っている人材確保の取り組みについて、引き続き当組合としても協力をいたしまして、その人材の確保の支援に努めてまいりたいと考えております。構成市町と連携をしながら、介護サービス事業所や学校、関係機関との意見交換を行い、介護について理解を深めていただくとともに、ご提案のありました専門学校等につきましても、運営主体や設置認可基準等について調査をしてまいりたいと考えております。

さらには、登米市、栗原市、そして一関市という3市の連携が具体的に進んでいるわけですが、3人の首長の中では、この介護職員の確保というものは共通の課題として位置づけられておりますので、今後、具体的にその課題解決のための取り組みを進めてまいりたいと思います。

**議長（武田ユキ子君）** 10番、金野盛志君。

**10番（金野盛志君）** 再質問をいたします。

初任者研修制度というのが、私は東のほうの研修を行っているところから聞いたのですけれども、受ける方、受講者が今までは定員20人だったところに大体そのくらいの人に来てもらっていたと。ところが、今はその講習が開けないくらい応募者が少ない。先ほど市長から答弁ありましたけれども、私はここでは、施設に雇用されている方には市の制度でそういうものはあるというのは聞きましたけれども、施設に雇用されていない人も、たしか7万円ぐらいの受講料を払わないと受けられなかったと思うのですけれども、そういう方に対して初任者研修制度を受けるような仕組み、そしてそこに支援をするという考えはないかお伺いをいたします。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** いわゆる初任者制度の研修でありますけれども、応募がないというか、申し込みが少ないという状況については、各施設の法人の経営に携わっている方々からそういうことはお聞きしているわけです。以前は応募すれば大体集まったけれども、10年ほど前まではそうだったけれども、今はなかなか応募しても手を挙げてくれる方はいないというように聞いておりますので、その背景としては、仕事につく人の考え方が変わってきているというようなことも話されているわけです。

組合としても、その初任者制度を受講する際に、そういう補助というか、支援が必要であれば、ふえるのであれば、そういうふうな方向は検討してまいりたいなど、そのように考えているところであります。

**議長（武田ユキ子君）** 勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** ただいまの答弁に関連しますけれども、応募者が少ないというのは先ほど答弁いたしましたとおりでございますが、実際に私も昨年からことしにかけて、企業説明会、就職説明会等に可能な限り顔を出して、事業所を個別に回って採用方お願いをしているところなのです。

が、いずれ、会場に来ている学生、あるいは卒業した若者等、たくさん会場には来ているのですが、福祉、介護関係の事業所のブースに全然行っていないのです。これを何とかして、やはりせっかく来たのだから話だけでも聞いてみたらという気持ちが私には非常に強くあるのですが、非常にこのところは、学校のほうに何とかして福祉関係、介護関係の事業というものの理解を深めてもらうような努力をしてもらい必要があると思います。目下、そこが一番の問題であろうと私は認識しているところでございます。

しかし、残念ながら、今、市町村という基礎自治体の立場で県立学校の中になかなか足を踏み込んでいけない壁があるものですから、そのところが非常に苦しいわけですが、何とかしてこのところを壁をやぶっていかないと、このままでいくと、今、首都圏が大変な状況なんです。首都圏も介護職員がいなくて、どんどん、どんどん首都圏の場合は、そういう施設がどんどんできて介護職員がいなくて、もう人集めをしているわけです。そのターゲットが東北に向いているわけなのです。これ以上東北から若者を首都圏に吸い込まれたら大変なことになると私は非常に大きな危機感を持っております。一部では時給2,700円ということでやっているところもあるそうなのですが、やはり学校現場の進路指導といいますか、就職指導、その部分が私は大きな意味を持っていると思いますので、そのところをこれから何とか打開していきたいなと思っているところであります。

**議長（武田ユキ子君）** 10番、金野盛志君。

**10番（金野盛志君）** 私が聞いたのは、介護施設に雇用されている方、資格のない初任者研修を受ける、そういう人については支援制度がある、11法人も利用していると、私はそれは必要だというふうに思っております。ただ、結構高額な受講料があるものですから、まだ勤めるところを決めてはいないけれども、ある一定の年齢になったというか、そういうときにそういうところに勤めたいなと思っている方が受講しようとしたときに、その支援制度に該当しないのですね、今の制度では。ですから、その受講料を、私は受講料というのは、聞いてみますと結構ネックになっている。だから、施設に勤務していない方に対しての、誘ってみるといいますか、そのためにそういう制度というものがいいかと思うのですが、これはどなたが答弁するかですけれども、私はそういう制度設計をもう少し組み込んだほうがいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

**議長（武田ユキ子君）** 田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** ただいま、一関市の補助制度の中で研修を実施してもらっているわけですが、今後、市のほうとも、ただいま議員からお話のあったような、現在勤務されていない方でそういうふうな受講を希望される方、あるいは受講をして今後勤務につなげたいという方もいらっしゃるというふうなことの発言でございましたので、それらについては協議してまいりたいというふうに思っております。

**議長（武田ユキ子君）** 10番、金野盛志君。

**10番（金野盛志君）** 先ほど管理者が答弁されたように、なかなか若い人だけ確保しようと思ってもうまくいかないといえますか、そういうところがあると思うのです。これから高齢化の中で、元気な高齢者といえますか、そういう方の力を借りないと、この介護というところは乗り切れないと思いますので、そういうやり方があるのではないかなと思うのです。

初任者研修についてはもう1点だけ、これは市内のところで研修を受けようとしたときに、県内のほかの自治体、あるいは気仙沼市、栗原市、登米市の受講者も同じ扱いになっていますか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 現在の扱いは、市内に住所を有している方が対象となっているところであり  
ます。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10番（金野盛志君） この辺も検討をお願いしたいのは、この6期の介護計画の中で、例えば花泉  
につくる施設、これはもう県境ですよ。そういうところにつくるのであれば、そこに入る人は  
県外の人も入ってくるわけですよ。県という、自治体という境をなくしてやっていかないと、  
入る人も、入所する人も介護する人もそういう観点が必要ではないかと思うのですけれど、い  
かがですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 今、お話しされましたように、やはり当市は宮城県北と岩手県南の県境に  
位置しているわけですので、その点を含めましても、今後、市と協議をしながら雇用の  
確保に努めてまいりたいというふうに思っています。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10番（金野盛志君） その次の段階で、初任者研修を受けて、そして実務経験がたしか3年間あれ  
ば次は介護福祉士という段階になるわけですね。施設においては、この介護福祉士という資格を  
取ることによってしっかりした介護ができるという、そういう評価をするというように聞いてお  
りますけれども、この介護福祉士というのは、その受けるための講座は市内では持っているの  
ですけれども、しかし、これを実際に取得するということについていえば市内ではできないという、  
この取得のために仙台なり盛岡なりの専門学校に行くという必要があるのですけれども、これに  
対しての、例えば奨学金とか、そういうような制度についてどのようになっているかお伺いをい  
たします。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） ただいま介護福祉士についてというようなことでしたが、いずれ  
今の介護人材の確保に係る実態を踏まえながら、そういうふうな人材のための養成の部分の支援  
について、これについても市と協議をしながら取り組んでまいりたいというふうに思ってい  
ます。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10番（金野盛志君） そして、介護に携わる人の待遇改善というか、全国でいろいろなことをやっ  
ているということなのですけれども、先ほど市長から答弁があったように、介護報酬が下げられ  
た、そうした中において、NHKテレビのクローズアップ現代というのを見たときに、やはり夜  
勤と昼間と勤務が連続して、そこが若い人などが定着しないという、そういう話があって、いわ  
ゆる夜勤専門、昼間専門、こういうような分け方をしているという、そういうテレビを見たので  
すけれども、ただ、夜勤専門でも月収で40万円以上になるような、そういうような施設が放映さ  
れておりました。市内にそういうような事例はないのですけれども、やはり介護職員の待遇改  
善というものをやっぱり図る必要があると思っております。今、国から打ち出されている地方創  
生総合戦略という大きな戦略の中で、やっぱり介護職員の待遇改善にそういうものを盛り込んで  
いくべきだというふうに考えますけれども、どのようにお考えかお伺いをいたします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 介護職員の待遇改善ですけれども、これは現在、先ほども最初の質問であ

りましたけれども、なかなか人を確保できない、その要因の一つが待遇にもあるというふうに言われておりますので、やっぱりそういうところは当然考慮していかなければならないのではないかなど、そのように思っております。具体的にどういうふうな取り組みが組合としてできるのかは、少し研究していきたいなど、そのように考えております。

以上であります。

**議長（武田ユキ子君）** 10番、金野盛志君。

**10 番（金野盛志君）** 私も今回質問するに当たって、社会福祉法人とか、あるいは初任者研修の講座をやっている、そういうところもお伺いをしました。いずれ、この介護について、それぞれの法人の経営者、そういうところについては必死になって努力している。本当に笑えない冗談みたいに言われたのは、私は今ここで介護していますと、職員としてやっていると、やめられないと、私はここから入所するような状況になるのではないかと、このくらい現場は逼迫しているということですので、一つ一つの施設、法人、そういうところを是非足を運んでいただいて、本当に私はここに行政の施策を大きく入れていくべきだということを期待いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

**議長（武田ユキ子君）** 金野盛志君の質問を終わります。

次に、勝浦伸行君の質問を許します。

勝浦伸行君の質問は、一問一答方式です。

3番、勝浦伸行君。

**3 番（勝浦伸行君）** 議長より発言の許可をいただきましたので、先に通告しておりますとおり、資源エネルギー循環型まちづくりと一般廃棄物処理基本計画に関して、ほか2件について一般質問を行います。

最初に、一関市が取り組んでいる資源エネルギー循環型まちづくりと広域行政組合が策定している一般廃棄物処理基本計画の関連について管理者に質問を行います。

資源エネルギー循環型まちづくりに関しましては、昨年の9月議会におきまして、私の意見提案を中心に質問しております。きょうは1年がたちましたので、改めて以下の項目について伺います。

私は5年ほど前から、新エネルギー、そして廃棄物の燃料化、再資源化について、さまざまな機会をとらえ勉強を続けております。昨年の議会でも発言しましたが、今、環境先進地ではエネルギー革命が進み、エネルギーの地産地消の考え方のもと、廃棄物を発電のための燃料としてとらえ活用しています。

そこで、最初の質問、意見提案ですが、世界最先端の環境都市を一関市では目指し、現在、資源エネルギー循環型まちづくりに取り組んでいますが、広域行政組合の管理者として、これまで「ごみ」と称してきた一般廃棄物、燃えるごみ、その他の名称を「資源」と改めていくことによって、この地域で暮らす皆さんに対して大きなメッセージを与えることにつながるとともに、廃棄物の減量化、一般的に3Rと称されるリデュース・リユース・リサイクル、さらには熱回収、サーマルリサイクル、適正処分による廃棄物処理及びリサイクルを進める上で、大きな地域住民の意識向上につながると考えますが、見解を伺います。

次に、新聞記事によりますと、一関市では、来年2月にバイオマス産業都市構想を策定し、国のバイオマス産業都市選定を目指すとあります。

そこで質問ですが、この構想の中で、新エネルギーの重要な燃料源となる燃やせる資源、廃棄物をどのように生かそうとしているのか、昨年9月に伺っていますが、その後どのような検討が進んでいるのか伺います。

次に、昨年の議会でも質問しましたが、一関市はリサイクル産業の最先端をいくセメント工場を有する貴重な自治体です。昨年もこの場所で紹介させていただきましたが、東京多摩資源循環組合においては、エコセメント化施設、セメント工場ですね、を建設することにより資源循環を進め、埋立て量の激減に成功しています。埋立て量を減らすために自治体がセメント工場を建設し運営しております。昨年の質問以降、十分な時間が経過しましたので改めて伺いますが、焼却灰のセメント原料化により最終処分場の位置づけは大きく変わると考えますが、検討した経過について伺います。

次に、生活排水処理事業に関して、行政組合が所管するし尿処理施設に関して質問します。

私は、この施設は、可燃廃棄物とともに消化ガスを活用することにより、非常に重要なバイオマス資源になると理解しております。この新施設の建設に関して、その建設場所を含め、現在の施設建設の基本的な考え方がどうなっているのかお伺いします。

そして、広域行政組合が認可を行っているし尿の一次貯留の現状について伺います。

2つ目の大きな質問ですが、生活排水処理事業に関連して、浄化槽の管理、清掃業務について質問します。

一関市では、9月議会の議決により、来年度から大東町、東山町、川崎町が取り組んできた市町村設置型浄化槽事業が廃止され、全市域において個人設置型浄化槽に統一される議案が可決しました。これに伴い一関市では、農林水産省、国土交通省、環境省の3省が連携して出した持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルにより、人口減少等を踏まえた各種汚水処理施設による整備区域の適切な見直しについて、今後10年をめぐり汚水処理の概成を行うことに取り組んでいくことが示されました。

一関市議会の9月議会での私の質疑によりますと、一関市では、今後の概成10年の取り組みにより、今後10年間で新たに6,000基余りの浄化槽の新設を目標に汚水処理事業に取り組んでいくことを表明しました。

そこで質問ですが、個人設置型浄化槽に統一されることにより、これまで行政が管理していた大東、東山、川崎の市町村型浄化槽設置者、そして新たに浄化槽を設置する市民の皆さんにとって、浄化槽の管理は非常に私は大きな負担になると考えております。そこで質問ですが、行政組合が作成している一般廃棄物処理計画において、し尿及び浄化槽汚泥の処理フローをその中で示しておりますが、行政組合が所管、管理する部門が大変市民にはわかりにくくなっています。行政組合が浄化槽管理に関して所管している部門はどのようなことなのか、それについてお伺いします。

最後に、ごみ袋の有料化、統一について伺います。

管理者である勝部一関市長は、資源エネルギー循環型まちづくりに取り組む上で、世界に誇れる環境都市を目指していきたいと表明しておりますが、それは先進的な施設整備はもちろんですが、最も大切なことは、最初の質問でも申し上げましたが、世界に誇れる環境都市を住民協働の考え方のもと、この地域で暮らす皆さんとともに廃棄物の減量化や分別収集に積極的に取り組んでいくことであると考えます。そこで、以下について伺います。

最初に、廃棄物を資源としてとらえる観点から、現在、家庭用ごみ袋と称している袋の名称を

改めるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、旧東磐井地区では、数種類の色違いの収集袋を利用して廃棄物の分別収集を行っています。廃棄物の大きな減量化につながると考える収集袋の有料化、統一についての現在の考え方について伺います。

以上、檀上よりの質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

**議長（武田ユキ子君）** 勝浦伸行君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 勝浦伸行議員の質問にお答えいたします。

まず、一般廃棄物処理基本計画において、「ごみ」というふうに表記をしております一般廃棄物の名称でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、これによりまして、廃棄物の定義が示されております。すなわち、「ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚泥又は不要物であって、固形状または液状のもの」というふうな定義がされているところであります。

この一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づいて策定が義務づけられているところでございまして、当組合が策定した基本計画は、その表記について国が示した策定指針に合致するものでございます。このことから、「ごみ」という表記については、国の関係法令、関係する計画及び策定指針に合致しているものではございません。一般廃棄物処理基本計画においては、「ごみ」を「資源」というふうに表記を改めるところまでは現状ではいっていないというところであります。

なお、昨年度より、私から職員に対しては、ごみ、あるいは燃焼、処分という表現はなるべく使わないようにしたほうが良いということを職員のほうに徹底してきているところでございます。現在のこの表記を一気に変えるというところまで現在では至っておりませんが、趣旨としては、「ごみ」という表現はなるべく使わない、ある時期が来たら、これは一斉に切りかえていこうということで今進めておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

なお、現在、一関市では、一関市、平泉町を区域とする一関地方で発生する一般廃棄物やバイオマスなどを資源といたしまして、再資源化やエネルギーを生み出して活用することにより、地域内でその資源やエネルギーを循環させるための調査、研究を進めており、10月13日、昨日開催された第4回の資源・エネルギー循環型まちづくり推進本部において、資源・エネルギー循環型まちづくりビジョンの最終案が示されたところであります。

当組合としても、同様にエネルギー資源の実態の把握や廃棄物の減量化、エネルギーのあり方などについて検討しているところでございますので、今後、ごみもエネルギーを生み出す資源として活用していくという、この大原則を住民の皆さんにあらゆる機会を使って周知をして、理解を深めていただくことに努力をしてまいりたいと思っております。

次に、これまで焼却してきたごみの活用についてでございますが、燃やすごみとして焼却してきた廃棄物は、一般家庭から集積場所に出されたもの、それから直接清掃センターに持ち込まれたもの、これらを各清掃センターで焼却処理をしているところであります。当組合管内で発生する燃やす廃棄物の排出量は、平成26年度で年間約3万4,000トン、住民1人当たりになりますと1日700グラムというふうになっております。

当組合としては、新焼却施設建設の計画においては、可燃性廃棄物を焼却することにより発生

いたしますエネルギーの余熱活用や、メタン発酵によるメタンガスの活用、ペレット燃料化による活用などについて、一関市の資源・エネルギー循環型まちづくりビジョンを基本に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、焼却灰のセメント原料化の問題でございますが、平成26年度における焼却灰についてでございますが、ごみの焼却灰にはごみ焼却過程で発生する燃え殻、いわゆる主灰と申しますもの、それと公害防止設備で排ガスから除去されたばいじん、いわゆる飛灰があります。その発生量について見ますと、一関清掃センターの主灰が約3,000トン、それから飛灰のほうは300トン、大東清掃センターのほうは飛灰が1,100トンとなっており、それぞれ舞川清掃センターと東山清掃センターで埋立て処分をしているところであります。

この焼却灰をセメントの原料とするためには、焼却灰に含まれる塩分の除去と、それから1キログラム当たり100ベクレル以下という放射性物質濃度の基準がございます。現時点におきましては、塩分、放射性物質濃度ともに一関の場合はこの基準を超えている状況でございますが、新施設においては、塩分除去装置を設置するとともに、今後の放射性物質濃度の低減により、将来的には焼却灰のすべてをセメント原料として利用したいというふうに考えております。

また、焼却灰をセメントの原料として利用することができることになれば、新しい最終処分場の埋立て容量は、これまで地域の説明会で説明してきたところでありますが、その規模は想定している30万立方メートルから6割ほどの容量に縮減できることが見込まれておりまして、最終処分場の規模の縮小に確実に繋がっていくと考えているところであります。

次に、し尿処理におけるエネルギーの活用についてでございますが、し尿や浄化槽汚泥は、メタン発酵させることによりガスを発生させて、バイオマスエネルギーとして活用できるものでございます。ただし、現在、一関市が資源・エネルギー循環型まちづくり推進本部で進めている検討におきましては、市が管理している施設からの汚泥量では、バイオマス発電や発熱に利用するには量が不足することから、今後、国内の事例をさらに調査、検討する必要があるというふうに考えております。

当組合では、新しいし尿処理施設でのバイオマスエネルギーの活用については、一関市の検討結果を踏まえ、その導入の可能性について検討してまいりたいと考えております。

新しいし尿処理施設の建設については、現在、一関市、平泉町のし尿、浄化槽汚泥の処理を一関清掃センターの2つの施設、川崎清掃センターの1つの施設、計3施設で処理をしておりますが、そのうち一関清掃センターの2つの施設は、稼働から第1し尿処理施設で38年、第2し尿処理施設で27年を経過している施設でございますことから、その施設の点検と維持修繕を行い、安定稼働を維持しているところでございますが、できるだけ早い時期に新しいし尿処理施設の整備が必要であると考えております。

現在、仮設焼却施設、新しい焼却施設、新しい最終処分場の建設について、狐禅寺地区の皆様方に説明をさせていただいておりますが、新しいし尿処理施設については、新焼却施設稼働後にその建設を行うこととし、また、建設場所については、新しいし尿処理施設については狐禅寺地区以外として今後検討していくことを説明させていただいているところであります。

次に、ごみを資源ととらえた場合の住民周知についてでございますが、先ほどの一般廃棄物処理基本計画における「ごみ」の名称についてお答えしたとおりでございますが、「ごみ」もエネルギーを生み出す重要な「資源」であるということ、そしてそれを活用していくことが大事であるということについて、住民の皆さんに周知を図ってまいりたいと思います。

それから、ごみ袋の有料化、それから分別、種別の統一についての質問がございました。

大東清掃センター管内のごみ袋は、分別種別ごとに5種類、大きさは大・小の2種類、それから、一関清掃センター管内のごみ袋は、分別種別による使い分けはなく1種類、大きさは大・中・小の3種類、資源ごみについては透明な袋でもよろしいということになっているところであります。

当組合では平成19年から平成21年まで、ごみ袋の統一に向けて、構成する市町と協議をしてみました。意見の集約には至らず、平成26年度に一関清掃センター管内で、大東清掃センター管内と同じ取っ手つきの袋の形状に変更をしたところでもあります。現在、ごみ袋の統一に向けて作業を進めているところでもあります。当組合の構成市町において、行政区長、それから公衆衛生組合連合会などからの意見の集約をお願いしているところがございます。2つの清掃センター管内で使用しているごみ袋のよい点、あるいは改善すべき点など、分別の向上と使いやすさの観点から、よりよいものにしたいと考えているところでもあります。

ごみ袋の有料化の問題につきましては、岩手県内では北上市が導入しているところがございますが、住民の皆様の負担を伴うことでもございますことから、検討課題としてとらえて、今後さらなる検討をしてみたいと思っております。

なお、生活排水処理事業及びし尿収集運搬業者が設置したし尿の一時貯留施設については事務局長から答弁させますので、よろしく申し上げます。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 私からは、生活排水事業について、そしてし尿の一時貯留についてお答えをいたします。

まず、生活排水事業についてでございますが、現在、当組合が許可している浄化槽汚泥収集運搬業者は8社、浄化槽清掃業者は6社でございます。それぞれの業務を行う区域も許可により決められているところでございます。

平成26年1月に策定された国土交通省、農林水産省、環境省の3省統一マニュアルにおいては、今後10年程度を目標に地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備がおおむね完了することを目指すとされております。個人設置型浄化槽の整備については、その設置主体が住民の方々であります。一関市及び平泉町は普及推進と整備を支援する役割を担っており、今後とも個人設置型浄化槽の整備が進むものと考えております。

現在、当組合管内の浄化槽清掃業者は、あわせて浄化槽汚泥の収集及びし尿の業務についても行っているところでございます。浄化槽の設置増加に伴い、し尿収集量は減少しても、清掃業者の仕事量に及ぼす影響は少ないものと考えております。

次に、し尿収集運搬業者が設置したし尿の一時貯留施設についてでございますが、し尿は、し尿収集業者が清掃センターに直接搬入することを基本としております。し尿処理のくみ取り依頼が多いお盆や正月、大型連休前などのほか、緊急のくみ取り依頼に対応するために必要なものとして許可しているところであります。し尿収集運搬業者2社が、旧手負沢作業跡地の隣接地に、し尿積みかえ貯留用の一時貯留槽を共同で設置したものでありますが、現在は当組合の貯留施設を利用することをお願いしており、平成25年秋からは使用はしていない状況にあります。

なお、一時貯留施設の設置許可については、これまで水害時にし尿をくみ取りし、当組合で処理できる量を超えた場合には、業者の貯留槽に保管してきたところでもあります。今後、災害時の対応を検討しながら設置の必要性について業者と協議をしてみたいと考えております。

以上であります。

**議長（武田ユキ子君）** 3番、勝浦伸行君。

**3番（勝浦伸行君）** それでは、一問一答で質問を続けさせていただきます。

最初に、一般廃棄物処理基本計画について伺います。

おおむね答弁いただきましたが、私からもさまざまな意見提案もございますので、一問一答させていただきます。

先週、私は市内にある製紙工場に実は視察に行つてまいりました。昨年はこの議会の前に東山町のセメント工場に出向いて、さまざまな説明を受けてきたわけですが、私ども議員として、さまざまな施設を見て歩くことは非常に重要だなということを認識しております。

そこで、燃える廃棄物の活用方法についてですが、昨年のこの議会で私は、経済産業省が進める次世代エネルギーパークの認定を目指すべきである、勝部管理者の目指す、世界に誇れる環境都市の構築には、これまでにないごみの分別収集や廃棄物の再利用を新たな視点で検討する必要があるということについて意見提案をさせていただきました。現在、その作業が続いておりますので、私の中ではいい方向に進んでいるのだろうという理解をしておりますが、そのような中で私は製紙工場に行つてきたわけですが、この製紙工場では昨年、私が意見提案させていただいた廃棄物の燃料化、RDF、固形燃料化に関しまして、この工場ではRDFより一歩進んだRPF化をしてバイオマスボイラーとして活用しておりました。以前、私が質問した際には、ごみ処理の技術動向として、このごみ固形燃料化、RDF化システムについて、RDFの需要が見込める事業所が存在しないと以前は説明されておりましたが、現在、そのような事業所があることを私は確認したわけですが、行政組合としてその施設をご存じかどうかお伺いします。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** ただいま議員からお尋ねのあった件については、承知はしていないところでございます。

**議長（武田ユキ子君）** 3番、勝浦伸行君。

**3番（勝浦伸行君）** これは、今、一関市は、資源エネルギー循環型まちづくりに世界最先端のものをつくりたいとして一生懸命勉強しているのですね。そのような施設が目の前の足元にあるわけです。

私、この施設に行ってきました。そして話を聞いてきました。これは、自社工場で排出される廃棄物によってRPFをつくって、さらに木質チップを合わせることによって工場内の電力の1割弱を今では賄っている、工場内の廃棄物で発電することは、廃棄物の利活用に経営上さまざまな観点から非常に有意義であるということをお伺いしました。

エネルギーの地産地消をやると今、管理者は言っているわけですが、私どもは新施設に関しては、いまだに何も説明がないわけですから、どのような検討がなされているか私どもは知るよしがありませんが、廃棄物を分別収集し固形燃料化していくということは、私は一つの選択肢であると思ひ、以前からこの話は続けております。昨年は、富良野市が自治体として清掃センター建設に当たり、焼却しない選択肢を選んだことをこの場で話させていただきました。また、九州は次世代エネルギーパークの非常に多いところですが、この大牟田市ではやはり同じように、新焼却場建設に当たって焼却施設を建設しませんでした。燃える資源のRDF化により固形燃料を原料として発電を行っていますが、可燃ごみを従来の焼却方式から固形燃料化方式に転換して発電施設、もしくはボイラーの燃料として活用することも多分検討されているとは思いますが、

どのような形で今その資源エネルギー循環型まちづくりの中で検討されているのかお伺いします。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 資源循環型まちづくりについては、一関市が取り組むということで、広域行政組合としても私とそのメンバーのオブザーバーという形で検討には加わってまいりました。新焼却施設、あるいはそこで燃えた主灰なり飛灰というものが出るわけですがけれども、それを固形燃料化するというような意味にとらえたのですけれども、そういうことでよろしゅうございますか。燃やさないでということですか。

**議長（武田ユキ子君）** 3番、勝浦伸行君。

**3番（勝浦伸行君）** 私の質問の意図がうまく理解されていませんでしたので、この問題に関しましては一関市議会で改めて質問させていただきますので、この質問に関してはこれで終わらせていただきます。

次に、先ほど答弁ありました今後新設される予定のし尿処理施設について伺います。

先ほどの答弁で、汚泥量が不足するためになかなかメタン発酵をバイオマスとして活用するのが今の状況では難しいという答弁がありました。私が最近調べ得た情報によりますと、茨城県守谷市では消化ガス発電事業を始めた。10月1日から。この守谷市は人口が5万5,000～6,000人だと思っておりますので、私は不足するというのはわからなかったのですけれども、まずお伺いしますが、この守谷市で取り組んでおります守谷浄化センターで始めた守谷バイオガスパワーによる発電、これについての情報は得ていますでしょうか。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** それについても、組合としては詳しい情報は入っていないところであります。

**議長（武田ユキ子君）** 3番、勝浦伸行君。

**3番（勝浦伸行君）** 私は、議員一人でさまざまな情報をいろいろ取得できるのです。それに対して、職員の皆さんというのは、市長以下、約千数百人の職員の中でさまざまな情報を得ることが可能だと思うのです。このニュースはかなり大きなニュースでして、情報を、新聞記事ではないのです、新聞記事もありましたけれども、毎日新聞にも載ったのですけれども、この中に下水処理場が市の新財源に変わり、早変わりして消化ガスから300世帯分の電力を賄うというような大きな見出しが載っております。さらに、この運営に関しましては、自治体側の負担が少ないPFI方式の一つであるDBOというのですか、民設民営方式を採用したとあります。また、9月の一関市議会でも紹介しましたが、福岡市が取り組む下水バイオガスから水素をつくるという事業も紹介させていただきましたけれども、今、新エネルギーに積極的に取り組む自治体は少なくありません、大変多いと思います。地方創生の一役を担っていると私は思っております。この一関市が積極的にバイオマス産業都市構想を進めると言っておりますけれども、この技術革新は日進月歩で飛躍的に進み変革しております。大きな方向性を今示すことは必要だと思いますけれども、行政組合がかかわる案件についても、もっと情報をいっぱい集めて、その中身について検討を進めていくべきと考えますが、見解を伺います。

**議長（武田ユキ子君）** 田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** 今、議員からご紹介のありました、いわゆるし尿、下水道汚泥のメタン発酵でございますが、我々が承知しておりますのは、山口県の防府市のいわゆるメタン発酵というふうなもの、それから栃木県の鬼怒川の下水道の部分でバイオガスから水素を抽出して燃料電池

で発電を行っている、あるいは愛知県の豊橋市では、やはり同じようにメタンを発酵させ、バイオガスによって発電に活用、あるいは発酵後の残渣は炭化燃料、時代とともにいろいろな手法でそれぞれの自治体で取り組まれているところがございます。我々も今後、具体化していくに当たって時代がまた変化してまいりますので、いろいろな情報を入りながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

**議長（武田ユキ子君）** 3番、勝浦伸行君。

**3番（勝浦伸行君）** 私は、これはたくさんありすぎて、たまたま私が調べたものが合致しなかっただけだと思っております。とにかく、さまざまな事例が今、全国にありますので、私はこの問題に関しては市民の理解を得ながら、私はこれはもうエネルギーの地産地消というのはもう待ちに待った政策ですから、強力に進めていただきたいと思っております。

そこで、次はし尿の一時貯留に関して伺います。

先ほど、局長から説明がありましたとおり、一関の旧清掃センター跡地である手負沢、私はこの跡地利用を議員になった当初から一日も早く利活用するようという提案をさせていただいておりましたが、やっと貸し工場を建設することで跡地の活用が決まりました。

それで、先ほどの答弁にもありましたが、前に市長も、この議会だったか市の議会だったか、ちょっと今ど忘れしましたが、あの場所は大変眺めもよくて、すばらしい場所であるという説明を伺いました。私もそう思っております。目の前には新しいショッピング街が広がり、ユードームが見えて、奥には須川が見える、大変すばらしい立地環境にあります。その場所を今後、貸し工場として利活用していく、これに対して私は異論はないのですが、そこにいまだに昭和何年に許認可をしたのかわかりませんが、いまだに一時貯留槽があつて、今はあまり使っていないと言いつつ、いまだに許認可を続けている。私は、あの場所は廃止しても何も問題ないと思っておりますけれども、もう少し積極的に廃止、許認可をもう続けられないという方向性を示していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 今、その一時貯留施設ですけれども、道路を挟んだ川側と申しますか、下側にあるところであります。コンクリートでつくられたもので、しっかりふたがなっていると、それについては現在は使っていないというところがございます。いずれ、その所有権については、業者側にあるわけですけれども、先ほども答弁しましたけれども、廃止する、使わないというか廃止する方向で話し合いを進めていきたいというところでもあります。

以上であります。

**議長（武田ユキ子君）** 3番、勝浦伸行君。

**3番（勝浦伸行君）** この問題は私は前々から言っておりますので、一日も早く決着させていただいて、あの地域を新たな一関市の、貸し工場ができるわけですから、すばらしい場所として利活用していければと思っております。

それでは、次に浄化槽の管理について伺います。

先ほど答弁ありましたが、市民の立場から言わせていただきますと、この浄化槽の管理に関しては非常にわかりにくい。浄化槽から出る汚水の状況の管理は県にあって、河川への汚水の流入に関しては市の生活環境対策課が多分窓口になって、さらに浄化槽を設置したあとは市が管轄する保守点検業者に管理を委託して、さらに1年に1回、定期清掃が義務づけられていて、その定期清掃は行政組合が所管する業者がやると、このような流れだと思いますけれども、間違いあり

ませんよね。

**議長（武田ユキ子君）** 千葉一関清掃センター所長。

**一関清掃センター所長（千葉憲明君）** 今、議員よりお話しがあった中で、点検については県の許可に基づいて点検業者が点検を行っているというふうな形でございますし、それ以外のお話があった部分については議員おっしゃるとおりでございます。

**議長（武田ユキ子君）** 3番、勝浦伸行君。

**3番（勝浦伸行君）** 私、個人的に、非常に浄化槽を設置してから結構複雑だとずっと思っていたのです。それで、私は基本的に上水道、水とそれから排水、下水道を含めた汚水処理、これは水を利用して、その後河川に排出するわけですから、これは私は自治体が責任を持って管理すべきだとずっと思っていたのです。ところが、今度、全市域において、個人設置型浄化槽事業を導入することによって、一部の責任が個人、住民の皆さんに課せられることになる。そこで質問するのですが、非常にわかりにくい浄化槽の管理ですが、行政組合が所管するくみ取り清掃業務の許可に関して先ほど説明ありましたが、くみ取りに関する苦情というのは最近ほとんど聞かなくなったのですね、なかなかくみ取り屋が来ないという苦情はほとんど今聞かなくなったのです。ところが、私、見ている限り、浄化槽の清掃業務に関しては、これは私どもが頼んで3カ月に1回ずつ来ていただいている管理業者が私は清掃するのだと思っていまして、そうではなくて、くみ取り業者が清掃業の許可を持っていて清掃をしているという実態があるようでは、その点はどうなっているかお伺いします。

**議長（武田ユキ子君）** 千葉一関清掃センター所長。

**一関清掃センター所長（千葉憲明君）** 通常浄化槽の管理、点検業務については、先ほど申しましたように、県の許可行為に基づいて点検業者が行ってございます。なお、その際に清掃なり、あるいは1年に1回ということもございますけれども、そういった清掃の必要な時期というふうなものがまいましたら、そもそもの浄化槽の管理は個人の場合は個人、設置者が管理を行うということですが、実態は点検業者がその業務を担ってやっているわけですが、点検業者がそのように判断した時点で清掃を行ってこれという形で清掃業者に依頼することになるので、清掃業者は当然清掃に伴って出てくるそういった汚泥というものは処理しなければいけないということから、運搬業と兼ねているものが多いというふうな実態でございます。

**議長（武田ユキ子君）** 3番、勝浦伸行君。

**3番（勝浦伸行君）** そちら辺が私、見ていて非常にわかりづらかったのです。毎月というか、3カ月に1回来る点検業者とは顔なじみになっているのですが、実は清掃業者というのは1年に1回、もしくは2年に1回、場所によっては2年に1回の人もあるようでは、2年に1回しか来ないものですが、あとほとんどお会いすることがないのです。浄化槽の不備に関しても、私どもがお会いするのはその管理業者の方なのです。その方にお伺いしたら、3カ月に1回来て、中を全部点検していくわけですが、それで清掃もその方々がやっているのだなと思えば、清掃の許可はくみ取りの業者がほとんど持っておりますという説明を受けましたけれども、そのような形なのでしょうか。

**議長（武田ユキ子君）** 千葉一関清掃センター所長。

**一関清掃センター所長（千葉憲明君）** すべて清掃業者の許可を持っている者が収集運搬というふうな形にはなってございませぬけれども、おおむねそのような形になってございます。

**議長（武田ユキ子君）** 3番、勝浦伸行君。

3 番（勝浦伸行君） 私はその辺はあまり深くどうこうという話ではないのですけれども、やはり私は3カ月に1回お会いする業者に清掃もやっていただいたほうが安心できるかなと思っており、この許認可に関してはどのような形で許認可しているのか、それについて伺います。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 私どもが許可を担当する浄化槽の清掃業でございますけれども、これについては浄化槽法に基づいて、それ以下、関係法令、細かい決まりもございまして、そういったものに基づいて審査をして許可までするという流れになってございます。

議長（武田ユキ子君） 3番、勝浦伸行君。

3 番（勝浦伸行君） 今後、個人設置型浄化槽が非常に増えていくと私は思っておりますし、下水道区域の縮減も一関市ではしていくという話ですので、私は浄化槽の管理をもう少しわかりやすい形でやっていただきたい、そのようなことをお願いしまして、きょうの質問を終わらせていただきます。

議長（武田ユキ子君） 勝浦伸行君の質問を終わります。

昼食のため暫時休憩をいたします。再開は1時15分といたします。

休憩 午後0時12分

再開 午後1時15分

議長（武田ユキ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、那須茂一郎君の質問を許します。

那須茂一郎君の質問は、一問一答方式です。

8番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） 通告に従って質問してまいります。

まず、介護保険料の納付方法についてですが、コンビニエンスストアでも納付できないものでしょうか。国保と一緒にいる世代は、市での納付方法はコンビニの活用ができますが、介護保険料単独での納付は他の機関を利用しなくてはなりません。今、24時間営業しているコンビニは金融関係も取り扱っており、非常に便利な地域のストアとなっています。介護保険料も市で扱っている他の税と同じく、コンビニ扱いができるようにならないのでしょうか。

次に、焼却炉の排煙の放射性物質、セシウムの検査方法についてお尋ねします。

放射性物質、セシウムで汚染された牧草を大東清掃センターで焼却していますが、バグフィルターが2段にあり活性炭を吹きつけするので、検査してもほとんど出ていなく、検出下限値以下だと言われてきました。私も当初、検査しても出ない、バグフィルターはセシウムを押さえる、これがあれば放射能汚染物質を焼却できると思っていました。ただ、排煙1立方メートル当たり、低くてもごみ1トン当たり排煙の立方メートル数が何百倍にもなり、総量がどうなのか、総量的に検出とは思っていません。それが多くのセシウム原子がバグフィルターを通過するとの意見や論文が出始めました。それは、瓦れきを焼却した各地の焼却場の周辺が放射能の値が高いとの住民の報告が相次ぎ、出ていないというけれどもどうなのだという事ではないでしょうか。

この状況に多くの研究者が疑問を持ち調べ始めましたところ、環境省が提示している検査方法では、排煙中のセシウムが正確にとらえられていないと言われております。それでも、なお出ていないと言われているのはどうしてでしょうか。

排煙の一部を蒸留水の中に引き込み、その蒸留水に溶けたセシウムをゲルマニウム検査器で測ると言われていますが、排煙が蒸留水の中を通るとき、早すぎて溶けきらないとも言われていま

す。理論的にも、バグフィルターでセシウムを99.99%捕捉するには無理があるのではないのでしょうか。セシウムで汚染されたごみ類を燃やすと、約800度くらいで気体になると言われています。それが急速に冷やされ、他の粉じんとくっついたりしてバグフィルターを通過して空中に出ると思いますが、バグフィルターで捕捉されるのはバグフィルターの網の目よりも大きなものだけではないのでしょうか。微少微粒子は煙となりバグフィルターを通過します。この微少微粒子にさまざまな原子がついていると言われています。酸素、窒素はもちろんのこと、セシウムの原子があればセシウムも一緒についていくと想定されませんか。セシウムの原子は1億分の1ミリ、バグフィルターの網の目は約100ナノメートルと言われています。そして、強力な送風機で押されている大きな粉じんにくっつかないセシウムは、あっという間に煙突から出てしまうのではないのでしょうか。それが空間放射線量にどうして影響しないかという問題であります。空中の大気の流れというものは不安定と言われています。密閉した中で測るのなら、部屋の中でのたばこの煙と同じく、ある程度実際に近く測定できると思いますが、大気は流れをつかむ程度にしかできないのではないかと思います。

そこで、焼却炉周辺の土を測り、実際に焼却炉からの汚染の可能性が強いと調べた方がおります。その方が9月に盛岡で講演なさいました。粉じんに付着したセシウムがバグフィルターを通り、空中に舞い上がり、それが地面に落下している、この事実をご自分で調べた方がおります。当時、この地域にも約1,000ベクレル以上のセシウムが落ちてきました。直接地面を測っては焼却炉からなのか前からなのかかわからないと思いますから、ブランクという何もない板を置き、改めて落下したセシウムを測っていく、そのような方法をすれば、不安定なモニタリングポストをあてにするよりずっと正確ではないのでしょうか。

以上、総論を述べましたが、1として、現在の検査方法についてお尋ねします。

2として、理論的妥当性のある検査方法についてお答えをお願いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

**議長（武田ユキ子君）** 那須茂一郎君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 那須茂一郎議員の質問にお答えいたします。

まず、介護保険料のコンビニ収納についてでございますが、一関市においては、コンビニ収納について、平成21年度から市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料のコンビニ収納を開始いたしまして、その後、平成23年度から市営住宅使用料、浄化槽管理料、保育料、奨学金返還金などのコンビニ収納をスタートさせ、さらに本年度からは後期高齢者医療保険料を追加して行っているところであります。

介護保険料につきましては、基本的に第1号被保険者にあつては公的年金からの天引きによる特別徴収を前提とした制度となっております。特別徴収に該当しない場合のみ、金融機関や口座振替による普通徴収での納付とされているところであります。

普通徴収となる第1号被保険者は、平成26年度では約4,900人、第1号被保険者全体の4万4,310人のうち11%となっておりますので、住民の利便性の向上を図る上からも、今後、コンビニ収納の導入について研究してまいりたいと思います。

介護保険料の収納方法につきましては、年額18万円以上の公的年金を受けている場合は年金からの特別徴収ということになります。これに対しまして、公的年金が年額18万円未満の場合や、受給している年金が支給停止となった場合は普通徴収という形になります。また、転入や65歳到

達によって新たに第1号被保険者に該当した場合も、一時的に金融機関や口座振替による普通徴収ということになっております。

次に、焼却施設から出る排ガス中の放射性物質の測定方法に関してでございますが、本年の3月24日招集の第27回定例会において、那須議員からの一般質問に対して答弁させていただいているところであり、その際の答弁内容と同じになりますが、改めてお答えさせていただきます。この測定方法は、放射性物質汚染対策特措法に基づいて、環境省が定めた放射能濃度等測定方法ガイドラインにより実施しているところでございます。具体的に申し上げますと、環境計量士の資格を有する者がいる業者に委託をして実施しており、測定は、まず、バグフィルター通過後の煙突の部分で排ガス3,000リットルを4時間程度吸引して、次に排ガス中の浮遊粒子状の物質をろ過紙で捕集いたします。さらに、そのろ過紙を通過した排ガスをドレン部と呼ばれる蒸留水が入った吸収びんを通過させてガス状物質等を捕集し、ゲルマニウム半導体検出器で放射性物質を測定するということになっております。

この測定方法は、国がガイドラインで定めている唯一の方法でございます。環境省からは、廃棄物資源循環学会において災害廃棄物の燃焼試験などを行い、科学的に検証されたものであると伺っております。

測定結果については、これまでの測定において、放射性物質は検出下限値を下回っているというところでございます。

なお、放射性物質を捕集する仕組みにつきましては、事務局長から答弁をさせます。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 私からは、放射性物質を捕集する仕組みについてお答えをいたします。

廃棄物中の放射性セシウムは、焼却炉内で850度以上の高温で燃焼した際、揮発したり、小さな液体の粒となって排ガスと一緒に流れていき、ガス冷却室や減温塔内で200度以下に冷やされますと、揮発した、あるいは液体となった放射性セシウムが主に塩化セシウムとして固体化し、ばいじんに凝集したり吸着されたりして、ばいじんと一緒にバグフィルターで捕集される仕組みとなっております。

放射性セシウムは、これまでの国立環境研究所でのバグフィルターの入り口と出口の測定事例などから、99.9%捕集できるとされております。大東清掃センターにおいてもバグフィルターを設置しておりますことから、確実に捕集できていると考えているところでございます。

また、国の定める方法以外の方法での測定につきましては、本年3月議会でもお答えしているところではございますが、改めて説明をいたしますと、環境省からは、新たな測定方法を採用する場合は、実験室レベルでのデータを蓄積して、既存の測定方法とも比較しつつ、有識者による検証を経る必要があると伺っているところであります。当組合といたしましては、科学的に検証された信頼のできる放射性物質濃度測定結果を公表する責務がございますことから、科学的な検証を経て国が定めている現在の測定方法が、現時点での最良の方法と考えているところでございます。

以上です。

**議長（武田ユキ子君）** 8番、那須茂一郎君。

**8番（那須茂一郎君）** いろいろとありがとうございました。

最初のコンビニの納付については、前向きな回答と受けとめまして、是非早くやっていただきたい。納付書が来てコンビニが利用できないという人が結構びっくりしていました。何でという

話でしたので、ぜひそれを取り組んでいただきたいと思います。1 番目の質問はそれですといたします。

2 つ目の問題で、非常に検査の結果、当局としてもいろいろとインターネットを使って、さまざまなデータ、まずいいのから悪いのから集めているので、まず私の質問している内容についても、そのデータがあると思って質問させていただいたのですけれども、まず、セシウムが全部バグフィルターの網の目に引っかかるというふうに考えていますか。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 先ほどもお答えいたしましたけれども、99.9%捕集できると、そういうふうに理解をしております。

**議長（武田ユキ子君）** 8 番、那須茂一郎君。

**8 番（那須茂一郎君）** 管理者から、3 月のこの議会での質問と同じだと言われましたけれども、なかなかいろいろなデータが進んでいまして、私も 4 月 30 日に出た資料もいただいて、やっぱり読ませてもらっているのですけれども、どんどん、どんどんやはりおかしいということが世の中で進んでいるわけです。なぜならば、放射性物質が、大東は測っていないからわからないのですけれども、よその焼却炉の周辺では地上から結構出ているというふうに話されています。そういうふうな資料などはございますか。

**議長（武田ユキ子君）** 菊池大東清掃センター所長。

**大東清掃センター所長（菊池覚君）** 大東清掃センターで牧草の焼却をしているところでございますけれども、大東清掃センターにおきましては、先ほど答弁も申し上げましたが、議員もご存じの内容だと思いますが、いわゆるバグフィルターが二重に設置されていると、あるいは活性炭吸着塔といったようなものが設置されているというふうなことから、バグフィルター通過後のガスは活性炭吸着塔でおおよそ 2 週間程度そこに吸着されて、その後の排ガスというふうな形で煙突から排出されるというふうな仕組みになってございますが、活性炭そのものも検出下限値以下というふうな結果になっているところでございますので、基本的には 99.9%回収できているものというふうに考えているところでございます。

**議長（武田ユキ子君）** 8 番、那須茂一郎君。

**8 番（那須茂一郎君）** 大東清掃センターの例を出されてお話、お答えいただきましたけれども、それでは大東清掃センターのバグフィルターの網の目はどのぐらいの大きさですか。

**議長（武田ユキ子君）** 菊池大東清掃センター所長。

**大東清掃センター所長（菊池覚君）** 大東清掃センターのバグフィルターの網の目の大きさということのお尋ねでございますけれども、私どものほうで把握している数値といたしましては、10 マイクロメートルといったような数字というふうに押さえているところでございます。

なお、これをそのままバグフィルターとして使うということでは当然なくて、使用開始前にはプレーコート剤といったような薬剤を噴霧いたしまして、初期付着層を作成した上でその後、捕集されたばいじんや消石灰がさらにそれに付着し、非常に緻密な層をつくってございまして、排ガスはこの層でろ過される仕組みとなっております。平均粒径で数十マイクロメートルと言われるばいじんは十分に除去できているというふうに考えているところでございます。また、国立環境研究所などの説明によりますと、フィルターの捕集機構として慣性力、あるいは拡散、遮り、静電気などの作用によりますと、0.1 マイクロメートル以下の微粒子も十分に捕集することができ、粒子径によらず高い捕集効率を発揮するというふうにされているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 少し単位を合わせたいと思うのですけれども、10マイクロメートルというのは、1万分の1がマイクロメートルですから、約その10倍、10万分の1メートルというふうに解釈してよろしいですか。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長。

大東清掃センター所長（菊池覚君） 先ほどの議員お尋ねの中にございました10ナノメートルから100ナノメートルというお話がございましたけれども、これをマイクロメートルに換算いたしますと、0.01から0.1マイクロメートルというふうな数字になろうかというふうに思います。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） いや、わかりやすいようにもう少し単位を合わせたいのですけれども、マイクロメートルは1万分の1メートルのことですか。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長。

大東清掃センター所長（菊池覚君） 議員ご質問のナノメートルとマイクロメートルの違いというふうなことかというふうに思いますが、1ナノメートルは10のマイナス9乗メートルというふうに言われてございます。いわゆる10億分の1というふうな単位になりますし、1マイクロメートルは10のマイナス6乗メートルというふうなことで、1,000ナノメートルになろうかというふうに思います。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） ちょっとなかなか単位が合わなくて、これから質問する分がかみ合わないと思うのですけれども、では、その網の目よりも、先ほどお話しした原子の長さというのがありましたね。この長さはどちらが大きくて、どちらが小さいのですか。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長。

大東清掃センター所長（菊池覚君） お尋ねの趣旨がよくわからないのですが、具体的には承知しておりません。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） ナノメートルは100万分の1ミリといいますね。そして、私が質問した、最初にやったのは、原子の長さというのは単位が1億分の1ミリという話を聞いています。そうしますと、原子の長さのほうは小さくて、そして網の目のほうが大きいのではないのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長。

大東清掃センター所長（菊池覚君） 単位のことを言いますと、1ナノメートルというのは10億分の1というふうに言われていますので、ちょっと議員ご質問の100万分の1という単位とはちょっと違うかなというふうに思いますが、今、議員がおっしゃったお話の趣旨はそのとおりかというふうに思います。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） ちょっと昔習った単位で私も勘違いしているかもしれませんが、所長が、私が言ったように網の目が大きくて原子が小さいというふうに、それは一致しますね。そうしますと、それを燃やしたセシウム、それが塩化セシウムになっているというばかりではなくて、単体のセシウムもあるというふうになるのですが、それが送風機の力で強力に煙突外に出されるわけですね。そのとき、大きな粉じんはバグフィルターにくっつくのでしようけれども、単体としてなる、それから小さな微少微粒子にくっついている原子等は一緒に出るというふうに解釈しま

せんか。

**議長（武田ユキ子君）** 菊池大東清掃センター所長。

**大東清掃センター所長（菊池覚君）** 先ほども申し上げたところでございますが、850度以上の高温で焼却されたものが揮発をするということになるわけですが、冷却室、あるいは減温塔といったようなところで200度以下に冷やされるわけですね。そうした中で、いわゆるセシウム、原子状の状態であるのかどうか詳しくはわかりませんが、言われておりますのは塩化セシウムというふうな形に変化をして、いわゆるばいじんに凝集、あるいは吸着されるというふうな形になっているというふうに理解をしているところです。

**議長（武田ユキ子君）** 8番、那須茂一郎君。

**8番（那須茂一郎君）** 全部が全部そのように塩化セシウムになるわけではないでしょう。溶けた分はみんな気体となると、気体となったときは原子なりになっていくと。それが今度、冷やされる過程の中においてさまざまな塩化物がくっついて塩化セシウムになっていくと。しかし、瞬間的なことですから、それがきちんとならないと。そのとき、大きな粉じんにくっついたものはバグフィルターに引っかかるけれども、そうでないものはものすごい送風力によって出ていくというふうに解釈されませんか。

それから、煙が出るということありますね。煙というのは粉じんのことではありませんか。

**議長（武田ユキ子君）** 菊池大東清掃センター所長。

**大東清掃センター所長（菊池覚君）** 一般に煙が出るというふうなお話があるわけですが、以前の議会でもお答えしているところでございますが、いわゆる煙突から出るものというのは、基本的には水蒸気、もしくは空気というふうなところで考えているところでございます。

**議長（武田ユキ子君）** 8番、那須茂一郎君。

**8番（那須茂一郎君）** 水蒸気、水滴のことですね。それで、硫酸雨と聞いたことがありますね。雲の中に、雲も水滴なのですけれども、その中に硫酸銀が入って亜硫酸ガスで大気汚染されるとか聞いていますね。それと同じように、煙突から出る水蒸気の水滴、それから先ほどの空気というお話でしたけれども、空気の中に酸素原子とか窒素原子が入っていますけれども、それも粒子にくっついて出るというふうにお話しされていますけれども、それはご存じですか。

**議長（武田ユキ子君）** 菊池大東清掃センター所長。

**大東清掃センター所長（菊池覚君）** ちょっとその辺のとらえ方が議員と違うところもあるのかなというふうに思うのですが、議員は出ているという前提でのお話かなという思いもするものですから、ちょっとかみ合わないかなというふうに思っているのですが、確かに99.9%ということですので100%であるというふうには言っていないところです。わずかなものは当然のことながら出ている部分があるかというふうには思いますが、それは極めて少ないものというふうに考えているところでございます。

なお、先ほどもお話しいたしましたように、200度以下に冷やされるということによりまして、基本的にはほとんどのものは沸点以下になるわけですので、大多数は固体化するというふうなことから考えまして、いわゆる気体状で存在するものというのはごくわずかであろうというふうに思われます。議員もご承知かもしれませんが、環境省から示されておりますガイドラインの中には、京都大学の高岡教授が安定セシウムに関する調査結果というふうなものを報告してございまして、バグフィルターの前で固体状のものが99.9%、ガス体のものが0.1%であったというふうな報告がなされているというところからいたしましても、ほとんどが固体状のものという

ふうに理解しているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） そのところが肝心なのですね。固体となると、気体から固体になるけれども、ほかのものに、粉じんにくっつかないで単体として固体となるという部分があるというふうに解釈しませんか。全部の固体が、例えば気体となったものが全部粉じんにくっついたり、大きく化合するなら別ですけれども固体となると、そのセシウムの固体の大きさが1億分の1というふうな解釈しませんか。もちろん、850度になれば気体になるとわかりますね。それがバグフィルターによるために一気に水をかけて200度以下にしていくわけですね。そのとき、固体になると。固体になるけれども、そのとき、固体の大きさはどうなのですか。セシウムの固体というのは全部が例えば引っかかるものではなくて、単体として残ると、一部は化合したりくっついて粉じんや塩化セシウムになることはわかりますけれども、そういう固体となった大きさはどのぐらいですか。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長。

大東清掃センター所長（菊池覚君） どのような形態で存在するのかというふうなお尋ねかなというふうに思いますけれども、先ほども申し上げているところでございますが、塩化セシウムというふうな形になりまして、いわゆるばいじんに吸着した形で存在するものというふうに思います。ですが、先ほども申し上げましたように、100%というふうなことを申し上げているわけではございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 100%とか99%というのではなくて、例えば今お話があったように、固体として存在すると、セシウムの単体としてやった分が非常に小さなものと、そしてバグフィルターの網の目は大きいと、そしてそれが強力な送風機によって出ていくと、そして煙が出る、水蒸気の煙も出る、それからある程度色がついているのもあるかもしれません、粉じんが入ってくるかもしれません。それにくっついて出ていくと。これはある物質であれば電気荷の関係で粉じんの中に原子がくっつくというのは知っています。そして、いろいろな空気の分子、水の分子とかくっつきましますけれども、その中でセシウムの原子もくっついて出るのはないですか。ですから、問題は測る分ですね、測る方法が今現在、ドレン、蒸留水の中で測りますけれども、バグフィルターの説明したのを言われましたけれども、わずかそのドレンの中において1分間に15リットル通していくのだという話をされました。ですから、それが早すぎて溶けきらないと、少なくとも水溶性のセシウムであれば1時間ぐらいその水中にいないと溶けきらないというふうに言われています。わずか1分ではどうなのでしょう。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長。

大東清掃センター所長（菊池覚君） 1分が適正なのか15分が適正なのかというふうな部分につきましては、私どもではその科学的な知見といったような部分もございませんので、いわゆる環境省が説明しておりますこの測定方法でやるのが最適な方法だというふうな理解をしているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 環境省が測定したものの、それがすべて正しいという形で、そういうことを住民に説明しますけれども、実際にもしも出ていたら大変でしょう。私はそこを一番心配するのです。住民の皆さん方も心配しています。そして、環境省がそのような形で検査しているという

ことに対して公表されていますから、しかし、多くの学者がそれはおかしいと、そういう検査では正確なセシウムが、灰の中のセシウムが測りきれないのだと、こういうふうにお話しされています。それで、私が何度も質問するのはそうです。出るなら出たで次の対策があります。しかし、出ない出ないと言っていて出たらどうなのですか。住民に対して、もしも環境省の言っていることが違って、皆さんがそのことを説明して十が一出ていったとき、住民に対してどう説明したらいいですか。皆さん方が言っているとおり、本当に99.99%出ていませんというのならこれはいいのですけれども、それに対して疑義を申し上げる人たちがいっぱい出てきているのですよ。それで、私が、素人が考えてもそのやり方はおかしいのではないかというふうに思うのですね。皆さん方はそう思わないのですか。

**議長（武田ユキ子君）** 菊池大東清掃センター所長。

**大東清掃センター所長（菊池覚君）** 議員ご質問の前提として、鮫川村の実証試験の結果であるとかそういったもので、いわゆる放射性物質の収支計算をもとにしたお話なのかなというふうに思いますけれども、大東清掃センターにおきましても、議員ご承知のように、いわゆる牧草と一般ごみとの混焼割合を決定するために、一定程度の放射性セシウムの焼却灰に排出される量というふうなものを推計を出しながら焼却割合を決めているところでありますけれども、推定値と、結果として出てきた灰の実測値の中には、当然低い日もありますが、逆に多い日もあるというふうな実態もございます。そういったことからして、必ずしも出ているということではなくて、そもそも最初の牧草、ロール状態にある牧草の濃度を平均値というふうな形でとらえるには非常にばらつきが多いというふうなことで、入ってくるもの自体に要因があって数値の変動があるのだというふうに理解をしているところであります。

そういった意味からして、基本的に99.9%が環境省が言っておりますようにとれているものというふうに思っているところでございますし、先ほどもお話ししたように、私どものほうの施設では、バグフィルターのと後に活性炭吸着塔といったようなものもございまして、活性炭に、2週間程度あるわけですけれども、そこをずっとガスが通っているわけですが、もし漏れているとすればその活性炭なりにも当然放射性セシウムが吸着されるというふうな形になるかと思いますが、活性炭そのものにも不検出というふうな実証、事業の際にそういうデータも出ておりますので、漏れていないだろうというふうに理解しているところです。

**議長（武田ユキ子君）** 8番、那須茂一郎君。

**8番（那須茂一郎君）** 前にお答えいただいたとき、総量的に合わない分が出てくるという話をしたとき、所長の答弁では、周辺にくっついているものがあるかもしれないという話をされましたけれども、それは今もそう思っていますか。

**議長（武田ユキ子君）** 菊池大東清掃センター所長。

**大東清掃センター所長（菊池覚君）** 今もちろん変わってございません。当然のことながら、議員ご承知だと思いますが、いわゆる不燃残渣と、焼却炉から排出される不燃残渣といったようなものがまずございます。これは、可燃ごみの中にどうしても空き缶であるとか瓶類であるとか、そういったものが混じり込んでしまっているのが現状でございます。これが当然燃えませんので、炉から排出されるというふうなことになるわけですが、その不燃物も放射能測定をしておりますが、今現在ですと400ベクレル前後ですか、そういった値が出ているところでございますし、あと時間差というふうな形にもなりますけれども、バグフィルターで捕集される前に、いわゆるガス冷却室、あるいは減温塔の下にも、これは比較的大きなものなのかもしれませんけれども、灰

がたまります。そういったものが当然あるわけですので、以前お話ししたように、途中で吸着される部分があるというふうなことについてはそのとおりだというふうに思っております。

**議長（武田ユキ子君）** 8番、那須茂一郎君。

**8番（那須茂一郎君）** ヒアリングのとき、不燃残渣のお話をいただきましたけれども、仮に1トンのごみを燃やしたとき、そして不燃残渣がそっくり残るわけですね。まず、その何%かというふうな状態だと思うのですが、そこに約数百ベクレルという話でした。牧草を燃やすとき、約3,000から5,000ベクレルぐらい、もっと高いのもあったかもしれませんが、もう今は低いでしょうけれども、そのぐらいの数字ですね。そうしますと、それがトン当たり3,000、5,000あるのではなくて、キロ当たりそれぐらいあるというふうな解釈ですよね。1キロ当たり3,000ベクレル、5,000ベクレル、牧草の分、いろいろラップサイレージの関係ですからあるのですけれども、そうしますとトン当たり、まず何トンと燃やしているのですけれども、飛灰に調整して燃やしているのですが、しかし、不燃残渣とかそういう部分というのはわずかなのですね、割合から言って。そうしますと、多くは飛灰や主灰のほかに、やっぱり計算が合わない分が出てくるのではないかと。その分はやはり空中から出ているというふうに解釈しませんか。本当にそれらにくっついてしまって大体総体的に合うのだというふうに解釈しますか。

**議長（武田ユキ子君）** 菊池大東清掃センター所長。

**大東清掃センター所長（菊池覚君）** 議員お尋ねの物質収支の関係かというふうに思いますが、以前からお話ししているところがございますけれども、基本的に入り口の牧草そのものの濃度もよくわからない、取る場所によって濃度にどうしてもばらつきがあるというふうな状況でございます。ですので、全体の平均値と、私どもでも混焼割合を計算するために推計値は出しておりますけれども、それについても先ほどもご紹介いたしました、実際推計値よりも実際の出てきた灰が上がったり下がったりしているわけでございます。そういった中で、その変動部分を見込みながら安全に焼却するというふうな形で、一般ごみとの混焼割合を決定しながら処理をしているというところがございますので、基本的には出ていると、先ほど言ったように99.9%捕捉、捕集できているものというふうに考えているところでございます。

**議長（武田ユキ子君）** 8番、那須茂一郎君。

**8番（那須茂一郎君）** では、最初の質問の中でお尋ねしたように、今までの部分は一応、本当にそれなりの分のやりとりですから、なかなかですけれども、周辺にやはり何も無いものを置いて、そこに落ちてくる粉じん、ばいじんの中からセシウムを測っていくというやり方をしているところありますけれども、そういう測り方をする気はありませんか。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 大東清掃センターにおいては、放射性物質濃度の測定を毎月1回、現在も続けているところであります。その結果は、周辺の濃度は平成23年11月には0.25マイクロシーベルトだったと、これは平成27年3月では0.1マイクロシーベルトまで低下していると、それから少し離れたところでも同じように空間線量がすべて低下しているわけです。ですから、99%捕捉できていると、自然に周りは下がっているということなので、99%捕捉できていると、そういうふうな考えているところであります。

**議長（武田ユキ子君）** 8番、那須茂一郎君。

**8番（那須茂一郎君）** 空間線量ではなくて、落ちてきたばいじんの、落下したばいじんの濃度です。それはそれなりの収束機を使って測れば良いと思うのですけれども、どうなのですか。空間

線量ではなくて、そしてばいじんの濃度です。

**議長（武田ユキ子君）** 菊池大東清掃センター所長。

**大東清掃センター所長（菊池覚君）** ばいじん濃度、基本的には先ほど来申し上げているとおり、99.9%出ていないというふうに考えているところです。ただ、それでも降下するものもあるのではないかというふうなご質問かというふうに思いますが、煙突、大東清掃センターのほうですと、たしか56メートルだったかと思いますが、56メートルというふうな高さになってございます。そこからガスが出ると、排ガスが放出されるというふうな形になりますので、大気と拡散、当然しますので、環境省の話ですと5万分の1とか10万分の1とか、そういった数値に拡散されるというふうに、私たちの近くに出てくる際に拡散されてしまうというふうなことになりますので、周りの土砂とかそういったものが土ぼこりで舞い上がったものなのか、煙突から降下したものなのかというふうなことを特定することも難しいというふうに思われますので、現時点では考えていないところです。

**議長（武田ユキ子君）** 8番、那須茂一郎君。

**8番（那須茂一郎君）** 空中の線量ではなくて落ちてきた落下ばいじんですね。ですから、下に板を置いてそこでまずは測るのですけれども、それとも、またこのように汚染されない地域であれば、改めて燃やしたときに落ちた分は測ればまず落ちた分が多いというふうにわかるのですが、今ここでは最初お話ししたように、かなり1,000ベクレル以上は当初降っています。原発から最初の分ですね。ですから、土上がってもばいじんから落ちたのか、それとも最初に事故で落ちたのかわからないのです。それを改めて板を置いて煙突から落ちているものを測るのです。周辺を浮遊しますけれども、ばいじんの分は最終的に落ちます。100%気体になって空気と混ざるわけではないですよ。その落下ばいじんを測って、落下ばいじんについているセシウムを測るということなのですが、どうですか。

**議長（武田ユキ子君）** 菊池大東清掃センター所長。

**大東清掃センター所長（菊池覚君）** 先ほどもちょっとお話をしたところでございますが、煙突から出される排ガスについては、いわゆる5万分の1なり10万分の1に大気に放出された時点で希釈されてしまうというふうなことが一つございます。風が当然吹いているわけですので、どういう方法で議員が測定すると言っているのか、よく意味がわからないのですけれども、いわゆる土ぼこりとか、そういったものも当然風が吹けば舞い上がるわけです。そういった中で、何が煙突から出てきたのかというふうなことを特定するというのも非常に難しいものというふうに思われます。そういった観点から、今、基本的には放射性セシウムの測定方法として定められているこの測定方法、あるいはそれ以外のダイオキシン等々を含めた排ガスの測定方法が定められているわけですが、それらの定められた方法ののっとなって測定をするということに、そういう方法で測定をしたいというふうに思います。いずれ、99.9%出ていないのだというふうに環境省が保証しているといったらいいでしょうか、そういう説明をしているわけでございますので、それを信じて対応しているというところでございます。

**議長（武田ユキ子君）** 8番、那須茂一郎君。

**8番（那須茂一郎君）** 環境省を信じるのはいいかもしれませんが、しかし、実際にはいろいろなお話を聞きますと、職員の方の答弁も立派ですけれども、そうではない答弁なんか聞きますと、かなりバフフィルターを通過しているのだというふうに解釈されています、多くの人たちはですね。だから、もしも出ていないなら出ていないなりにいろいろな検査をして、きちんと押

さえていくのだ、これも大切ではないでしょうか。

例えば、ちょっと違いますけれども、ドーピング検査とありますね。近いうちにオリンピックやりますけれども、スポーツ選手がドーピングの検査をしていくと。しかし、ドーピングを今度検査する方法も次々と変えていくのだと、薬も変えるけれども検査方法も変えていって押さえていくのだと、こういうやり方をしていますね。放射能も最初はこのようにやっているのだけれども、もっと正確に、もっとこれどうなのだというのを私は前向きに考えるべきではないでしょうか。まして、一関市は福島の中通り並みに汚染されている地域だというふうに管理者も言っていますので、よほどやっぱりそういう点は気をつけて私はやるべきではないかと思うのですが、なかなか都合がいい話だけの答弁のような気がしてならないのです。もっと違う検査もあるのだ、違う検査もあるのだということを、やっぱりあわせて、そしてどんな検査をしても出ないなら出ないというふうに自信を持ってやったほうがいいと思いますけれども、いつもお話を聞いていますと、環境省の検査結果、環境省のやり方だというのしかないですね。ほかの検査でやったやり方はどうなのでしょう。こういうふうなやり方もやっぱり私はしっかり考えてやらないと、どんな検査をしても出ないのだというのであれば私の質問も間違ったかもしれませんし、逆に住民の方たちも信用すると思うのです。この信頼性、信用性が大切なのですけれども、一つの方向だけやっていると、これ自体が私は非常に疑問に思っています。そして、そのやり方しかとれないような行政の体制では住民に信頼されない、非常に私は懸念しております。今後とも、やっぱりもっともっといいやり方が出るかもしれませんし、精密な検査のやり方が出るかもしれませんから、やはり研究してもらうことをお願いして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

**議長（武田ユキ子君）** 那須茂一郎君の質問を終わります。

次に、菅野恒信君の質問を許します。

菅野恒信君の質問は、一問一答方式です。

16番、菅野恒信君。

**16番（菅野恒信君）** 日本共産党市議団の菅野でございます。

質問通告に沿ってやらさせていただきますので、ご答弁よろしくお願い申し上げます。

私は、きょう、大きな柱で3点質問をしたいと考えております。

まず最初に、安心できる介護に向け、実態把握と対策強化についてであります。

最近、題名だけは嫌になるような本が書店に並んでおります。「下流老人」という本であります。

きのう、私もテレビを見ておりましたが、夕方から夜にかけて3回、3局のテレビで高齢者問題が報道をされておりました。多くは悲しい出来事、事件の問題であります。

我が一関、平泉では、このようなケースが起きないようにするためにどのような問題意識を持ち、そして当局に努力をしていただくかについて具体的にお話をさせていただきます。その一つは、施設入所待機高齢者把握と支援について伺います。

先ほどの同僚議員からの質問に管理者からも答弁がございました。特別養護老人ホーム待機者が790何人だったのでしょうか、それから在宅待機者が260何人、そして早急に支援を要する高齢者が170何人いるという数字が出されました。気になりますのは、広域行政組合も努力をして、いろいろ施設をつくったり支援をしてきているところですが、間に合っていないということだと思います。そして、まだ施設に入所、待機者というふうなことではなくても、高齢者だけ、ひとり

暮らしの世帯、あるいは高齢者2人世帯だとか、それから認知症を持っている老人は何人いるのかというようなことの実態も、間もなく緊急に入所が必要となる、家族では支えられないという数字もデータとしては出されています。広域行政組合は、このような数字ですね、施設の入所待機者だけではなくて、その予備群と呼ばれる人たちの数字をどのようにとらえ、そして早期に入所が必要とされているという方170何人いるということなのですが、そういった方々に対する具体的な支援をどのように行っているのかについてお答え願いたい、このように思います。

2つ目は、その施設に入所されても、その入所者が本当に安心して暮らしていることが、ほとんどはそうだと思いますが、これもいろいろなデータによりますと、全国の施設の中で1,500カ所ぐらいで虐待が見つかったとか、最近も施設で5階だったかのところから転落した事件があったとかということが大きく報道されています。こういった問題が一関、平泉にはないかというふうに思っておりますが、しかし、思うだけではなりません。これに対して広域行政組合はどのようにこのような問題を把握し、あるいはつかんで、そして施設を運営されている方に援助、指導などを行っているか、その内容について伺いたい、このように思います。

3点目は、介護保険料の減免制度の検討などをどのように行っているかという問題であります。

滞納の実態については決算書にもあらわれております。また、主要な施策の成果に関する説明書の中にも克明に出されております。その中で、本当に滞納もふえている、これは滞納している方が悪いだけでは済まないような、やっぱりひどい低所得者の実態があるのではないかと、このように考えておりますので、このような滞納の実態、あるいはそれに対してどのような相談、指導をしているのかというふうなことについてもお聞かせ願いたいと、このように思います。

加えて、減免制度の問題であります。ヒアリングのときも申し上げました。一関市は、あるいは広域行政組合は国の制度による減免を適用しているということでありましたが、その国の減免制度などについてもこの介護保険の加入者、あるいは利用者などについて、決してPRがちゃんと行われていないという問題などもあります。そういう問題について、しっかりと国の制度だけであってもこれをちゃんと周知をして、それを適用する、活用するというようなことが必要ではないかというふうに思いますが、これらのPRについて現実にどのように行われているかについてお答え願いたいと、このように思います。

4つ目です。サービス利用者などがさまざまな困難を抱えている、その相談相手、相談先はどういうふうになっているかということでもあります。具体的に私も相談をされましたが、ある施設で働いている介護職員の方々が広域行政組合に相談に行った、それは利用者、入所者からちょうだいをしているそのお金などが適切に使われていないという問題であります。言ってみれば、本人たちも意を決して内部告発ですと、そしてそれを広域行政組合にも相談をしたのだがと、その後、それがどう改善されているのかよくわからないということが私にも寄せられました。このようなケースは広域行政組合に実際あったのかなかったのか、あるいはあったとすれば広域行政組合はどのようにそれを改善すべく指導なりをしたのかということについて、もちろんかなり個人情報にかかわる問題でもありますから、つまびらかにできないものもあるかと思いますが、できる範囲の中でお答えをしていただければというふうに思います。

大きな2番目であります。広域行政組合は数はそう多くありませんが、いわゆる指定管理、業務の委託などが行われております。私は市議会などにおいても言ってきております。一関は少子高齢化、そして若年の人たちの流出が続いている、これを食い止めるためにはどのような方法、手段が有効なのか、それは安定した職場、そして安定した待遇などから得られるのではないかと、

そういうことを解決するためには、市、あるいは広域行政組合がまずできることからやってほしいということを常々言うております。そこで、広域行政組合では、どのような指定管理の施設があるのか、あるいは業務委託というのはどういう業種、仕事でどれくらいの企業に委託をしているのか、それらについて伺いをいたします。

もう一つは、その数だけではなくて、そこで働いている方々が本当に安心して働き、この職場でずっと働き続ける、この一関に住み続ける、平泉に住み続ける、このようなために、そこで働いている方々の待遇というのがどのようになっているのか、そういったことを広域行政組合は把握しているのかどうかについて伺いたいと思います。

私も、こういうところで働いている方々から就業規則を見せられたことがない、給料も10年も上がっていないというようなことなどで相談に来ている方もたくさんあるわけでありまして。そういった意味で、広域行政組合はこういった指定管理の施設、あるいは業務委託のところにもどのような考え方で臨んでいるのかについてお尋ねをいたします。

3番目にお伺いいたします。住民が望む民主的な焼却場建設の早期解決についてであります。

広域行政組合は市とともに狐禅寺に、いわゆる3点セットでこれを受けてほしいということをお願いし、かなりの住民説明会もやってきているはずであります。しかし、これまでの説明、話し合いでは、これはなかなか解決する糸口がつかめない。市民の方々も、あるいは我々議員も、公式は別として、難しいよな、何ともならないのではないかという、そういう声も聞こえてまいります。

そこで私は、大事なことは、これからも市は話し合いをする、丁寧に説明していくということをお願いしております。その際に最後の着地点、合意をする、受け入れても、あるいはそれが受け入れられなくても合意をする、その着地点というのは、どこの団体と正式に確認をしたりするものなのかということをお聞きしておきたいというふうに思います。

私は狐禅寺地区生活環境対策協議会と、覚書を交わした団体ですね、そこが交渉相手、話し相手、合意相手としてこれまでもやってきているように見受けられました。ほかにも住民との、民区との話し合いも持たれたことは承知しています。それはあくまでも説明、懇談でありまして、そこの民区の方々と交渉し、そして合意をするというようなものではないなというふうに考えておりました。現時点で広域行政組合は、その決着の相手として狐禅寺地区の生活環境対策協議会に絞っているのかどうかについてお答えをいただきたいと思います。

私たち日本共産党市議団は、昨年来この問題の解決のためには急がば回れ、一度白紙に戻して、この問題は40年来、50年来、一関、平泉両磐地区全体の課題として悩み苦しんできた問題ではないか。とすると、一地区、限定した地区の方々にのみ、あるいはそのこの団体のみですね、苦勞を背負わせるのではなくて、広く全一関市民的に問題をとらえて、全市民的な意見を聞き、そして場合によっては第三者、専門の方々の組織も設置をして意見を聞きながら解決に向けていくということが大事ではないかというふうに考えている関係から、そのことをお尋ねいたしました。

壇上からは以上の質問でございます。答弁よろしくお願いをいたします。

**議長（武田ユキ子君）** 菅野恒信君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 菅野恒信議員の質問にお答えいたします。

まず、特別養護老人ホームの待機者についてでございますが、本年4月1日現在の当組合管内の入所待機者は794人ございまして、そのうち在宅で早期に入所が必要な方は172人となっております。

ります。この早期に入所が必要な方への対応につきましては、居宅介護支援事業所や社会福祉協議会など関係機関と連携をいたしまして、利用者が必要な在宅介護サービスの提供などを受けられるように努めているところでございます。

次に、施設入所者の安心の確保についてでございますが、平成27年の2月に公表されました厚生労働省の平成25年度高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果というものによれば、全国集計となりますが、虐待と判断された件数は、介護施設従事者によるものが221件、平成24年度の155件に対して66件の増となっているところであります。

なお、当組合管内では、これまで介護施設職員による虐待の通報などはございませんことから、今のところ虐待の調査は行っていないところでございます。

当組合が行っている地域密着型サービス事業所への指導につきましては、一関地区広域行政組合介護保険サービス事業者等指導要綱に基づき、1年に1回行う集団指導会と、おおむね3年に1回を目安に介護施設に出向いて行う実地指導を実施しているところであります。

高齢者虐待防止の指導につきましては、利用者の家族などからの申し出の有無の確認や施設管理者などからの聞き取りなどに応じて、必要な指導、助言を行っているところであります。

なお、当組合管内における虐待の事例につきましては、現時点において確認されていないところでございますが、今後におきましても各事業所に対し虐待などが発生しないよう引き続き指導をしまいたいと思っております。

次に、新しい焼却施設などの建設についてでございますが、平成25年11月に県南地区ごみ処理広域化基本構想が策定されました。これを受けて、平成26年の3月8日に、狐禅寺地区の住民で組織された狐禅寺地区生活環境対策協議会の役員、代議員の皆さんに対して、県南地区ごみ処理広域化基本構想の策定の経緯などを含めて説明をして、新しい施設の建設について提案をさせていただいたところであります。

これまで狐禅寺地区が長年にわたって焼却施設を受け入れてきていただいていること、その当時の約束ごとが十分に実施されてこなかったことなど、地区の皆様方に対する配慮には大きく欠けたところがあったということは率直に反省すべき点だと認識しているところであります。

私としては、平成12年12月27日付で、一関地方衛生組合管理者と狐禅寺地区生活環境対策協議会とが取り交わした覚書の存在、これを重く受けとめながらも、狐禅寺地区の今後の地域振興のための特別の政策的配慮を前提として、一関市の抱える課題解決のため、新しい施設を狐禅寺地区に建設することを提案させていただいたところでございます。

現在、この提案に対して必ずしもすべての方からご理解をいただいている状況とはいえないわけでございますが、去る7月28日に開催した狐禅寺地区生活環境対策協議会の会長、副会長、幹事の皆様方との懇談においては、提案に賛成する方もございましたし、あるいはこちらから提案した計画に対して推進すべきであるという趣旨の発言もいただいているところであります。

今後とも、施設の安全性などについては丁寧な説明を行って、住民の方々にご理解をいただけるように最大限の努力をしまいたいと思っております。

新しい施設の建設について住民の皆様方にご理解をいただいたとの最終的な判断については、さまざまな状況を総合的に見極めて行うべきであるというふうに考えております。

次に、新しい施設建設のための第三者及び専門家による検討委員会を設置すべきではないのかということでございますが、私は、新しい施設は、エネルギーを生み出し再利用する環境に配慮

した施設として、地域に貢献できるものとしたいというふうに考えてございまして、狐禅寺地区を一関市発展の中心的地域と位置づけて、将来の都市形成に向けて、狐禅寺地区の皆さんと一緒にこの問題に取り組んでいきたいと考えているところであります。

施設の具体的な建設場所については、地元の皆さんと協議してまいりたいと考えておりますので、ご提案の検討委員会の設置については考えてございません。

なお、介護保険料の減免及び介護に関する相談体制並びに指定管理及び業務委託などにつきましては、事務局長から答弁させます。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 私からは、介護保険料の減免について、介護に関する相談体制、指定管理及び業務委託についてお答えをいたします。

まず、介護保険料の減免についてでございますけれども、介護保険料の減免については、一関地区広域行政組合介護保険条例及び規則の規定によりまして、災害により住宅などに著しい損害を受けた方の保険料を減免できることとしております。これ以外の理由で納付が困難な方からの相談には、介護保険課や一関市役所各支所及び平泉町役場において随時対応をしているところでございます。

また、減免制度や相談窓口の周知については、介護保険料の納付が初めて開始される65歳到達者への方へは納付書と一緒に説明パンフレットをお送りしておりますし、介護保険事業者へは介護サービス利用者への説明用として冊子を配布し、周知しているところでございます。

減免について広く周知しているのかとのお尋ねもございました。これにつきましては、介護保険料軽減制度の周知については、組合としては毎年3月に全世帯に広報を発行しております。その中で、減免制度について周知を行っているところでございます。

介護保険料の収納状況については、普通徴収における収入未済額が滞納繰越分を含めて5,500万円を超えているところでございます。平成26年度の件数は、平成25年度に比べて減少したものの、1人当たりの不納欠損額が増加し、依然として厳しい収納状況であることから、被保険者の負担の公平と介護サービスの安定的供給を確保するため、引き続き収納確保に努めてまいります。

なお、介護保険料の平成26年度収入未済額及び不納欠損額につきましては、収入未済額が1,622件、約5,598万円、不納欠損額は320件、約1,160万円となっております。

次に、介護職員等からの相談体制についてでありますけれども、当組合では、介護事業等の疑問や不満、不安解消のため、介護職員及び利用者、家族等からの相談を介護保険課において随時受け付けております。利用者からの相談件数は、平成26年度は14件、事業者からの相談については1法人から1件の相談があったところでございます。

なお、これ以外に2名の介護相談員がいるわけですが、この介護相談員が利用者や家族などからのさまざまな相談に対応しており、平成26年度においては68件の相談に対応したところでございます。

また、各地域包括支援センターにおいても、総合相談業務として利用者や家族などからの相談に応じており、平成26年度においては1,940件の相談に対応したところであります。さらに、一関市役所及び各支所並びに平泉町役場の高齢福祉担当窓口においても、住民などからの相談に応じているところでございます。

次に、指定管理及び業務委託施設等についてでありますけれども、指定管理につきましては、現在、当組合において指定管理者に委託している施設は、釣山斎苑と千厩斎苑の火葬場の2施設

であります。指定管理者は、平成26年度から本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を取り決めた基本協定を締結している一関市内の1業者であります。業務委託につきましては、ごみ収集業務は一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく委託の基準を満たし、かつ業務内容に精通している事業者で、一関清掃センター管内が6業者、大東清掃センター管内で2業者となっております。

施設清掃業務については、清掃センターごとに契約を行っております。本年度は、一関清掃センター、大東清掃センターとも同じ一関市内の1業者と委託契約をしております。

受託者との契約におきましては、日常的に業務内容の確認をしており、現在の受託者は良好に業務を履行されていると評価しているところでございます。

次に、指定管理及び業務委託の労働条件についてでございますけれども、当組合では、指定管理料の人件費について、指定管理する施設で想定される人員体制、職員数、これをもとに算定した額で指定管理者と協議して決定しているところであります。実際の施設の管理運営に当たっては、どのような雇用形態、あるいはどのような人員体制で行うかについては、指定管理者の裁量の部分であると考えております。

なお、指定管理においては、毎年度、事業報告を受けており、事業収支に関する書類、経営状況に関する書類により業務の内容を確認し、良好に業務が履行されていると認識しているところでございます。

ごみ収集及び清掃の委託業務につきましても、基本的には指定管理と同様の考え方により委託を行っております。当組合としては、これら委託業務については、良好に業務が履行されていると評価しておりますことから、今後も安定的、継続的な住民サービスのため、適正な委託料の積算を初め、業務が適切に実施されるよう努めてまいります。

以上であります。

**議長（武田ユキ子君）** 16番、菅野恒信君。

**16番（菅野恒信君）** それでは、再質問をさせていただきます。

まず、介護問題についてであります。

管理者からの答弁で、早期に支援を必要とする高齢者が172名というのがありました。社会福祉協議会などと連携をしながら適切な対応をしているという答弁でございました。心配なケース、あるいは本当に急いで何とかしなければならない、一時のショートステイであるとか何かというだけでは足りないというようなケースがどれだけあるものか、もしデータがあればお答え願いたいと思います。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** ただいま議員のご質問の件については、手元にデータがございませんので、今取り寄せて回答したいと思います。

**議長（武田ユキ子君）** 16番、菅野恒信君。

**16番（菅野恒信君）** 施設における入所者の安心安全について伺いました。全国的な厚生労働省のデータについては答弁をお聞きいたしました。

当一関管内といいますか、広域行政組合管内については今のところ、そのような心配のことはないという答弁でありました。全国的に厚生労働省のデータがあるということは、岩手県内、あるいは広域行政組合としても調査を受けているということがあるかも知れませんが、一関はないということでしたが、岩手県内のデータというのはわかりますか。もしわかったらお答えくだ

さい。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） それでは、お答えいたします。

岩手県内のデータについては、ただいま持ち合わせてございません。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 滞納の問題についてですけれども、あるいは減免の問題についてであります。先ほど、減免については答弁がございました。毎年、納付書が発行されるときに一緒に入れているパンフレットというお話がありましたか、こういう小さなものでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） 納付書を送付する際にそのパンフレットを送付しております。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 私もこれを見たのですけれども、どこにあるのかなと思うくらい、減免だとかいろいろな問題についての記載が本当に、最後のほうに小さくちょっとあるということでしたね。それから、介護施設で働いている、施設に限らずですが、介護施設などで働いている方々に配っているパンフレットというのはこれですか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） その資料でございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） これと言ってもわからないということでありましたので、「ともに育む介護保険」ということで、平成27年度制度改正対応版というものが出ております。これもよく見ますと本当に小さく書かれておまして、私も何度か目を通して、ここにあったのだなというふうに気づいたようなことであります。これらについて、もっとPRといいますか、周知徹底を図るべきだと思うので、もう少し取り扱いを大きく、だれも見られるようなものにしていただければというふうに思います。

それから、問題はそれ以上に、滞納などについて先ほど答弁がありましたけれども、答弁の中身というのは、恐らく監査委員のほうで出している平成26年度の決算審査意見書の「むすび」というところで書かれている中身だということだと思います。この中でも指摘をされておりますが、「普通徴収における収入未済額が滞納繰越分を含めて5,500万円を超えているところであり」ということで、また、1人当たりの不納欠損額も増額をしていると、依然として厳しい状況があるのでということ、なお一層、収入未済額の縮減に努められたいというふうに書いてあります。

私は、もう少し詳しく見ますと、いわゆる滞納の理由の中で一番多いのは、8割強が生活困窮者というふうなことで、これは広域行政組合の資料の中にも資料として載せられております。ですから、取るということとあわせて、取るのに力を入れるというだけではこの問題は解決しないのではないかということです。やはり、もちろん国が減免についてもう少し、災害であるとかというだけではなくて、そういう生活困窮者に対する減免ということをもう少し考えなければいけないということを国に対してしっかり言わなければいけない状況があると思います。

お聞きしますと、勝部管理者もこの介護保険制度の研究会といいますか、何か組織があって、東北ブロックを代表して勝部管理者がそこに参加をされているということも伺っているところであります。その団体などでは、この減免などについて国に求めているということはどういうものかについて、もし承知であればお聞かせ願いたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 管理者が全国組織のというようなお尋ねがありました。これは介護保険事業の広域化、いわゆるこの組合組織でやっている集まりの、全国組織の東北・北海道ブロックの東北の分の割り当てと申しますか、役割として一関地区広域行政組合が入っている組織であります。その中で、この介護保険料の減免についてという部分については、私も9月でしたかに幹事会がありましたけれども、その場ではこの部分については特に話題にはなっていないところでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） では私の誤解があったのかもわかりませんが、なお、国に対してこのような減免問題について対策を立てるということをあらゆる機会、市長会でも何でも結構ですが、そういったことで、もちろんやっていることだとはお聞きいたしております。なお強く求めていただきたいということと、もう一つは、一関地区広域行政組合が国の制度の減免だけではなくて、実態にこたえた独自の減免制度などについても検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長次長。

事務局長次長（尾形秀治君） それでは、お答えいたします。

低所得者に対する減免制度につきましては、介護保険料は本年度、介護保険料の改定に当たり、所得段階第1段階の所得の低い方の保険料について、年額3万1,100円を2万8,000円とし軽減を行ったところでございます。国では、平成29年4月1日からさらにその範囲を拡大し、第1段階から第3段階までの方を対象に保険料を軽減する予定と聞いていることから、国の方針に沿った対応をしてまいりたいと考えております。これ以外に組合独自の軽減や現行の減免規定以外の減免は考えていないというところでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 介護の相談体制のことについてに移りたいと思います。

広域行政組合の資料などを見ますと、介護相談というのは非常勤職員でお2人いるということになっております。それを見ますと、相談件数なども主要な施策の成果に関する説明書に載っておりますが、その中には、2人の非常勤職員は週2日の勤務というふうなことがたしか書かれていたかと思えます。それで、決算のほうを見ますと、2人の報酬というのが200万円ぐらいなのですね。これは、これからもふえてほしくはないのですけれども、いろいろな相談がふえるという状況にある中で、週2日2人、そして1人当たりの報酬で言えば100万円、年間ですね、これではとても、これから起き得るいろいろな問題に対応できないのではないかと思います。これについて、もう少し充実した相談体制というものをつくるべきではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長次長。

事務局長次長（尾形秀治君） 介護相談員の件につきましては、専任の相談員が2人で週2日の活動ということで現在、活動しているところでございます。待遇の面につきましては、予算的には3名の介護相談員を予定してございまして、ただいまハローワーク等で募集をしているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 今、次長のほうからは、介護相談員は3人を予定していたということで、こ

これは平成26年度の予算書を見ましたら、やっぱり3人の予算は計上されていて、結果として平成26年度は2人ということですね。その3名予算化していて2人で終わったというのは、何か事情があったのですか。

**議長（武田ユキ子君）** 尾形事務局次長。

**事務局次長（尾形秀治君）** 3名になぜならないかと、3名ということなのですけれども、一関地区広域行政組合管内は広うございますので、この管内を2名で行うにはなかなか厳しいものがございます。そういう面から1名を増加して3名体制にしたいというふうな思いをしているところでございます。

**議長（武田ユキ子君）** 16番、菅野恒信君。

**16番（菅野恒信君）** 介護相談員などの人数とか時間の長さだけではなくて、非常に難しいケースが出てくるかと予想されます。しっかりと研修を受けさせ、十分に期待にこたえるような相談体制を築いていただきたいものだというふうに思います。

それでは、3番目の焼却場建設の問題に関することについて、またご質問をさせていただきます。

先ほど私、壇上からの質問の中だったでしょうか、今までの経過では生活環境対策協議会と話を持ってきた、ほかには民区とも話をしてきたということだったと思います。それで、これから最終的に合意するにしても、あるいはこの建設はあきらめるにしても、どこの団体とそれを交渉したり、あるいは話し合ったりするつもりなのですかということをお伺いいたしましたが、それには、ちょっと私の聞き方がまずかったか聞いていなかったと思いますが、もう一度お答え願いたいと思います。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 新施設を含めた提案については、狐禅寺地区の生活環境対策協議会を相手方として、会長、副会長、あるいは代議員、それから行政区ごとに説明会、懇談等を行ってきたということであります。今後の新施設の建設については、住民の皆様にご理解をいただいたというような判断をする場合にどういう組織をというようなお尋ねでしたけれども、現在は最終的な判断については、さまざまな状況を総合的に見極めて行うというところでございます。

**議長（武田ユキ子君）** 16番、菅野恒信君。

**16番（菅野恒信君）** 平成12年に覚書を交わした際に、私も知っている方々が狐禅寺におられますので、いろいろその当時のことを聞いたりしました。平成12年の覚書を取り交わした際に、この生活環境対策協議会は平成9年に設立されたということのようですね。そのときの模様などを聞きましたところ、この当時、対策協議会は頻繁に住民の方々との意思統一、あるいは相談会を開いて機能していた、本当に狐禅寺地区を代表する組織として広域行政組合なり市と覚書を交わしたり交渉する、そういう機能を果たしたというふうに、私も当事者ではありませんけれども、客観的に見てそのように感じた次第であります。

ところが、現状は、なぜ私はこういった質問をするかといいますと、平成9年に設立された環境対策協議会とはまるで違って、今この対策協議会というのは、昨年3月8日、9日だったでしょうか、市の話、先ほど提案をしたという言葉が管理者は話をしましたが、提案をされた団体であるならば、本来であれば狐禅寺地区のさまざまな方、場合によっては全住民を集めて、そして相談をする、意見を集めるということが交渉相手なり、つまり広域行政組合なり市の交渉相手、あるいは確認する団体としてふさわしい団体だとは思いますが。

ところが、聞きますと、そういうことは一切やっていないと。そして、その生活環境対策協議会の総会が1年に1回ある。直近の総会でもそういったことを話題にすると、それは議題ではないといって、まともに、このくらい大きな問題になって、それは進めているほうの市としても一日も早く何とかしたいと思っている、そういう緊急重要な課題であるにもかかわらず、そこの総会で議題としても扱われない。そこの狐禅寺地区の皆さんを集めていただいて、賛成であれ反対であれ、意見交換もしないということであれば、広域行政組合が交渉相手、確認する団体として問題があるのではないかというふうに思って、そういうところとずっと時間をかけて親切丁寧に話をしていく、懇談を持っていくといっても、それは適切な話し相手にならないのではないかと、このことを懸念しています。それは、地元の団体の問題だけではなくて、一方で、農林系の放射性物質を一日も早く処理してほしいという農家の方々の強い要望もあります。それにこたえるためにも、早く解決をしてほしいと願う多くの市民の方々に、機能していない団体と何回懇談を重ねても、それは何も役に立たないのではないかと、ちょっと言葉がきついかもかもしれませんが、そのように感じております。

広域行政組合としては、先ほどは局長の答弁として、今後の推移を見てどういう団体と今後話をしていくのか総合的に判断をするという答弁でありましたので、今時点でこの団体というふうに決めていないということでもありますので、そういったこともちゃんと考慮に入れて、本当に狐禅寺地区の住民はもちろん、早期にこういった施設ができて安心ができるような建設場所を探すためにもしっかりとした団体と確認をし話し合いを進めていく、そういうことが大事ではないかというふうに思います。

それにつきましても、狐禅寺の自然を守る会の方々が、きょうの新聞にも出ておりましたが、広域行政組合、市の公開質問状に対する答弁を見て、これは違うと、新聞ですからきついか優しくかはわかりませんが、きついような表現でこれはだめだと、これでは信用できないというような記事が載っておりました。どのような見解を出すにしても、この狐禅寺の自然環境を守る会の方々としっかりと一関地区広域行政組合は向き合って、どのような意見を持っていようが向き合って、そして話し合っていくという姿勢がなければだめなのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 狐禅寺地区生活環境対策協議会につきましては、平成9年に一関清掃センター近隣の真滝2区から真滝6区までの住民をもって組織された団体であります。同協議会は、ごみ焼却施設の運営や清掃センター施設周辺の環境整備などについて、同協議会の設立以来、当時の一関地方衛生組合や現在の一関地区広域行政組合と協議を重ね、清掃センター施設周辺住民の生活環境の保全に努めていただいている団体であると認識をしているところでございます。

組合といたしましては、今後も狐禅寺地区の住民で組織された狐禅寺地区生活環境対策協議会との話し合いを継続してまいりたいと考えております。また、これまでも各行政区ごとでの懇談会、あるいは狐禅寺の自然環境を守る会ですか、そちらとの懇談も行ってきたところでありますので、必要に応じてさまざまな形で説明会なり懇談会は行っていくという考え方であります。

以上です。

**議長（武田ユキ子君）** 16番、菅野恒信君。

**16番（菅野恒信君）** 重ねて申し上げますが、この焼却場建設の問題について言えば、どこにつくかという問題と、早く農林系放射性廃棄物の処理を求めている方々の多くの市民の皆さんの願

いがあることであります。そういう問題でありますから、全市民的に検討をするということが大事であるということと、現実、今、局長が答弁しましたが、環境対策協議会を窓口という言葉は使っておりませんが、そことやはり中心的に話を進めていくというふうに雰囲気としては感じられる答弁でありましたが、先ほど言いましたように機能していない、地域でその総会の議題にもならないところと、そこといくら懇談を重ねても有益な問題解決のための交渉相手、確認団体にはならないというふうに思いますので、しっかりと冷静に考え、急がば回れ、早期解決のために一層ご尽力をしていただきますことを重ねてお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（武田ユキ子君）** 菅野恒信君の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は午後 3 時 15 分といたします。

休憩 午後 2 時 56 分

再開 午後 3 時 15 分

**議長（武田ユキ子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

先ほどの菅野恒信議員の一般質問について、金野事務局長より発言の申し出がありますので、これを許します。

金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 先ほど、菅野恒信議員の質問にまだ回答していない部分がありました。

特別養護老人ホームの待機者のうち、在宅で早期に入所が必要な方の人数 172 人と答弁いたしておりますけれども、さらに、特にそのうちでも早急に、早急というのは 2、3 カ月程度を想定しているわけですが、早急に施設入所等の支援が必要な方の人数は 79 人です。

また、もう 1 点、介護職員等からの相談の中で、1 法人の職員から 1 件の相談があったと、その後の組合のフォローはというお尋ねでございました。組合では、法人のほうからの事情聴取を行いまして、それに対して指導を行い、その改善策等について文書で報告をいただいているところであります。

以上であります。

**議長（武田ユキ子君）** 次に、岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみ君の質問は一問一答です。

2 番、岡田もとみ君。

**2 番（岡田もとみ君）** 日本共産党の岡田もとみです。

通告に沿って質問を行います。

初めに、介護保険の制度変更による影響と対策について伺います。

2000 年にスタートした介護保険制度は、みんなで支える老後の安心を合言葉に、介護保険料を払うかわりに、いざというときには公的介護保険制度で十分な介護を受けられるというものでした。しかし、15 年が経過した今も、重い介護負担や待機者問題など、利用者と家族をめぐる状況は決して安心のできるものになっていません。ことしの 4 月からは、介護保険制度が始まって以来の見直しが行われ、一関市民、そして平泉町民にとっては、介護保険料の引き上げや利用者負担増など、安心な老後を脅かすような事態を招くことになりかねません。

そこで、2 点について伺います。

1 点目は、利用者負担が 1 割から 2 割に引き上げられた件について質問します。

本年8月からこれまでは、一律1割の利用者負担を、合計所得160万円以上の方は2割負担に引き上げられました。年金収入のみの場合は280万円以上の方が2割負担の対象です。1割でも大きな負担と言われていたこの利用者負担について、2割負担となればサービスが必要であっても利用できない事態が起りかねず、関係者からはますますお金のある人しか利用できなくなるのではないかと危惧する声も寄せられています。全国的には、在宅サービス利用者の15%、約60万人、施設利用者の5%、約5万人の方々が一挙に最大2倍の負担増になるとのことです。当組合の在宅サービス利用者とは施設利用者それぞれの影響と対策についてお伺いします。

2点目は、施設利用者の部屋代と食費の補助、いわゆる補足給付の対象要件が厳しくなった件について質問いたします。

自宅以外で介護を受けようとする、居住費として部屋代と食費の負担が発生します。特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の介護保険3施設では低所得者対策として、非課税世帯に部屋代と食費の補助があり、自己負担が軽減されておりました。ところが、制度改正によって、本年8月からは、世帯分離しても配偶者が住民税課税の場合は対象としない、また、低所得者であっても預貯金などが単身世帯で1,000万円以上あれば対象としないという厳しい内容となりました。この対象者は、施設入所者のほかに在宅介護を送りながらショートステイを利用する方々も含まれます。自己負担額の増額によって施設から退所せざるを得ない方やショートステイの利用を控える方が生まれないう、組合として支援策を講じるべきと考えますが、所見をお伺いします。

次に、新焼却炉の建設問題について伺います。

1点目は、新しい施設を平成33年稼働としている当局提案について質問します。

平成33年稼働までにはあと6年しかありませんが、この間の当局答弁をお借りすれば、懇切丁寧な説明をしてきたにもかかわらず、現時点でも住民の理解は得られていないところです。焼却炉建設は一般的に8年から10年かかる事業とされています。全国には、事業計画を短縮して6年で稼働までこぎ着けた事例もあるとのご紹介もこれまでされましたが、一関地区広域行政組合においては現時点でも建設地すら確定されていない現状で、当局提案は既に破たんしていると言わざるを得ません。つきましては、今後の進め方を改めてお伺いいたします。

2点目は、焼却施設の搬入車両等の状況について質問します。

狐禅寺地区は、これまで50年にわたり、し尿施設や焼却炉を受け入れてきた地区です。新しい施設の建設地を再び狐禅寺地区とする提案は、一定の地域にのみ環境負荷を強いる不公平な計画です。その上、現在管内の焼却炉は一関清掃センターと大東清掃センターですが、将来は大東清掃センターを閉鎖し、新焼却炉1カ所となるとされています。合併してさらに広大となった地域から狐禅寺地区に搬入車両が集中することは、環境への負荷も甚大なものと予想されますので、具体的な搬入車両の現状と見通しについてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。ご清聴ありがとうございました。

**議長（武田ユキ子君）** 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 岡田もとみ議員の質問にお答えいたします。

利用者負担割合の変更による影響、それから補足給付の対象要件の追加による影響については、事務局長から答弁させますので、私からは、新焼却施設の建設問題についてお答えいたします。

狐禅寺地区での説明会などについては、新しい施設の建設について、真滝2区から真滝6区の

住民の皆さんを対象として、行政区ごとに平成26年4月から7月にかけての2回、説明会を開催したところであります。また、平成26年7月には、環境省による仮設焼却施設に係る説明会を開催し、さらに平成26年11月、それから平成27年8月には、放射線と健康に関する講演会を開催して、住民の皆さんに放射線について理解を深めていただく機会としたところでございます。

また、平成27年の2月には、狐禅寺の自然環境を守る会からの申し入れを受けまして懇談会を開催しました。管理者として、また、一関市長として、いただいた質問に真摯にお答えしてきているところであります。

さらに、平成27年3月30日には、平成26年3月の説明会からの経過や、狐禅寺の自然環境を守る会との懇談内容、一関市で取り組んでいる資源・エネルギー循環型まちづくりの内容について、そして狐禅寺地区生活環境対策協議会の役員、代議員の皆さんと懇談会を実施したところであります。また、平成27年7月28日に、狐禅寺地区生活環境対策協議会の新しい役員の方々と懇談会を開催したところでございますが、この懇談会では、農林業系放射能汚染廃棄物の現状についての質問をいただいたほか、これまでの懇談会では発言のなかった地域振興について、いろいろなご意見をいただきました。一部の方々からは、仮設焼却施設及び新しい焼却施設の建設について、是非推進してほしいとの意見も出されたところでございます。

今後は、一関市で検討を進めている資源・エネルギー循環型まちづくりビジョンを踏まえた新しい施設のイメージを狐禅寺地区の皆さんに説明できるように、丁寧に説明を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、新しい施設の建設に伴う一般廃棄物搬入車両増加への対応についての質問がございましたが、平成26年度においては、じんかい収集車と個人持ち込みを合わせた搬入台数は、1日当たり一関清掃センターが87台、大東清掃センターが63台という数字になっております。

新しい施設が稼働した際の搬入台数については、今後、人口の減少に伴う搬入量の減少が予測されますことから、想定される焼却施設の規模から見ますと、1日当たり100台ほどになる見通しであります。

また、新しい施設の位置にもよりますが、運搬に必要な道路の整備、交通安全施設の措置など交通安全対策に加えまして収集車両運転従事者への安全運転の徹底などにより、住民の皆さんの安全安心の確保に向けて十分な対策を講じていく、このことは新しい施設を建設するに当たっての大前提となるものであると認識しているところであります。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 私からは、利用者負担割合の変更による影響について及び補足給付の対象要件の追加による影響についてお答えをいたします。

まず、利用者負担割合の変更による影響についてであります。本年8月から、65歳以上で一定額以上の所得がある方について、利用者負担が1割から2割に変更されたことに伴い、介護認定を受けているすべての方に新しい負担割合証を交付したところでございます。

負担割合証を交付した人数は9,685人で、このうち負担割合の変更に伴い2割負担となった方は405人、9,685人の4.2%となっております。なお、2割負担となった405人のうち在宅サービスを利用している方は242人、施設サービスを利用している方は75人、介護サービスの利用がない方は88人となっております。

今回の利用者負担割合変更に伴う影響については、利用者の月々の負担には上限が設定されております。上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますことから、2割負担となったす

べての方の自己負担が2倍になるわけではありません。

在宅サービス利用者で2割負担となった方242人のうち、以前から高額介護サービスを受給している方は9人です。施設サービス利用者で2割負担となった方75人のうち、以前から高額介護サービス費を受給している方は7人となっております。

利用者負担が2割となったことで、自己負担の限度額を超えた場合に対象となる高額介護サービス費を受給される方がふえることになる一方、利用者負担の引き上げによりサービスの利用を控える方が出ることも考えられます。このことから、当組合といたしましては、介護事業者等と連携を図りながら、高額介護サービス費制度の周知、その利用の周知に努めてまいります。

次に、補足給付の対象要件の追加による影響についてであります。これまで特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設やショートステイの介護保険3施設を利用する方の食費や居住費については、低所得者の方からの申請をいただいた後、本人及び同一世帯の方の前年の所得をもとに、負担軽減の対象となるかを認定していたところであります。

この負担軽減について、本年8月からその要件が追加されました。1つ目は、配偶者が市町村民税を課税されている場合には負担軽減の対象外とすること、2つ目は、配偶者がいない方で預貯金等の残高が1,000万円を超える方、配偶者がいる方で預貯金等の残高が合計2,000万円を超える方は、負担軽減の対象外とすることです。また、これらについて、住民票が別となっている配偶者についても、同様に取り扱うこととなったところであります。

当組合においては、7月末で負担軽減の有効期限が切れる方に更新の案内をしております。申請に対し審査を行った方は、8月31日時点で1,633人です。このうち、承認とした方は1,515人、承認とならなかった方は118人で、今回の要件の追加で新たに承認とならなかった方72人です。この方々の内訳は、住民票が別となっている配偶者が市町村民税を課税されていることによる方が40人、配偶者がいない方で預貯金残高が1,000万円を超える方、配偶者がいる方で預貯金残高が合計2,000万円を超えることによる方が32人となっております。

このことから、入所者への影響としては、食費と居住費の金額は、居住の利用形態や本人の所得により異なりますが、認定されなくなった利用者の自己負担額は、認定された場合と比べて1カ月約4万円ないし5万円ほど多くなります。

国においては、食費や居住費の負担増の激変緩和を図る観点から、各入所施設の判断により、食費、居住費の額を国の定める額を上限として設定する等の配慮措置を、入所施設を運営する関係団体に対して依頼していることから、当組合といたしましても、今後各施設に対し働きかけを図ってまいりたいと考えているところであります。

**議長（武田ユキ子君）** 2番、岡田もとみ君。

**2番（岡田もとみ君）** それでは、新焼却炉について初めに質問させていただきます。

行政資料でいただいた30年以上の老朽施設ですね、焼却炉の、その状況を見ますと、一関清掃センターでは今でさえ県内で一番古い施設となっております。このような老朽施設でありながら、見通しも立たず住民合意も得られず、1年半以上が経過しています。新しい焼却炉を平成33年稼働とする当局の計画どおりに進めば、稼働から40年で閉鎖することができるのですが、しかし、あと6年しかありません。当局提案は既に行き詰まっていると思うのですが、その認識はありますか。

**議長（武田ユキ子君）** 勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 現在の焼却炉が老朽化しているということは事実であります。今、市が今後の

見通しも持てずというふうな表現で今、議員言われましたけれども、見通しはちゃんとこちらから提案している、何をもって見通しを持てずという表現が出てくるのか私にはわからない。先ほどの答弁をしたとおり、新しい施設について、こういうことを考えているということで提案をして、皆さんと一緒に考えていきたいと思いますという提案をしているのです。それは見通しとはあなたは考えないわけですか。

**議長（武田ユキ子君）** 2番、岡田もとみ君。

**2番（岡田もとみ君）** この1年半、時間だけが過ぎて何も進まないという状況です。住民合意が得られていないということも管理者は答弁しています。管理者が丁寧な説明をと繰り返しておりますが、実際は地域住民に対して何も丁寧な説明になっていないから何も進んでいないのだと、住民合意が得られないのだと思います。

狐禅寺地区の方々の要望の根本には、再びこの地域に建設されること自体が地域住民の負担なのだということが管理者にはなかなか伝わっていないという問題があると思うのですね。この50年間でも環境汚染の問題で市民、地域住民は悩まされてきました。原発事故後は風評被害でも、営農で大きな被害があるということで悩まされています。再びこうした地に焼却炉が建設されれば、これからまたさらに数十年にわたって同じような悩みが続いていくわけなのです。こうした精神的な悩み、営農に対する悩み、こうした被害について、地域住民の負担にならないようなものにするという答弁も前回の議会ではありましたが、こうした地域に対する生活圏について、どのような補償がそれではされていくのでしょうか、お伺いいたします。

**議長（武田ユキ子君）** 勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 何も進んでいないということもちょっと私としては見過ごすことができません。本当にこれまで丁寧に説明をしてきたつもりであります。ただ、ご理解をいただけていないという現状はそのとおりでございますけれども、ただ、ご理解をいただくために丁寧な説明に心がけるがゆえに時間もかかるということでございます。それをもって、何も進んでいないと言われると、ちょっと私もそれは違うぞという思いがあるわけでございます。

それから、長年にわたってこういう施設を受け入れてきた地域であるということは重々私は認識しております。なるがゆえに、その覚書についても、あの覚書の中に込められた住民の方々の気持ちというものもしっかりと受けとめた上で今に至っているわけでございます。

それで、私のほうからの提案の内容の中には、新しい施設については全く今までと違うもの、違うイメージのもの、そういうものを考えていきたい、そして地元負担にならないようなものにするための全く新しいイメージの施設、そういうものをつくっていきたいという提案をしているわけでございます。それを具体的にこれから皆さんと一緒に考えていきたいと思いますという提案をさせていただきました。それについて住民の方々からは、よし、それでは一緒にやっという方もおります。反対する人もあります。一方的なこちらからの提案ということではなくて、これからの具体的なものを一緒に考えていきたいと思いますという提案です。そういう提案をしてきている。それをもって、時間もかかっていることは事実でございますけれども、何も進んでいないということにはならないと私は思っております。認識がちょっと違います。

以上です。

**議長（武田ユキ子君）** 田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** 個々具体のケースによって対応することというようなものは出てくるかと思えます。ただ、その時点にならないと、どういうふうにとというふうなことにはならないのでは

ないかというふうに考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ですから、不信感が深まるばかりなのですね。こうした住民の方々の一つ一つの声を聞いてこそ、初めて丁寧な説明ができるのであって、一方的に自分の考えを繰り返していることが丁寧な説明ではありません。絶対反対だという地元の思いこそがさらに強固になっています。そして、団結もしています。もう狐禅寺地区に固執している時期ではありません。焼却炉建設には、例えば豊富な水が必要だとか、ある一定の立地条件というものがあると思うのですけれども、そうしたふさわしい場所というものはどういうものなのかお尋ねします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 全国各地には焼却施設がさまざまございます。一関市は海には面しておりませんが、海岸部を有する市町村では海岸地帯が多いようでございますし、それ以外ではいわゆる中山間地、あるいは水田の中にとかさまでございますので、特にどこが適切かということ特定することはできないのかなというふうには考えております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） そうすると、広域なこの一関、平泉では立地条件は広がっているということで受けとめました。市民や町民に見える形でこうした条件を広げて、ほかの場所に選定すべきではないでしょうか。住民合意が得られなければ建設はできないとする立場も変わっていないと思うのですけれども、今後、管理者は方針も変えなければ引き続き住民と懇談していくということです。そうする中で、住民合意が得られなければ建設には踏み込まないという立場も変わりないのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） いずれ、ただいま理解をいただけるような説明を重ねてさせていただいているところでございますが、やはり最終的な判断につきましては、先ほど管理者から菅野議員にご答弁申し上げましたように、さまざまな状況を総合的に見極めて行うというふうな形になるというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） これまでの答弁と後退したというふうに今受けとめたのですが、もう一度お伺いしますが、住民合意が得られなければ建設はできないという立場は変わらないのですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） ただいまご答弁申し上げましたように、いわゆる住民合意というふうなものも含めまして、最終的な判断については総合的に見極めて行うべきだというふうに考えているというふうなところでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 住民説明会では、7月の末日まで行われた狐禅寺地区での説明会がございました。先ほど答弁でも、環境省を呼んでの説明会や講演会で地域の要望に丁寧にこたえているというような内容でございましたが、7月29日の住民説明会ですね、狐禅寺公民館で行われた説明会の中で住民の方の意見があるのですけれども、それが今の狐禅寺地区を象徴しているのではないかとと思われる意見をご紹介します。そこでは、一部の人だけで進めてきたのだと、環境省なども来たけれども、あきれて帰っていったのではないかという意見がありました。私たち議員は住民の代表として議論しています。議会は住民の立場に立って判断しなければなりません。

町も同じです。いくら強い思いがあっても独断専行は許されません。今後の説明会の進め方については、これまでの方針は白紙に戻して、これまでの議会での議論、そして住民の要望を踏まえた上で新たな方針を提案いただくようお願いしたいと思います。

次に、介護保険制度についてお伺いします。

介護保険制度の2割負担について、補足給付のほうについてですが、もともと施設の食費、居住費は保険給付の対象でした。2005年に自己負担とされ、今回は老後の蓄えや貯金、別居の配偶者の所得までを理由にして、低所得者に対する救済措置まで奪おうとする非情なやり方となっています。このような内容の中で、これまで利用者や事業者からどのような問い合わせがあったのかご紹介いただきたいと思います。

**議長（武田ユキ子君）** 尾形事務局次長。

**事務局次長（尾形秀治君）** 私からは、補足給付申請時に住民の皆様方から寄せられた意見についてお答えいたします。

件数につきましては、4月初旬に申請案内をしたところ、8月末までに400件ほどの問い合わせがございました。主な内容については、預貯金のコピーを提出することに対して個人情報の漏えいになるのではないか、非課税であっても預貯金があると認定にならないことについての不満、家族や施設の人に預金残高を知られたくない、対象要件に世帯分離している配偶者の課税状況と預金残高が追加されたことについての不満などとなってございます。

**議長（武田ユキ子君）** 2番、岡田もとみ君。

**2番（岡田もとみ君）** 私もこの間、いろいろ利用者家族やケアマネージャー、事業者などからさまざまなご意見をお伺いしてきました。特に家族の方から介護にかかわる家族の持ち出しが多くなったなどという意見が寄せられています。この間、具体的な改善が必要だと思われる点がありましたのでお伺いしたいと思います。利用者家族やケアマネージャーからは、利用料が先ほどは必ずしもみんなが一挙に2倍になるわけではないというお話もありました。それはそうなのですが、高額介護サービス費も上限が上がっていますね。そうした点も含めて、やっぱり負担増が一挙に2倍になるという方々に対する対応、そしてそういった方が必要なサービスをやめたり減らしたりしないための対策が必要ではないか、そもそも一律1割負担が大変だといった方々も今でもいるという状況なので、そうした方々に対する支援策も必要ではないかという点なのですが、この点についていかがですか。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 負担割合が2割に変わった方があって、その中でやはり負担がふえる方もいるということでもあります。議員がおっしゃるとおり、そのとおりだと思います。ただ、この制度そのものは広域行政組合で独自でやった制度ではなくて、国の制度に準じて全国一律でやっているわけですので、どういうふうな形の支援が今後必要になるかは、少し研究をしなければいけないかなと、そのようにとらえております。

**議長（武田ユキ子君）** 2番、岡田もとみ君。

**2番（岡田もとみ君）** もう一つ、事業者からは請求の際、利用料の翌月請求となるわけなのですが、利用料が1割から2割負担に変わった方が、個別の対応でしか確認できなかったという意見をいただいています。先ほどの答弁によりますと、負担割合証9,685人に出しているということでした。そういう中で、本人とのやりとりでは、初年度だということもあったせいか、何のこともだかわからない、そういった通知が届いているかどうかもわからない、また、その負担割合証

をなくした、紛失したというために事業所では再交付請求など実務がかなりふえて煩雑になって大変だったということです。できれば課税時期に、やはり1割から2割に変わった人はわかっていると思うので、せめて広域行政組合の方から一覧表でもいただければ助かるとのことでしたが、この点についてはいかがですか。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** ただいまのご提言と申しますか、そのとおりだと思いますけれども、個人情報でどの程度のところを事業者提供できるかというあたりについても、やはりちゃんと検討しなければならない事項かなと思っております。

以上です。

**議長（武田ユキ子君）** 2番、岡田もとみ君。

**2番（岡田もとみ君）** 介護をめぐる現場で起きているのは、もともとは、答弁にもございましたように、国が制度の持続性を口実にして利用者に負担増やサービスの削減、そして事業者には介護報酬の削減など、そういったものを押しつけていることから来るものでございますが、組合としても、やはり介護保険制度のそもそもの目的に沿うような形で、高齢者の尊厳の保持とか自立した日常生活のために必要な給付、これをやはり第6期計画を進める中で、机上のものになるのではないかといろいろな方々からの不安の声が寄せられていますので、現状のサービスを低下させることのないように、当該の自治体とも連携しながら、そういったサービスの向上に取り組んでいただけないようにお願いしたいと思いますがいかがですか。

**議長（武田ユキ子君）** 尾形事務局次長。

**事務局次長（尾形秀治君）** このたびの費用負担の見直しにつきましては、被保険者の費用負担については、年金の減額の状況等も勘案し、高齢者が暮らしやすい環境となるような改正を行うこととする旨の内容で、全国介護保険広域化推進会議を通じまして国へ要望しているところでございます。

**議長（武田ユキ子君）** 2番、岡田もとみ君。

**2番（岡田もとみ君）** 関係者はこの第6期計画を進める上で、こうしたさまざまな介護現場でのいろいろな後退について大きな不安を抱きながらも、組合の的確な対応を切望しておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひいたしまして、私の質問を終わります。

**議長（武田ユキ子君）** 岡田もとみ君の質問を終わります。

次に、菊地善孝君の質問を許します。

菊地善孝君の質問は、一問一答方式です。

5番、菊地善孝君。

**5番（菊地善孝君）** 日本共産党一関市議団の菊地善孝でございます。

本題に入る前に、勝部管理者におかれては、体調を崩し入院治療を受けたよし、お見舞いを申し上げます。首長職は激務であります。ご自愛いただき、諸課題解決に努めていただくよう期待を申し上げます。

本題に入ります。

私は、今回、可燃ごみ焼却場建設建てかえ、仮設焼却炉設置、新最終処分場建設に絞って政策提起を中心に発言をいたします。建前論や答弁書の範囲にとどまらない建設的、かつ市民の期待に添う意見交換をお願いしたいと思います。

問題意識として狐禅寺地区の方々との関係の現状を考察するとき、従来どおりの姿勢を全く変

えない姿勢で今後とも対応した場合、見通しのないまま時間のみが経過し、取り返しのつかない状況を生む可能性が増すと判断するものであります。それは、一関市民12万1,000人、平泉町民8,000人の生活や営業に責任を負う立場ではないと思料するものであります。現実を踏まえた責任ある姿勢を望むものであります。

まず、自然を守る会からの公開質問状に対する回答のうち、契約、協定、覚書等に係る事情変更の法理に関する内容について説明を求めたいと思います。

事情変更の法理は、締結時、予見できないこと、想定外の事象が生じたことにより、当初の約束を変更、もしくは破棄できるとする原則のことであります。覚書を重く受けとめ尊重するとしながら、再度これら施設受け入れを計画した論立ての説明を求めるものであります。今回の解答書のうち、事情変更の法理に該当する部分のみ紹介を求めたい。项目的に、こことこの部分がこの法理に該当するのだと、この当局の論立て、これを紹介を求めるものであります。

その2番目、管理者は去る2月16日、市役所大会議室での住民懇談会后、狐禅寺地区へ何回足を運んだのか、端的に答弁を求めたいと思います。

その3つ目、一関清掃センター建てかえが暗礁に乗り上げている原因は、定石を踏まえない進め方と管理者の我見にあるのではないかと、こういう視点から質問をしたいと思います。

3施設建設方針を当局において決定したプロセスを記した書類などの開示請求を、情報公開条例で組合並びに一関市に対して行った1年前には、記録がないとの説明で、これを受けることができませんでした。受領することができませんでした。今回の冒頭述べた回答で改めて正副管理者会議等で協議確認している旨述べております。そこで、行政資料として昨日改めて開示を求めました。その結果、前回同様の回答であります。平泉町当局にも昨日、電話でお願いしましたが、同文書が存在しないと、こういう回答でありました。そこでお聞きします。

まず、第1点は、何をもって協議確認したと言えるのか、責任ある答弁を求めたいと思います。このことが証明できないとするならば、行政の事務上、重大な瑕疵ある判断をした、これに基づいて今動いているということにならざるを得ないと思うからであります。

その第2点目は、岩手県当局は産業廃棄物処理施設建てかえについて、定石を踏まえた対応で県北に設置を決めました。そこで、この広域行政組合として新年度からこれに携わった県職員の派遣を求めたらどうでしょうか。このことを提案したいと思います。

同3点目は、危機管理面から質問をしたい。一関清掃センターのプラントが故障する可能性、相当アップするのではないかと、こう思います。10月1日から本格稼働した岩手中部クリーンセンター、大きく報道されました。構成する4市町の従来の施設は、花巻、北上、遠野、西和賀、いずれも築後25年から26年で今回の新しい施設に更新したことになると言われております。現一関清掃センターは築後33年経過し、いまだ手続がこのような状況、今すぐ着手したとしても築後40年に稼働ということにしかならないのであります。ストーカ炉であっても処理能力の半分程度まで後退している中、プラントの稼働はどのくらい責任を持てると答弁できるのでしょうか。何らかの理由でプラントが稼働できない事態になった場合、どのような対応の仕方があると考えているのか、この機会に説明を求めたい。

第4点目として、危機管理の視点から、今、インターネット上で福島の子供たちの甲状腺がん、他地域と比べて20倍から50倍になっている、こういうことが大きく報じられ、共同通信が配信をし、一般マスコミも報道し始めています。津田敏秀岡山大環境学教授の論文、海外の医学専門誌に投稿されたものであります。このことが大きく注目をされています。

古い施設でバグフィルターでさえ設置されていない、できない施設を長く稼働するリスクをどう判断しているのか、これまた紹介をいただきたいと思います。

最後に、対策協議会と住民の方々の間に委任関係が存在していないにもかかわらず、これを唯一の窓口としていることも原因にあるのではないかと。白紙に戻し、県行政に倣い、広く市内から適地を選定すべきではないか、この発言をしたいと思います。

大東清掃センター、東山清掃センターの公害防止協定は、当該の自治会ごとの直接協定、約束となっています。それぞれの自治体ごとに構成員全員が対象であり、賛否確認についても全員が参加できる仕組みとなっています。

具体的に3点お聞きします。

まず、第1は、狐禅寺地区生活環境対策協議会の役員のほとんどは、市の非常勤特別職である行政区長や農林連絡員であり、各自治会ごとに選出の手続きをとることなく充て職となっていると認識していますけれども、間違いはないでしょうか。

その第2点目は、意思決定機関と言われている代議員会も、輪番制の班長の方々等々で構成され委任行為がなされていないのではないかと、これについても確認を求めたいと思います。一般住民との委任行為がされていないのではないかとということでもあります。

その第3点目は、県行政の産業廃棄物処理建設の実績に倣い、広く市内、適地を選定する作業に着手すべきではないかということでもあります。それとの絡みで、現在稼働している施設建設場所選定時、いくつかの候補地があったと言われ、検討したと言われています。当時のこの候補地名の紹介をこの議場で求めたいと思います。

以上です。

**議長（武田ユキ子君）** 菊地善孝君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 菊地善孝議員の質問にお答えいたします。

狐禅寺の自然環境を守る会からの公開質問状に対する回答内容についてでございますが、公開質問状は平成27年9月14日に提出がございまして、これを受理したところでございます。回答については、10月9日までに文書回答を願いたいとのこととございましたので、10月9日付で郵便により回答書を送付いたしました。

なお、回答書につきましては、公開質問状でございますので、広域のホームページにおいても公表したところであります。

この回答書の中で、覚書についても回答しておりますが、事情変更に対応する事由があったから、その覚書をその事情変更があったがゆえにこれをないものにするというふうには回答しておりません。また、そのようには考えてもおりません。平成23年の東日本大震災以降は、特にも覚書を締結した当時と取り巻く状況が大きく変わったものと認識しておりますが、そのことをもって覚書をないものにするということではないということとでございます。この考え方は、平成27年3月の市議会定例会において、菊地善孝議員の一般質問に対する答弁でお答えしたとおりでございます。

次に、平成27年2月16日の狐禅寺の自然環境を守る会との懇談以降の狐禅寺地区への対応についてでございますが、3月30日に狐禅寺地区生活環境対策協議会の会長、副会長、幹事及び代議員の方々との懇談会を行いました。7月28日には、狐禅寺地区生活環境対策協議会の会長、副会長、幹事の方々との懇談会を開催して、2月16日の後で見ますと、私自身はこの2回足を運んで、

直接お話をさせていただいて、私の考え方をお伝えしたところでございます。

その内容でございますけれども、7月28日の懇談会においては、平成27年6月の定例市議会で資源エネルギー循環型のまちづくりについて一般質問をいただいたところでございますが、答弁で市の考え方を明らかにし、ご理解をいただいたこと、それから平成27年度に入り、資源・エネルギー循環型まちづくり推進本部会議の開催やセメント工場の視察を行うなど、取り組むべき方向について調査研究を進めているということ、それから私自身が兵庫県南但クリーンセンターなどを視察して、新しい施設のイメージを皆さんに示せるよう調査研究をしているということ、これらについて資料をお示ししながら説明をさせていただいたところであります。

懇談では、出席いただいた一人一人から発言をいただき、狐禅寺地区の振興策についての質問やご意見をいただき、市の提案に賛成であるというご意見、推進すべきであるとの趣旨の発言もいただいたところでございます。

次に、新しい焼却施設の建設についてでございますが、私が狐禅寺地区に仮設焼却施設、新しい焼却施設、そして最終処分場、この計画を提案いたしましたのは、これまでの経過を重く受けとめるがゆえに、狐禅寺に新しい施設を展開していきたいと思ったわけであり、新しい地域づくりをぜひ一緒にやっていければという思いから、狐禅寺地区の方々に提案をさせていただいたことであります。進め方については、それぞれの地域の状況、今後のまちづくりの方針などを踏まえ、必要な時間を確保しながら行っていくべきものと考えております。

狐禅寺地区へ新しい施設を建設する提案を軌道修正しないのが停滞の大きな原因ではないかというご指摘でございます。一関市で現在取り組んでおります、資源・エネルギー循環型まちづくりを進め、地域の産業振興や雇用の創出につなげていくとともに、人々が狐禅寺地区を訪れることでにぎわいを生み出すなど、地域の活性化にもつながるようにしていきたいということをご理解いただけるよう、平成27年3月の狐禅寺地区生活環境対策協議会との懇談会及び平成27年7月の狐禅寺地区生活環境対策協議会の会長、副会長、幹事の皆さんとの懇談会で説明をさせていただき、地域振興などについてご意見、提言などをいただいたところであります。これまで地域の方々と施設のあり方について協議を行いながら進めていくこととしてきたところであり、今後には、より具体的なイメージを持っていただけるような説明を行ってまいりたいと考えております。

なお、県職員の派遣の要請についてのお話もありましたが、その考えはございません。

次に、狐禅寺地区生活環境対策協議会についてでございますが、狐禅寺地区生活環境対策協議会につきましては、平成9年12月に一関清掃センター近隣の真滝2区から真滝6区までの住民をもって組織された団体でございます。同協議会は、ごみ焼却施設の運営や清掃センター施設周辺の環境整備などについて、同協議会設立以来、当時の一関地方衛生組合や現在の一関地区広域行政組合と協議を重ね、清掃センター施設周辺住民の生活環境の保全に努めていただいている団体である、そのような認識を持っております。当組合としては、今後も狐禅寺地区の住民で組織された狐禅寺地区生活環境対策協議会との話し合いを継続してまいりたいと考えております。

現在の施設の場所につきましては、昭和50年9月16日、一関地方衛生組合議会定例会において、し尿処理施設の建設場所として現施設の土地の取得について提案し可決されております。当時の記録によりますと、現在の場所のほか、狐禅寺地内で1カ所の候補地が記載されているところであります。

その他の質問については、田代副管理者から答弁させます。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） それでは、まず、平泉町との協議についてお答えを申し上げます。

これは、昨年9月30日に菊地善孝議員の質問に対してお答えしているところでございますが、その答弁をそのまま申し上げますと、構成団体である平泉町に対しましては、副管理者である平泉町長に、一関市、岩手県、環境省との協議経過を随時報告し、確認をいただきながら進めてきたところであり、また、管理者、副管理者会議の冒頭における管理者のあいさつにおいて、その時々の方勢について報告、あるいは説明する機会を持ってきているところでございます。また、地元説明会に入る前の段階で、施設計画などの概要について、このような方針で進めてまいりたいというようなことを説明するなど、共通認識のもとに進めてきているところでございますと答弁しているところでございます。

それから、次に、甲状腺がんの質問もございました。甲状腺検査につきましては、尿検査の結果を評価していただいた専門家からは、これまで岩手県南部における放射性セシウムの汚染状況から推測すると、事故後の放射性ヨウ素による汚染レベルも比較的低いと考えられ、甲状腺の超音波検査は必要ないと考えられるとの見解が示されているところでございます。また、国や福島県が行った甲状腺検査については、その結果に対し評価がされているところですが、福島県以外の3県における甲状腺有所見率調査によると、福島の超音波検査での膿瘍が見つかったが、福島県以外の3県調査でも同様に見つかったり、両調査間で統計的な有意差は見当たらないとされてございます。

また、本年の5月でございますが、福島県の県民健康管理調査検討委員会では、被曝線量がチェルノブイリ事故と比べてはるかに少ないこと、事故当時5歳以下だった子供からの発見はないことなどから、放射線の影響とは考えにくい、検診で発見された甲状腺がんが被曝によるものかどうか結論づけることはできないとの見解が示されているところでございます。また、世界保健機関、あるいは国連の科学委員会等では、平成26年2月に環境省等が開催した放射線と甲状腺がんに関する国際ワークショップに参加した国内外の専門家が、原発事故によるものとは考えにくいという考え方を支持する見解を示されているというふうに伺ってございます。

それから、その理由といたしましては、これまで行った調査によると、原発周辺地域の子供たちの甲状腺被曝線量は総じて少ないこと、がんが見つかった方の事故時の年齢は、放射線に対する感受性が高いとされる幼児期でなく、既知の知見と同様10歳代に多く見られたこと、甲状腺がんの頻度については限られた数ではあるが、無症状の子供に甲状腺検査を実施した過去の例でも同じような頻度で見つかったことが上げられているところでございます。

それから、もう1点、現焼却施設の稼働ができなくなった場合とのことではございますが、現在の一関清掃センターのごみ焼却施設につきましては、建設後34年を経過し、施設の老朽化が進んでおり、稼働に当たっては日常点検業務を行い、各機器の保守に努めてございますが、年々機器の故障が増加傾向にございます。このため、施工業者による定期補修工事により、損傷した機器の補修を実施しているほか、各機器の状況を確認し、次年度以降の施設の整備計画の見直しを毎年度行いまして、施設の性能を維持しながら長期にわたり焼却ができない状況とならないよう、施設管理に努めているところでございます。

以上であります。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 4番目のものが答弁漏れ、3点、具体的に質問しているのですから、それを

答えてください。

対策協議会の役員の関係ね、それから代議員の関係、委任行為があるのかどうか、具体的に聞いていますよ。

**議長（武田ユキ子君）** 田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** 狐禅寺地区生活環境対策協議会についてでございますが、狐禅寺地区生活環境対策協議会につきましては、平成9年の12月に、一関清掃センター近隣の真滝2区から6区までの住民をもって組織された団体であります。同協議会は、ごみ焼却施設の運営や、清掃センター施設周辺住民の環境整備などについて、同協議会設立以来、当時の一関地方衛生組合や現在の一関地区広域行政組合と協議を重ね、清掃センター施設周辺住民の生活環境の保全に努めていただいている団体と認識してございます。

組合といたしましては、今後も狐禅寺地区の住民で組織された狐禅寺地区生活環境対策協議会との話し合いを継続してまいりたいと考えているところでございます。

**議長（武田ユキ子君）** 5番、菊地善孝君。

**5番（菊地善孝君）** 最後のものは、委任行為があったかどうかということ、役員並びに代議員について質問しているのだけれども、実質答弁なかったですね。再質問で述べます。

再質問しますが、事情変更の法理、これではないのだという答弁が管理者のほうからありました。行政マンを長く務めた管理者や田代副管理者とは思えないですね。民法上、覚書を含めて約束は守るというのが大原則でしょう。これの例外としてのこの事情変更の法理ですよ。一方の当事者の都合、考え方で、あるいは主張でそれがどうにでも変更できるのなら、これは世の中めちゃくちゃになってしまうのではないのでしょうか、雑な言い方ですけども。

もう一度聞きます。覚書を締結するまでの経過があったわけですね。当時のこの組合、その前身の組合、そして当時の一関市として、当該地域に対してお願いをする、再びこの地域には施設をつくらないからつくらせってくれと、端的に言えばそういうことなわけですね。それを、今回は変更させていただきますという提案をしているわけでしょう。管理者である勝部市長の思いは思いとしてもですよ、そこには行政である以上、行政の手續、論立てが必要なわけですよ。住民の人たちが不信を持っている一番のところはここにあるのではないですか。どんなに言葉を並べても約束は守るのですと。それを変更する場合、変更が許される場合は、かくかくしかじかでなければならない、これを述べているのが事情変更の法理でしょう。これではないのだという説明はないでしょう。もう一回、答弁。

**議長（武田ユキ子君）** 田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** 先ほども管理者から答弁申し上げているところでございますが、事情変更には相当する理由があったから、覚書をその事情変更においてないものにするというふうな回答はしていないところでございます。

それから、事情変更というようなことはこれまでも一切、お話は申し上げてきてございません。覚書そのものは、我々が覚書の重大性、重さについては十分認識しているところでございます。この覚書の存在をはっきりと認識をいたしまして、そして新しい形での地域づくりというふうな形で、新たに焼却施設等を設置させていただきたいというふうなご提案を申し上げているところでございます。

**議長（武田ユキ子君）** 5番、菊地善孝君。

**5番（菊地善孝君）** 前段の部分は、準備した答弁書をもう一回読んでいただけ。そうすると、答

弁している内容というのは、新しい施設を、今までにないような施設をつくる、だから約束を変更する、これが許されるのだという主張なのですか。ナンセンスではありませんか。事情変更の法理を何と心得ているのですか、一体。皆さんは行政マンのプロでしょう、45年、50年近く。行政というのは、そのとき、そのときの執行者の考え方で動ける部分と許されない部分があるでしょう。それをきちんとルール化しているのが民法でいう約束は守ると、その例外として事情変更の法理というものがあるのではないですか。もう一回聞きます。事情変更の法理に該当する主張は何なのですか、皆さんが主張するのは。

**議長（武田ユキ子君）** 勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 事情変更の法理を前提とした提案をしているわけではないのです。それは私も壇上から答弁しました。そのところはわかってもえませんか。

**議長（武田ユキ子君）** 5番、菊地善孝君。

**5番（菊地善孝君）** 私を含めてですよ。勝部管理者も、これは条例よりも何よりも、法律その他に拘束された上で行政の責任者としての執行に当たっているし、私どもは議員としての役割を果たそうとしているわけです。ですから、その限りにおいては、自分がどう思おうが、私自身がどう思おうが、勝部管理者がどう思おうがですよ、拘束されるのですよ。あくまでも、約束は守らなければならないのです、約束は。約束のもとに現施設はつくらせてもらったのですから。当時は勝部管理者も私も当然当事者でもないし、その事情は知らない。しかし、それを執行者として引き継いでいる、我々は議員の一人として、議会の一人として引き継ぎざるを得ないのですよ。そのときに、約束は守るのですと。これは逃れようがないのですよ。しかし、行政というのは生き物ですから、いろいろな事情の中で当初の約束を守れないこともあり得るのです、これは。私はそこまでは理解しているのです、当然のことです。勝部管理者だって同じだと思うのですよ。だから、約束は約束として現存しているのだから、管理者も当然尊重しますと言っているわけですよ。それを変更させていただきませんか、いただきますという提案をしているわけでしょう。である以上は、事情変更の法理に、その言葉を使おうが、今まで答弁をしようがしてしまいが、言っていることは事情変更の法理なのですよ。その事情の変更の法理に該当する事柄は何ですかと私は聞いているのです。

**議長（武田ユキ子君）** 勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 事情変更の法理というものをどういうふうに解釈するかですけれども、私は覚書の存在、あの覚書の中に込められた住民の方々の気持ち、これを事務引継を前市長から受けて、そのときは直接、前市長からのあれにはなくて、引継書の中に書いてあったのですが、担当部署から経緯について話を聞きました。そしてこれは、やはりこの覚書の存在というものは尊重しなければいけないとずっと今でもそれを引き継いで来ています。その中で、要するに、ではその覚書を守ると言ってしまうと、覚書の冒頭にここにはつukらないということが書いてありますから、話が前に進まないのですよ。こちらはこの地域で全く新しいイメージの施設の建設を地域の方々と一緒になってやっていきたいという提案をしたいわけなのですよ。現にしていますけれども。そうなってくると、その事情変更の法理とか、そういうふうな約束を反古にするという問題ではなくて、それはそれで重きをおいて尊重するけれども、それを乗り越えたところで、こういう新しい取り組みをみんなで一緒にやってみませんかという提案なのですよ。ですから、ちょっと違うのです。

**議長（武田ユキ子君）** 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 違うことはいいのですけれども、お互いに法令に基づいて執行なさっているし、議会活動しているわけですから、やはりそこを整理と説明されなければならない、行政マンである以上、行政である以上。そこを説明が、いろいろな事情、思い、これを言うだけで、整理として論立てで説明していないから、言えば言うほど溝が深まってしまうわけですよ。

もう一回言いますよ。私、勝部管理者が今話されたこと、思い、執行者としての思い、否定していないでしょう、私は今までも。それは一つの判断ですよ。しかし、この地域に現存しているのは、あと施設つくりませんからつくらせてくれと言って、約束して今日に至っている。これは現実なのですよ、理屈以前の問題。しかし、そのとおりに履行する、引き続き履行し続けるということが、かくかくしかじかの事情でできないということを、事情変更の法理にかなうように説明しなければならない。それができていないのですよ、きょうの答弁を含めて。思いはわかりました。私はそこが決定的に不足しているといえますか、違うとか何とかの言葉で置きかえることのできない事柄です、これは。だから、くどく言っているわけです。事情変更の法理にかなう理由があるのかと聞いているわけ、それが説明できない以上、あきらめざるを得ないのではないですか。どんなに勝部管理者が、当局が言ってもそれは受け入れられないでしょう。

私は、県議会で私どもの高田県議を通じて、県にもこれについては指導いただかなければいけない、しかも、広域の関係で言えばずっと遅くしたわけですね、岩手県の場合は、判断を。胆江と両磐、これを分離するという判断をずっと遅らせてしまった。そういう意味でも責任あるから、県議会で県当局の責任ある答弁を聞き出してよといったら知事は最終的に何と言ったかという、約束は守らなければならないが事情変更の法理というものも一方ではありますと言ったわけです。私はそれはそのとおりにだと思えます、それは、行政マンである以上、否定はしません。だとするならば、事情変更の法理にかなうような契約、覚書というものが締結してあるのだから、それを変更する、変更してこのとおりに履行できなくても通るといって、法律的には、その理由づけが必要なわけです、それができていないのです、きょうの答弁を含めて。私は、そこが説明できない以上、やればやるほど溝が深まりますよということを改めて話をしたい。

加えて話をしますが、対策協議会との懇談等々については、職員の作成した復命書等々が既に明らかにされています。その中で、管理者自身が冒頭のあいさつで、この3施設の建設を受け入れてくれないかという趣旨の発言をしています。職員もまた発言をしています。そのことは書面上、復命書の公開されているものを読む限り否定できません。先ほど菅野議員に対しての答弁では、そういうことは言っていないというふうな今までの答弁、あるいは今回の回答書だったのだけれども、多少微妙に変わってきていますよね、管理者の答弁が。この部分については改めて答弁いただけませんか。繰り返しますね、くどくなりますけれども、今までは対策協議会との5回の懇談会の中で、これは当局のほうから3施設を受け入れてほしい、その他の立場からの発言はしていないという言明をしまりました。しかし、復命書等々を読む限り、管理者自身もそういう趣旨の発言をはっきりしていますからね、職員はもとより。そういう意味では、この議会を通じて修正するなら修正するということのほうがいいと思うのですね。いかがでしょうか。

議 長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） ただいまのご質問でございますが、これまでもお話し申し上げてまいりましたように、県南地区ごみ処理広域化基本構想がございまして、これが1つの施設から2つになりましたのは平成25年の11月でございます。それから、仮設焼却施設の設置方針も決まりました

のが11月でございます。そこで、これまでも答弁申し上げてきたところでございますが、この懇談会にありましては、地元の皆さんとの情報提供、意見交換の場として開催してきたものでございまして、施設の建設について提案したものではないというふうなところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） どうしてそういう、私から言わせれば俗な言い方で恐縮だけれども、つまらないことに固執するのかしら。明らかにこの復命書、活字として一般的に見られる状態にあるものを読む限りははっきり述べているではないですか、管理者自身も職員も。なぜそのことを否定するのかしら。県の広域化計画で従来は胆江と一関・両磐は1カ所だと、それを2カ所にするというのは、今紹介あったように平成25年の11月ですか、それ以降ですよ。その前は、そのことは行政的には公にできないからということに神経を使っているのかもしれないけれども、何もそんなことで神経使う必要はないのではないですか、ここまで来た以上。はっきりと岩手日日に書いてあるのだから、それを否定する、そういう姿勢をするから余計に信頼関係が築けないのではないかしら。人だから、私なんかは最たるものだけれども、思い違いだとか何かありますよね、錯誤含めてありますから。気づいたときには時間を置かないで訂正したほうがいいですよ。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 重ねてご答弁申し上げますが、やはり県南地区ごみ処理広域化基本構想というふうなものがありまして、そういうふうな1つで行うというふうな場合に、一関市が独断で、あるいは広域行政組合が独断でこれを一関市分を一関でやりますよというふうな結論は出せないわけでございます。また、国の方針が定まっていない仮設焼却施設についても、国の方針が定まらないうちに我々がこういうふうなことをやりますよというふうなことにはならないわけでございます。そういうふうなことから、いわゆる懇談会でお話し申し上げたのは、先ほどのように、仮設焼却施設、あるいは新しい焼却施設、新しい最終処分場について、こういうふうなことについてのいろいろな考え方をご説明をしながらご意見をいただいていたというふうなところでございまして、あくまでも情報提供と意見交換の場として行ってきたというふうなところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） こういう聞き方をしましょう。それを狐禅寺のこの対策協議会のみに行ってきたということですね。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） やはり、こういうふうなことにつきましては、先ほども申し上げましたように、県の県南地区ごみ処理広域化基本構想、それから仮設焼却施設の国の方針というふうなものがございまして、これをどこでもお話をできる、あるいは懇談をするというふうなところの環境にはないわけでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） めちゃくちゃでしょう、言っていることは。

どうして狐禅寺地区生活環境対策協議会の、先ほど来から紹介しているように、復命書なり何なりにはっきりと、勝部管理者含めて、あいさつの中でこの部分について、この地域にお願いしたいと読み取れる内容のこと、はっきり活字になって出ていますね。そのことがはっきりしているにもかかわらず、重ねてこうやって質問して発言しているのに、促しているのに、それでもそういうことを言うてしまうのですね。残念ですね。それでは溝は深まることはあれ埋まらないで

すよ。

次に移ります。

先ほど来3番目の問題で、記録が残っていないのではないかとということです。答弁は昨年9月30日に私に対する答弁のとおりだということできろいろ説明いただいたのだけれども、これもある意味では、恐縮な言い方だけれども、勝部市長、管理者が末代市長職ではないのです、私も同じです。かわるのです。3期やろうが4期やろうが、そのあと10期もやれるはずはないわけです。かわるのです、一般論として。そのときに後任者、あるいはもっと広く言えば行政機関としての一関ですね、あるいはこの平泉町含めた広域、この中で物事を後任者が判断するときに、あるいは議会構成がかわっての議会が判断していくときに記録がないと、許されますか、行政的に。協議したのでしょうか。当局としての方針も確認したのでしょうか。なぜ記録がないのですか。

**議長（武田ユキ子君）** 田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** そのものによって、記録、例えばすべてがお互いに署名、捺印するというふうなものではございません。先ほどご答弁申し上げましたように、やはり管理者、副管理者会議の場面でお話を申し上げているとか、あるいは説明会に臨むに当たってこういうふうな方針でまいりますというふうなことを口頭で申し上げて進めてきているわけでございます。決して独断でというふうなことではございません。

**議長（武田ユキ子君）** 5番、菊地善孝君。

**5番（菊地善孝君）** これも聞いていて情けなくなってしまうね。今の一関市の情報公開条例、これのベースになっているのはアカウントビリティですよ。わかりますか、アカウントビリティですよ。政策を決定したその結論だけではないと、政策を決定するプロセス、ここまで住民に説明責任が当局はあるのだと、この精神が流れた情報公開条例ですよ。これで私が1年前に請求したときに資料がないと言ったのです。資料がないということは、メモすら残っていないということなのです。何に基づいて行政は動いているのですか、何に基づいて。どうですか。

**議長（武田ユキ子君）** 田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** 懇談会を行うに当たりましての資料とか、あるいは地区での説明会の資料、そういうふうなものは残ってございます。やはりそういうふうなことの中で、やはり決めないものはそんなふうな形では進まないわけでございますので、平成26年の3月、4月、7月の説明会の資料はきちんと残ってございます。そういうふうな形でやっているところでございます。

**議長（武田ユキ子君）** 5番、菊地善孝君。

**5番（菊地善孝君）** 当局における最高の意思決定機関は正副管理者会議なはずですよ、仕組み上、正副管理者会議。4人で構成しているのでしょうか。これが最高の当局としての意思決定ですよ。その記録がどうしてないのですか。

**議長（武田ユキ子君）** 田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** 先ほども申し上げましたように、そのすべてのもの、一言一句こういうふうな形でご説明した、あるいはこういうふうな形で同意をいただいたというふうな形ですべてが残っているというふうなものではないというふうにご考えてございます。明らかにそういうふうな結果に基づいて、これまでの、去年の3月からの説明会を重ねてきているところでございますので、また、狐禅寺地区との懇談会にもいろいろ出席をしていただいているわけでございますので、そんなふうな状況でございます。

**議長（武田ユキ子君）** 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 田代副管理者らしいと言えば副管理者なのでしょうけれども、これも俗な言い方で恐縮だけれども、手続上問題があると考えませんか。

いいですか、これだけ大きな問題、住民の人たちが、該当する地域の人たちがこれだけ声を上げている、そのときに記録がないと、前に戻れば事情変更の法理に基づく論立てもできていない、それからなぜこの地域にまたお願いするのか、最高の意思決定機関である正副管理者会議の記録、要するにメモも残っていないということになるわけでしょう。だったら、厳しい言い方だけれども、辛らつな言い方だけれども、行政の手続として瑕疵があるのではないかとと言われてもしょうがないのではないかしら。どうですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 先ほども申し上げましたように、やはりそういうふうなものがその段階で、こうこう、こういうふうなことだというふうな形で記録を残しているものだけではございません。先ほど言いましたように、去年の3月の説明会では、こういうふうな形で説明をしますというふうなことでの結果を受けてその説明をしているわけでございます。それから4月と7月の各行政区で行われた地区懇談会の中においても、そういうふうな説明を重ねてきているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 行政機関でしょう、皆さんは。行政機関を構成しているわけでしょう。その人が、今答弁いただいた田代副管理者は補助者ですよ。補助者としては最高の機関ですよ。その人がそんなことを言っではいけない、めちゃくちゃになってしまうでしょう。

では部下が、部長でも課長でもいいけれども、係長でもいいけれども、大切な問題、これについて記録はないけれどもこういうことで動いていますよ、それで了解と言えますか。言わないでしょう。どうして記録がないのだと、だれの決裁をもらって動いているのだというではないですか、上司である以上、同じことですよ。

菅野議員、岡田議員に対しても、住民に対して丁寧な説明をしてまいりますということを改めて答弁していますね、私に対しても言った。こういうことさえ整備していないという、それで丁寧な説明とは言わない。いいですか、ここの言葉だけ、口先だけで、これも辛らつな言い方で恐縮だけれども、どんなに言おうが、それを裏づけるものを出してほしいと、あるのかと言われていて説明できない、残っていません、住民との懇談会で、あるいは説明会で述べました、それが何なのですか。行政機関としての意思決定、執行、責任伴いますよ。それに代替できるのですか。住民との懇談会、説明会の中で、これこれ、かくかくしかじかの説明をしたから、行政機関としての意思決定をしたことになるのですか。ナンセンスではありませんか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 記録、記録と言いますけれども、私も長年行政に身を置いてきた身分でございます。すべて記録が残っているわけではないのですよ。そして、ポイントポイントなのです。確かに議会の場合は議事録、しっかりした、私はもう100%の記録が議会の会議録として残っていると。あのようなものが行政の各部署、部署で全部残っているかというに残っていません。主要な行政施策について、これを最終的にこれでいきましょうねとなった、その、例えば部課長会議があってそれが庁議にかかって、そして最終的に私が決裁するわけですがけれども、その決裁というものは書類がありますから、そういう形で記録として残る。そして、各課の中の、例えば課長補佐、係長、一般の事務職員と言いますけれども、そういう中で日常の行政を動かしていくと

きには、記録というのはまずないほうが多いのです。口頭なのです。信頼関係なのです。そういう中で仕事というのは進んでいくのです。ただ、そういう中でも、結論を出す場合にはしっかりとした記録が出ています。

今回の場合の平泉町との連絡というのは頻繁にやっています。その記録が、その部分の記録がないからと言って連携がとれていないとか独断でやったとかということにはならないと思うのです。平泉町とは確かに管理者、副管理者会議というのは定期的にやっています。そして、例えば今度のこの定例会にどういう案件、議案を提出するか、その議案の内容も精査しています。そういう記録は残っている、それがメインで集まる会議です。その際に、その他の重要な案件について、口頭で冒頭のあいさつの中で説明をしたり、そういうのはあえて資料は用意しません。そういう中で、信頼関係のもとでやっていますから、副管理者が言ったとおり、すべてのものが記録が残っているというふうにはなっていない、そういう現状です。

**議長（武田ユキ子君）** 5番、菊地善孝君。

**5番（菊地善孝君）** 全面否定はしません、生き物ですから。ただ、どこそこに何がしかの道路をつくる話ではありません、これは。そして、該当する地域の人たちがこれほど不安を持ち、要望等々も再三出している内容、そのことに対して、この広域行政組合としてどういう方針でやっていくかということについては記録を残すべきであります。残すべきであります。

先ほど、ある意味では失礼な言い方をしたのだけれども、アカウントビリティの考え方というのは、大元はそれよりも前にあるのかもしれないけれども、那覇の市政の中で、沖縄の那覇ですね。それが大阪の大東市、ここでさらに花開いた考え方、そしてこれは20年ぐらい前になりますよね。それが全国に波及していったわけです。それは何かというと、結論だけ、結果だけ整えておけばいいというのではなくて、政策立案過程面も含めて、図画を含めてですよ、書いたものだけではなくて図画を含めて、そういうものが公開の対象になるのだと。その背景としては、行政におけるさまざまな国、地方にわたる不祥事その他ありました。国民、住民の人たちが知らないところでどんどん事が進んでいく等々を住民がチェックするということからも大切だという考え方が20年も前から日本のこの行政、とりわけ地方行政の中では定着してきた考え方です。それにはそぐわない行政の行為だと言わざるを得ないと思いますよ。これでいいのだということにはならない。私は不十分な対応であったと言わざるを得ないと思います。

やはり主権者である住民の人たち、不安を持っている人たちが調べようと思えば、相当のところまで、政策立案過程、なぜこういう判断をしたのかということところが公の文書としても確認できるという、その書類が全くないということは異常だということだけ改めて指摘をしておきたいと思います。

最後に、時間が押していますから最後。この一関清掃センターのプラントが相当の年数を経過しているということの中で、これが稼働できなくなる可能性というのは、当然覚悟しなければなりません。ある日突然起きるかもしれない。そうなったときに、一体どういうふうに対応しようとしているのでしょうか。

先ほどの答弁では具体的な答弁がありませんでした。どこにお願いして処理をしようとしているのですか。

**議長（武田ユキ子君）** 田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** 先ほどご答弁申し上げましたように、いわゆるそういうふうな事態に陥らないような形で施設の管理に努めているところでございますが、やはり万が一というふうな場合

でございますが、現在の焼却施設が長期にわたって稼働できなくなった場合には、やはり緊急措置をとっていかなければいけない。一つは、同じ市内にあります大東清掃センターでの焼却、あるいは近隣の施設をお願いをしていかなければならないというふうを考えているところでございます。

**議長（武田ユキ子君）** 5番、菊地善孝君。

**5番（菊地善孝君）** 私は何回もこの議場でも紹介しているのですが、大東清掃センターでダイオキシン問題でもう緊急にとめざるを得ないと、そしてとめました。そして、一番迷惑をかけたのは狐禅寺地区の皆さんです。一関清掃センターでほぼ1年ぐらい、1年以上にわたってでしょうか、引き受けていただきました。大変な迷惑をかけたわけです。量が違います。大東清掃センターは当時、一日の日量というのは二十数トンだったのだけれども、ここは3.5倍から3.8倍になりますよ。本当にお願いできますか。処理できますか。大変なことですよ、これは。当局も議会も責任のとりようがありません、これは。住民に対しても法人に対しても。もっとそのことを真剣に考えなければならぬと思いますよ、これだけの年数が経過してきている以上は。

最後、ことしの春に衆議院の第2議員会館の会議室で、環境省の職員と代議士の事務所の紹介で、この焼却場問題について菅野議員ともども意見交換をした経過があります。なぜ従来さまざまな施設建設ができたのか、付随施設まで含めてね。今それが、電気関係、高度の、公立の電気の関係については特別な補助があるけれども、それ以外は切ってしまった。今後はどうなるのでしょうか、なぜそういうふうになったのかしらといたら、今動いている、稼働している可燃ごみの焼却施設は一斉に更新をしなければならない時期に入ってきているのですと、予算の問題なのだと。今後も当然考えざるを得ない、対応せざるを得ないのだと、国の段階では。うかうかしてられませんよ。いつまでも今までの予算が、今までのような形で予算がつくような状況にはないと環境省を代表して出席してくれた役つきの職員は我々に対して説明しておりました。以上です。

**議長（武田ユキ子君）** 菊地善孝君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

**議長（武田ユキ子君）** 日程第6、認第2号、平成26年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び日程第7、認第3号、平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** 認第2号、平成26年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び認第3号、平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成26年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の審査を終えましたので、議会の認定に付するものであります。

なお、一般会計及び介護保険特別会計決算の概要につきましては、会計管理者及び事務局長が説明いたします。

**議長（武田ユキ子君）** 清水会計管理者。

**会計管理者（清水高司君）** 私からは、平成26年度一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

決算書の6ページをお開き願います。

6ページから9ページまでが一般会計歳入歳出決算書になります。

6ページ、7ページには一般会計の歳入を記載しております。

この表中、一番下の行は歳入合計で、その中ごろに記載している収入済額は23億2,749万1,251円であります。

次のページ、8ページをお開き願います。

8ページ、9ページは、一般会計の歳出を記載しております。

この表中、一番下の行は歳出合計で、その中ごろに記載している支出済額は22億7,777万8,985円であります。

9ページの下、欄外をごらんいただきたいと思います。

収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額を記載しておりますが、その額は4,971万2,266円であります。

次に、38ページをお開き願います。

38ページ、39ページは、介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算書の歳入の表になります。

表の一番下、歳入合計の行、中ごろの収入済額は143億7,591万883円であります。

次のページ、40ページをお開き願います。

40、41ページは、同会計事業勘定の歳出の表になります。

表の一番下、歳出合計の行、中ごろの支出済額は140億2,350万8,827円であります。

41ページの欄外をごらんいただきたいと思います。歳入歳出差引残額は、3億5,240万2,056円であります。

次のページ、42ページをお開き願います。

42、43ページは、介護保険特別会計サービス勘定歳入歳出決算書の歳入の表になります。

表の一番下、歳入合計の中ごろ、収入済額は3,730万1,623円であります。

次のページ、44ページをお開き願います。

44、45ページは同会計サービス勘定の歳出表になります。

表の一番下、歳出合計の中ごろ、支出済額は3,359万1,952円で、45ページ欄外の歳入歳出差引残額は370万9,671円であります。

恐れ入りますが、2ページにお戻り願います。

2ページ、3ページは、歳入歳出決算会計別総括表であります。

ごらんのとおり、平成27年度への繰越事業はございませんでした。したがって、一般会計及び介護保険特別会計で翌年度の会計に繰り入れられる実質収支額は、各会計の歳入歳出差引残額と同額になります。

次に、財産について説明申し上げます。

恐れ入ります。72ページをお開き願いたいと思います。

72ページから75ページまでは、財産に関する調書であります。

72、73ページは、公有財産の土地及び建物、それから取得価格が100万円以上の物品について、前年度末現在高、決算年度中増減高、決算年度末現在高を記載しております。

平成26年度は土地の増減はありませんでしたが、建物については普通財産の延べ床面積で419.21平方メートルの減となり、物品については複合機が5台と乗用自動車が1台減となったところであります。

次のページ、74ページをお開き願います。

74、75ページは、基金について記載しております。

74ページは、財政調整基金及び介護給付費準備基金について、前年度末現在高、決算年度中増減高、決算年度末現在高を記載しております。

75ページは、定額の資金を運用するために設けている基金の運用状況を記載しております。

以上で、一般会計及び特別会計並びに財産に関する決算状況についての説明を終わります。

決算書中の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算事項別明細書につきましては、お目通しくださいますようお願いいたします。

よろしくようお願いいたします。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 私からは、補足説明を申し上げます。

初めに、認第2号、平成26年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算について、申し上げます。

決算書の12ページ、13ページをお開き願います。

まず、歳入であります。1款1項1目総務費分担金につきましては、議会費、総務管理費、監査委員費などを賄う経費の分担金であります。その分担割合は、一関市が9分の8、平泉町が9分の1となっております。

次に、2目衛生費分担金につきましては、衛生総務費、火葬場管理費、ごみ及びし尿処理費を賄う経費であります。

1節衛生総務費分担金の分担割合は、均等割が10%、人口割が90%でございます。

2項1目建設事業費負担金につきましては、地方債の償還に係る負担金であります。

分担金及び負担金総額に対する構成市町の分担割合は、一関市が93.6%、平泉町が6.4%であり、内訳は主要な施策の成果に関する説明書の3ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、14、15ページをお開き願います。

2款2項1目許可申請手数料につきましては、1節一般廃棄物処理業許可申請手数料は5件分、2節浄化槽清掃業許可申請手数料は1件分であります。

2目ごみ処理手数料につきましては、1節一関清掃センター手数料は、搬入廃棄物の総量8,590トン分、2節大東清掃センター手数料は、同じく2,755トン分の手数料であります。

3目し尿処理手数料につきましては、1節一関清掃センター手数料は5万2,548キロリットル分、2節川崎清掃センター手数料は3万2,354キロリットル分のし尿及び浄化槽汚泥を受け入れた手数料であります。

3款1項1目衛生費国庫補助金につきましては、各清掃センターにおける放射線モニタリングに対する廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金であります。

16、17ページをお開き願います。

4款1項1目財産貸付収入につきましては、土地の貸付収入及び県立千厩病院への旧伝染病隔離病舎の貸付収入であります。

18、19ページをお開き願います。

8款2項1目衛生費受託事業収入につきましては、一関市内の汚染牧草の焼却処理に係る委託料であります。

3項1目弁償金につきましては、福島第一原子力発電所事故に伴う放射線対策に要した平成24年度分の損害賠償請求のうち、一部が支払われたものであります。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

20、21ページをお開き願います。

歳出につきましては、款項目ごとに備考欄の内訳を記載しております。各事業に丸印をつけておりますので、その中で金額の大きいもの、新規のもの、特徴的なものについてご説明を申し上げます。

2款1項1目総務管理費につきましては、2つ目の丸、一般管理費のうち広報等印刷製本費は、組合広報5万1,000部を印刷したものであります。

22、23ページをお開き願います。

2つ目の財政調整基金積立金につきましては、前年度繰越金などを積み立てたものであり、平成26年度末現在高は3億2,411万9,877円となったところであります。

3款1項1目衛生総務費につきましては、3つ目の丸ですけれども、衛生総務費のうち旧手負沢分別作業所跡地土地汚染調査業務委託料は、一関市から新貸し工場用地に供するため、この土地を取得したいとの意向を示されたことから、自主的に土壌調査を実施したもので、一次調査の結果、土壌汚染対策法に定めるヒ素及びその化合物の分析項目において、土壌溶出量基準値である1リットル当たり0.01ミリグラムを超える0.014ミリグラムが検出されたことから、県の指導により基準を超えたエリアをさらに9つの区画に分けて詳細な二次調査を実施したところであります。すべての区画が基準値以下であり、土壌について問題ないことが判明したものであり、調査結果につきましては周辺の住宅24戸にお知らせし、報道関係者にも公表したところであります。

24、25ページをお開き願います。

ごみ減量化対策費のうち循環型社会推進地域計画作成業務委託料につきましては、今後、廃棄物処理施設を整備するに当たり、循環型社会形成推進交付金を活用するために作成したものであります。

次に、2款1目火葬場管理費につきましては、釣山斎苑及び千厩斎苑について、平成26年度から新たに指定管理者制度を導入したところであり、火葬炉設備補修工事費は火葬炉設備補修、動力板機器交換などの工事費であります。

26、27ページとなりますが、ごみ焼却施設管理費のうち設備補修工事費は、ごみ焼却施設定期補修、排ガス処理施設定期補修、天井クレーン整備などの工事費であります。

次に、大東清掃センター費につきましては、2つ目のごみ焼却施設管理費のうち、28、29ページとなりますが、設備補修等工事費は、ごみ焼却施設定期補修、ごみクレーン整備、空気予熱器清掃整備などの工事費であります。

次のリサイクル施設管理費のうち設備補修工事費は、アルミ投入コンベア整備、粗破砕機整備などの工事費であります。

3目舞川清掃センター費につきましては、舞川清掃センター管理費のうち設備補修工事費は、飛灰遮水層敷設、活性炭吸着塔ろ過材交換などの工事費であります。

30、31ページをお開き願います。

5目東山清掃センター費につきましては、東山清掃センター管理費のうち設備補修工事費は、敷地内の排水路整備及び舗装、飛灰遮水層敷設などの工事費であります。

2目川崎清掃センター費につきましては、2つ目のし尿処理施設管理費のうち、32、33ページ

となりますが、設備補修工事費は、I Z循環ポンプ等設備機器整備、遠心分離器向上整備などの工事費であります。

4款1項公債費につきましては、施設整備、または災害復旧のために借り入れした組合債の元金及び利子で、事業ごとの償還金は備考欄に記載のとおりであります。

なお、地方債残高につきましては、主要施策の成果に関する説明書4ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が一般会計であります。

次に、認第3号、平成26年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算について、補足説明を申し上げます。

48、49ページをお開き願います。

事業勘定の歳入であります。

1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、1節現年度分特別徴収保険料は、納付義務者3万9,387人、収納率は100%、2節現年度分普通徴収保険料は、納付義務者4,923人で、収納率は87.91%であり、収入未済額は604件であります。3節滞納繰越分は、調定人数1,542人で、収納率は10.10%であります。不納欠損320件の内訳は、被保険者の死亡に伴う相続人がいないなどが71件、生活困窮が236件、転出による行方不明などが13件となったところであります。

2款1項1目介護保険事業費分担金につきましては、1節介護給付費分担金の分担割合は、高齢者人口割が10%、給付割が90%、2節地域支援事業費分担金は100%が高齢者人口割、3節事務費分担金は10%が均等割、90%が高齢者人口割であります。分担金総額に占める構成市町の分担割合は、一関市94.2%、平泉町5.8%となっております。

分担金一覧表につきましては、主要な施策の成果に関する説明書31ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

50、51ページをお開き願います。

2項国庫補助金につきましては、1目調整交付金は、第1号被保険者の総数に対する後期高齢者の割合や所得段階の分布状況などを勘案して算定したものであり、交付率は介護給付費総額の8.36%となっております。

2目介護予防事業費交付金は、介護予防事業に対する交付金であり、交付率は事業費の25%であります。

3目包括的支援等事業費交付金は、任意事業、地域包括支援センター運営費などに対する交付金であり、交付率は事業費の39.5%であります。

4目介護保険事業費補助金は、介護報酬改定等に伴う介護保険事務支援システム改修費の基準額に対する50%の補助金であります。

52、53ページをお開き願います。

3項県補助金につきましては、1目介護予防事業費交付金は、介護予防事業費の12.5%、2目包括的支援等事業費補助金は、任意事業、地域包括支援センター運営経費などに対する19.75%の補助金であります。

3目介護保険サービス利用者負担特例措置支援事業費補助金は、東日本大震災により被災した被保険者27人分への利用者負担額の免除に対する補助金であります。

54、55ページをお開き願います。

10款2項1目第三者納付金につきましては、交通事故など第三者の行為を原因とする介護給付

に対する納付金であります。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

56、57ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目総務管理費につきましては、3 つ目の総務管理費では、介護保険法改正に伴う介護保険事務支援システムの改修を行ったものであります。

58、59ページになりますが、3 項 1 目認定審査費につきましては、介護認定に係る経費であり、232回の介護認定審査会を開催し、延べ9,143件の審査判定を行ったところであります。

2 款 1 項 1 目介護サービス費から60、61ページの6 目特定入所者介護サービス費までは、保険給付費であります。

3 款 1 項 1 目基金積立金につきましては、介護給付費準備基金に積み立てたものであり、平成26年度末現在高は6 億446万5,956円となったところであります。

4 款 2 項包括的支援等事業費につきましては、西部及び東部地域包括支援センターにおきまして、総合相談、権利擁護及び虐待相談、介護支援専門員の支援、研修会の開催などを行ったところであります。

次の任意事業費のうち介護支援任意事業構成市町委託料は、介護手当、家族介護用品支給、訪問介護サービスなどを構成市町に委託して実施したものであります。

62、63ページになります。

6 款 1 項 1 目諸支出金につきましては、分担金等市町等返還金は、前年度の介護給付費等の精算に伴う国県支出金、構成市町への返還金であります。

次に、サービス勘定についてご説明を申し上げます。

66、67ページをお開き願います。

サービス勘定は、西部、東部の地域包括支援センターが所掌する要支援1及び2の利用者に係る支援計画、いわゆるケアプランを作成管理する経費となっております。

歳入の1 款 1 項 1 目介護予防サービス計画費収入につきましては、ケアプラン1 件当たり4,140円、初回加算3,000円で合計8,077件分となっております。

68、69ページをお開き願います。

歳出の1 款 1 項 1 目介護予防支援事業費につきましては、介護予防支援員を配置し、介護予防サービス計画を作成したところであり、介護予防サービス計画作成業務委託料は、居宅介護支援事業所に5,577件分のケアプラン作成を委託したものであります。

以上が、平成26年度一関地区広域行政組合一般会計、特別会計歳入歳出の決算の補足説明であります。

よろしく願いいたします。

**議 長（武田ユキ子君）** これより質疑を行います。

4 番、岩渕優君。

**4 番（岩渕優君）** それでは、何点か質疑をさせていただきたいと思います。

まず、決算書の16ページ、4 款 1 項 1 目、認第2号でございますが、土地建物貸付収入、これについての契約内容についてお聞きをしたいと思います。

それから、認第3号、決算書の48ページ、1 款 1 項 1 目の不納欠損額、収入未済額についてでございますが、この金額につきまして、平成26年度は平成25年度と比較しても500万円ほど増額になっている、その意味からも、平成26年度はその対策についてどのような取り組みを行ったのか

お聞きしたいと思います。そして、高齢化がかなり進展しておりますので、そういう意味からも、この今後の対策、対処についてお伺いしたいと思います。

それから、認第3号、決算書の60ページ、4款2項1目、包括的支援事業委託料、あわせて地域包括支援センター業務委託料でございますが、まず広域行政組合として地域包括ケアシステム構築について大きな目標を掲げて取り組んでおられると思いますが、平成26年度のこのケアシステム構築の進捗とその成果についてお伺いします。もう一つは、地域包括支援センターの業務状況と今回の決算の評価について、どのようにとらえているのかをお伺いをします。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 岩淵優議員の質疑にお答えいたします。

旧伝染病隔離病舎の財産貸付収入についてでございますけれども、施設の所在は、千厩町千厩字草井沢32番地1で、岩手県立千厩病院に併設しており、貸付先は岩手県医療局となっております。

契約内容の説明の前に、これまでの経過を説明いたします。

この施設は、伝染病予防法により伝染病隔離病舎の設置が市町村に義務づけられておりましたことから、旧東磐井郡6町村が構成団体の一部事務組合であります東磐共同施設組合が、コレラや赤痢などの伝染病患者に対する適正な医療と伝染病の予防を図るため、平成7年10月に岩手県立千厩病院の北側に併設したものであります。

その後、従来の伝染病予防法、性病予防法、エイズ予防法の3つの法律を統合した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が平成11年4月に施行されました。伝染病予防法が廃止となり、伝染病隔離病舎は、岩手県知事が指定する第二種感染症指定医療機関として県の事務に移行しました。このことにより、平成11年4月から東磐共同施設組合が岩手県医療局に旧伝染病隔離病舎の貸し付けをしており、現在は当組合がこの事務を継承しているところであります。

なお、貸付期間については、現時点では定めていないところでありますが、地方債の、これは自動更新という意味でございますけれども、地方債の償還完了時期が到来する際に、改めて岩手県医療局と協議することになっております。

地方債の償還につきましては、平成37年度までとなっております、平成26年度末における地方債残高は5,131万円ほどとなっております。毎年の元利償還額は、平成36年度までが583万円ほどで、償還最終年度の平成37年度が357万円ほどとなっております。また、貸付金額については、金額については施設整備に要した地方債元利償還額の範囲内で、かつ貸付年度において県が交付を受ける感染症指定医療機関の運営に係る国庫補助金の基準額を上限としているところであります。

次に、平成26年度介護保険料の収納状況についてであります。普通徴収における収入未済額は、滞納繰越分を含めて前年度比479万9,730円増の5,597万9,575円、不納欠損額は前年度比103万2,900円増の1,159万6,500円となっております。

収納対策といたしましては、毎年5月、12月及び2月を収納対策強化月間として、構成市町と連携して、納期までに納付されていない方への電話催告及び訪問催告を実施しております。

また、翌年度に65歳を迎えられる方々を対象に、保険料の納付方法や介護保険制度の理解を深めていただくため、介護保険制度説明会を開催しているところであります。

説明会では、口座振替の案内のほか、介護保険料を納付しない場合は、介護サービスを利用す

る際に、介護給付の割合が通常の9割から7割に減額されることなど給付制限措置があることについても、あわせてお知らせをしているところでもあります。また、一度に納付が困難な方などについては、介護保険課、あるいは構成市町の担当窓口を通じて分納相談を行っているところでもあります。

これらの取り組みにより、平成26年度普通徴収保険料の収納率は87.91%となり、平成25年度と比較して、0.63%の増となったところでもあります。

不納欠損につきましては、低収入、負債、事業不振、所在不明、相談等がないために滞納理由が不明な方など、真にやむを得ない理由により行っているところではありますが、被保険者が保険料を滞納することにならないよう、納付の催告を行い、収納の確保に努めてまいります。

地域包括ケアシステムの構築についてでございますけれども、医療、保健、福祉の関係機関・団体と連携して、ひとり暮らし高齢者等の生活を支援し、安全安心な暮らしの体制を構築することを目標とし、地域包括支援センターの機能強化、充実を図っているところでもあります。

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの中核を担う機関として設置しているものであり、介護予防事業の参加対象者に対し、事業への参加の動機づけとアセスメントを行う「介護予防ケアマネジメント業務」、地域で生活する高齢者に関する相談を受け、サービスなどの紹介と支援を行う「総合相談・支援業務」、成年後見制度や高齢者虐待への対応を行う「権利擁護業務」、高齢者の心身の状態や生活環境の変化に応じて適切な支援やサービスの組み合わせを提供できるようにするなどの調整を行う「包括的・継続的ケアマネジメント業務」の4つの機能が十分発揮できるように、体制の強化に努めているところでもあります。

平成26年度の包括支援センターの体制については、当組合管内に7つの地域包括支援センターを設置し、10の日常生活圏域について、それぞれの地域包括支援センターが担当する区域を分担し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んだところです。

その成果としては、ひとり暮らし高齢者や見守りを必要とする高齢者の増加に対応するために、保健・医療・福祉・介護等に係る関係団体との連携への取り組みを進めたこと、地域ケア会議を開催し、認知症高齢者への対応など地域の共通課題を関係者で共有し、課題解決に向け対応すべき関係者間の調整やネットワーク化などを図るための協議を進めたことなどが上げられます。

また、第5期介護保険事業計画に沿って取り組みを進めたところでもございます。

次に、地域包括支援センターの運営状況であります。総合相談は相談件数が1,940人、訪問などによる実態把握が782人、包括的・継続的ケアマネジメントが258件、権利擁護が138件、高齢者虐待相談が47件となっており、認知症に関する相談件数や精神疾患など的高齢者を介護する家族への支援など、困難な事例が増加している状況にあります。また、要介護のおそれのある高齢者を対象とした運動機能向上や、手足の運動機能向上や栄養の改善、食べ物を嚙んだり飲み込んだりするための口腔機能向上などを図るために行う二次予防事業は、対象者数が7,264人、うちプラン作成数が379件、うち評価件数が333件であり、対象者数に比べて参加者が少ないことから、一層の参加促進を図ることが必要な状況にあります。

地域包括支援センターの運営については、支援が必要な高齢者の相談件数の増加や困難事例への対応に加え、在宅医療と介護の連携や認知症に対しての施策の推進など、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みが求められているところでもありますので、今後これらへの対応を図りながら取り組みを強化充実してまいりたいと考えております。

以上であります。

**議長（武田ユキ子君）** 4番、岩淵優君。

**4番（岩淵優君）** それでは、何点か再質問させていただきますが、まず、認第3号の1款1項1目の収入未済のところでございますが、お聞きしている範囲では、通常、保険料の徴収の担当の職員の方は、通常時1名ということをお聞きしておりますが、これについては、先ほど平成25年度と平成26年度を比較して0.63%改善されましたというお話がございましたが、やはり1人ではなくて、平成26年度の反省を含めて職員体制の増強といいますか、強化といいますか、そういうお考えというのはどのようなことを考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 収納業務の職員体制で、ヒアリングの際、担当は1人だと、これは事務分掌の分担の担当としては1人でありますけれども、介護保険課の介護保険総務係3人、4人体制でありますけれども、チームとして取り組むように、4月に私が局長になりましてから指示したところであります。担当者任せにしないで、係、あるいは課員全体で取り組むようにということに取り組んだ結果、わずかながらではありますけれども、収納率が上がったというような状態があります。

今後にありましても、強化月間も中心にですけれども、私どもの管理職の催告という動きも毎年行っております。そういった中で収納確保に努めてまいりたいと、そのように考えております。

**議長（武田ユキ子君）** 4番、岩淵優君。

**4番（岩淵優君）** それでは、包括的支援事業委託料並びに包括支援センター業務委託料について、再度質問をさせていただきます。

まず、各地域の包括支援センターの業務状況ということで、主要な施策の成果に関する説明書の中に先ほどもご説明いただきましたが、二次予防事業の対象者が平成25年度に比較して平成26年度は約13%増加していると。また、総合相談の件数も平成25年度、平成26年度で比較をすると約14%の増加、それから実態把握の相談につきましましては約27%の増加をしていると、こういう実態にあります、平成26年度はですね。こういう中でも、やはり極めて広域行政組合のいろいろなその計画を見ましても、地域包括支援センターが非常に重要であると、これからのその包括ケアシステムを構築する上でですね。私たちの相談の窓口の一番最初の窓口がこの包括支援センターになるわけですので、こういう平成26年度の成果といいますか、実績を踏まえた形で、平成26年度の評価はどのようにして、以降のですね、年度にどのような対策といいますか、手を打っているのか、考え方についてお聞きをしたいと思います。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 地域包括支援センターの体制強化についてでございますけれども、第6期介護保険事業計画における地域包括支援センターの体制確保については、平成27年度、平成28年度、2カ年度において、一関市にあっては、旧市町村の区域と平泉町の全域を基本とする10の日常生活圏域というふうにとらえておりますけれども、この生活圏域ごとに地域包括支援センターを配置する方向で見直しを図るとともに、業務量に応じた人員体制の強化の検討を行いながら、平成29年度には、すべての地域包括支援センターに保健師、または看護師並びに社会福祉士及び主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネですけれども、この3職種の配置をすること、あわせて委託料についての見直しの検討も進めているところであります。

地域包括支援センターの職員の配置については、これまで国の基準の考え方に基づき専門職員

の配置を行ってきたところではありますが、支援が必要な高齢者の増加に伴い、相談件数の大幅な増加や解決が難しい事例への対応強化に加え、地域包括支援システムの構築に向けた認知症対策などの新たな事業への対応を行うため、人員体制のあり方を検討しているところでもあります。

業務委託料につきましては、人件費モデルを再算定するとともに、また、認知症対策や在宅医療、介護連携などによる業務量の増加や相談内容の複雑化、これが進んでおりますことから、職員体制とあわせて検討をしているところでもあります。

当組合といたしましては、構成市町と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療、介護の連携の推進や地域での見守り体制の確立など、地域包括支援センターを中心とした取り組みを進め、介護予防事業の充実や、介護が必要になってもできるだけ在宅で生活できるような介護のサービスの整備に進んでまいりたいと考えております。

いずれにしても、地域包括支援センターでのマンパワーが十分発揮できるような体制をとっていくというか、つくっていくということが大事だと、そのように考えております。

**議 長（武田ユキ子君）** 岩淵優君の質疑を終わります。

次に、5番、菊地善孝君。

**5 番（菊地善孝君）** 私は3点、まず24ページ、認第2号、3款3項1目、修繕費増の詳細と耐用年数の見込みについて概略説明をいただきたい。5年ぐらい前との対比で決算等々を紹介いただきたいということでもあります。

次は26ページ、同じく認第2号、3款3項1目、放射性物質濃度測定業務委託料の内容と成果について概略説明、とりわけ福島原発が爆発して飛散したわけですが、3万ベクレルを超える飛灰だったのでしょうか、主灰だったのでしょうか、それを最終処分場に保管しているわけですが、これらについてのその後の保管状況についても、あわせて紹介をいただきたいと思います。

次は58ページ、認第3号、2款1項1目、特老、小規模特老のベッド増の取り組みと人材確保の成果について、先ほどの一般質問等々でもるるありましたけれども、人材確保がこの分野では大変深刻であります。それで、事業所においては人材確保のために特別な取り組みをしているところもあるというふうに聞いていますから、この機会に紹介いただきたい。

以上です。

**議 長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 菊地善孝議員の質問にお答えをいたします。

まず、最初に、一関清掃センター設備等の修繕料でございますけれども、修繕箇所及び修繕料は年々増加傾向でございます。修繕料の内訳は、平成22年度が1億307万円ほどで、主に毎年行っている焼却炉及び排ガス設備の定期補修等でありましたが、平成26年度には1億6,025万円ほどで、焼却炉及び排ガス設備の定期補修工事のほか、非常用発電機、薬品タンク、汚水ろ過器の更新などを行っております。

焼却施設の耐用年数の見込みではありますが、現在の焼却施設は稼働後34年を経過し、施設の老朽化が進んでおりますけれども、新施設が建設されるまでは現施設を使用しなければならないことから、日常点検による各機器の保守のほか、定期補修工事を実施することにより、焼却施設の性能を維持してまいりたいと考えております。

次に、放射性物質濃度測定業務委託についてでございますが、業務の内容は、ごみ焼却施設とそこから発生する焼却灰を埋立て処分する最終処分場において、放射性物質の濃度測定を行ったものであります。

ごみ焼却施設については、一関清掃センターと大東清掃センターにおいて、ごみ焼却過程で発生する燃え殻、いわゆる主灰と公害防止設備で排ガスから除去されたばいじん、いわゆる飛灰及び排ガスの濃度測定を行い、最終処分場については、舞川清掃センターと東山清掃センターにおいて、放流水と地下水の濃度測定を行ったものであります。

放射性物質濃度の測定結果は、いずれも1キログラム当たりの数値となりますが、一関清掃センターでは主灰が22ベクレルから510ベクレル、飛灰が620ベクレルから8,200ベクレル、大東清掃センターの飛灰は420ベクレルから1,810ベクレルとなったところであります。また、排ガスは、一関、大東の両清掃センターとも不検出となっております。最終処分場の放流水と地下水についても、舞川、東山両センターとも不検出であります。

介護人材の確保についてでございますけれども、一関市の助成制度の例を申し上げますと、平成26年度は「介護担い手育成講座」を実施しております。平成27年度は、新たにさらなる介護職員の確保につなげる事業として、介護保険施設で未経験者を雇い、業務に従事させながら介護業務の訓練を行うとともに、介護職員初任者研修を受講してもらい、人材の確保につなげる「介護保険施設等人材育成支援事業」、介護職員を増やすことを目的に、介護職員初任者研修を修了した日から1年以内で市内の介護事業所に一定期間継続して勤務した方を対象に、介護職員初任者研修の受講料に対し5万円を上限に2分の1の額を助成する「介護職員初任者研修奨励金事業」、介護職員の職場定着や職場環境の改善を目的に、介護保険施設の管理者などを対象とした「介護職員トップセミナー」、介護職への定着と質の高いサービス提供ができる人材の育成を目的に、市内の介護事業所の若手職員のための「若手介護職員スキルアップ研修」の開催などとなっております。

これらの事業の本年9月1日現在の状況は、介護保険施設等人材育成事業費については、11法人が32人を雇用、育成する計画であり、3法人へ3人の雇用が決定しております。また、介護職員初任者研修奨励金事業については、12人に奨励金を交付しているとのことでもあります。

なお、個々の事業所においては、従来から新規採用職員に介護資格を取得させるために、採用後に研修などを行い人材確保に努めているところもございます。介護人材の確保については、今後も構成市町と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第5期介護保険事業計画についてであります。特別養護老人ホームなどへの入所待機者の解消や在宅での介護を支援するため、施設等の整備に取り組んだところであります。

その計画と整備実績は、施設系のサービスについては、地域密着型介護老人福祉施設、いわゆる小規模特養ですけれども、定員58人計画に対し実績はありませんでした。

次に認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症高齢者グループホームですけれども、定員36人の計画に対し実績は27人分であり、合計で定員94人の施設計画に対し実績が27人分、達成率は28.7%であります。

在宅系のサービスについては、小規模多機能型居宅介護事業所で登録定員50人分の施設計画に対し実績は25人分、訪問看護と小規模多機能型居宅介護事業所の機能を持つ複合型サービス事業所で2事業所の計画がありましたが、実績はありません。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所で2事業所の計画がありましたが、これについても実績はなかったところであります。また、計画どおり整備が進まなかった施設については、引き続き入所待機者解消のため、本年度、事業者に対し説明会を開催するとともに設置候補者の募集を行うなど、第6期介護保険事業計画の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

**議長（武田ユキ子君）** 5番、菊地善孝君。

**5番（菊地善孝君）** 1点だけ、24ページの関係で修理、修繕の関係なのですが、これは管理者、もしくは副管理者のほうから答弁いただきたいのですが、先ほど一般質問で話したこととも関連するのですが、これだけの建てかえ、その他の事業をやる上で、一関清掃センター、以前は2課体制でしたよね、2課体制。今は1課体制になっていますね。私は、このような老朽化している施設をできるだけ長く使うということと、今、手がけつつある大きな事業、これをする上では、やはり人材を合理化の最中ではありますけれども、新年度に向けて検討する必要があるのではないかと、2課にするかどうかは別として、やはり人的な増を考えるべきではないかと、検討すべきではないかと、こう思えてならないのですが、この1点だけ。

**議長（武田ユキ子君）** 勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 確かに老朽施設でございますので、対策としては、何か起きた場合の緊急対処法だけを考えていたのではだめだと思っています。したがって、今ご提案のありました2課体制というのも一つの方法でございますけれども、何かあった場合に緊急に対処するというだけでなく、それを越えたところでの体制をしっかりと組む必要があると思っておりますので、今、来年度以降の人事体制、これは定員管理という問題もありますけれども、行財政改革の中での厳しい状況の中ではありますけれども、そのところを今、工夫を重ねているところでございます。まだ、具体的には申し上げられませんが、そういう方向にあるということだけはご理解いただきたい。

**議長（武田ユキ子君）** 菊地善孝君の質疑を終わります。

16番、菅野恒信君。

**16番（菅野恒信君）** 3点にわたってお尋ねをいたします。

まず、第1点ですが、認第2号、22、23ページにあります3款1項1目であります。ここの説明する欄には記入がございませんが、従来、狐禅寺地区の方々をご案内して視察研修を行っていることを伺っております。平成26年度、そのような視察研修が行われたのかどうか、もし行われていたとすれば、どういったの方々をご案内し、参加者がどれだけいたのかということについてお尋ねをいたします。従来は狐禅寺地区生活環境対策協議会の役員などの方々というふうにお聞きしておりますが、平成26年度もそうであったのかどうかをお尋ねいたします。

2つ目は、認第3号、介護保険特別会計であります。48、49ページに滞納について伺いたいと思います。

先ほど、同僚議員からの質問もありましたので、滞納理由については答弁を求めません。ただ、もし滞納があつてペナルティーがあつたとするならば、例えば1年滞納した場合、サービス利用時の支払い方法の変更だとかいろいろありますよね。こういったペナルティーがあつたのかどうか、あつたとすればどういうペナルティーだったのか、人数はどれだけあつたのかということをお答えいただきたいと思います。

3番目、これも介護保険の関係ですが、第3号の介護保険特別会計、58ページから60ページであります。2款1項ですね。ここでは介護サービス費の内容が1目から6目まであります。ここの支出は相当多額であります、百何億だったかと思ひます。そうすると、この中身がよくわからない。したがって、どういうサービスでどれだけの利用者がいて、支払い先はどこなのかということについて、全部6項目述べていただく必要がありませんので、大きな1つ、2つのご説明を

お願いしたいと、このように思います。

以上です。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 菅野恒信議員にお答えをいたします。

狐禅寺地区の生活環境対策協議会の視察でありますけれども、環境への配慮や焼却施設の熱利用などの先進施設を視察し、一関清掃センターの周辺環境を考える参考としていただくことを目的に、平成14年度から狐禅寺地区生活環境対策協議会の会員を対象に行っているものであります。

平成26年度は、焼却施設と余熱利用施設を兼ね備えている宮城県仙台市のごみ焼却施設であります松森工場と、その余熱利用施設のスポパーク松森を視察しております。参加対象は、真滝2区から真滝6区までの住民であります狐禅寺地区生活環境対策協議会会員であり、募集を行いました32人の参加があったところであります。

次に、不納欠損に伴うペナルティーというご質問がございました。これについては、次長兼介護保険課長が答弁いたします。

次に、介護サービス費の内容についてでありますけれども、介護サービス費は、日常生活の基本的動作の全部、または一部について、継続して常時介護を要する要介護1から要介護5までの方がサービスを利用した場合に給付するもので、介護サービス費の支出済額は114億7,128万831円となっております。

主なサービスの利用実人員と支出済額でありますけれども、日常生活の介護を中心に、特別養護老人ホームで入所者に対して行う介護老人福祉施設サービス、これは実人数が1,073人で支出済額が25億8,867万1,998円、介護やりハビリを中心に行う介護老人保健施設、いわゆる老健でありますけれども、実人数が967人で支出済額が21億1,186万8,788円、施設に通って食事や入浴などの介護や機能訓練を受ける通所介護サービス、いわゆるデイサービスでありますけれども、実人員が3,490人で支出済額が19億2,049万と3,931円となっております。

以上であります。

**議長（武田ユキ子君）** 尾形事務局次長兼介護保険課長。

**事務局次長兼介護保険課長（尾形秀治君）** それでは、お答えいたします。

保険料の滞納に関するペナルティーの質問でございますが、現在、平成26年度現在までに1年間滞納をいたしました方につきましては、2人いらっしゃいます。この方につきましては、一たん利用料を全額負担していただきまして、9割分は後ほど払い戻しをするというふうな方がございます。それから、2年以上滞納なされた方につきましては24人ほどいらっしゃいます。これは保険料の未納期間に応じて、本来1割から3割に自己負担が引き上げられるということでございます。

以上でございます。

**議長（武田ユキ子君）** 16番、菅野恒信君。

**16番（菅野恒信君）** 再質問を行います。

狐禅寺の方々を対象にした視察研修のことなのでありますが、これは参考までにですけれども、平成26年度はそれほど経費がかかっていなかったということのように思いますが、平成25年度などに一泊旅行などで視察研修したことはあったか、参考までに答弁できるのであればお答えしていただきたいと思っております。

**議長（武田ユキ子君）** 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 平成25年度について申し上げます。

この平成25年度につきましては、狐禅寺地区生活環境対策協議会役員等を対象に行いまして、11人の参加によりまして、ごみ焼却施設とその余熱利用施設である栃木県の佐野市のみかもクリーンセンター、それから隣接いたします、みかもリフレッシュセンター及び茨城県つくば市のつくばウェルネスパーク、こちらを視察してございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 平成25年度では、対策協議会の役員の方々と1泊2日の視察旅行をやったということのようであります。これから、今、非常に難しい状況にあると思います。また、いろいろな地域の方々、賛成する方、反対する方、いろいろおりまして、その方が同じ住民でありながらも、いろいろトラブルといいますか、取りざたされていることもあるかと思えます。このような視察研修については、普通の状況であれば特に反対したり否定するものでありませんけれども、慎重に適切に検討されるべきだと思いますが、いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） これまでも視察にあつては、狐禅寺地区の生活環境対策協議会の方々というか、役員、会長、副会長、幹事さん方からご意見を伺いながらやってきたところでありますので、今後にありましても、やる、やらないも含めて相談しながらということになろうかと思っております。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 介護サービス費の問題について、先ほどご説明をいただきましたが、一般質問でもお話をいたしましたけれども、認知症高齢者数が非常に多いということですね。それから、援護を要する日中独居高齢者も五百八十何人いるという、これは当局の資料でわかりました。あるいはひとり暮らし高齢者世帯も4,000を超える人数がいるということで、非常にこれからも、いくら頑張ってもなかなか追いつかないという状況があるかと思えます。

そこで、主要な施策の成果に関する説明書によりますと、平成26年度はこの施設サービスを、介護保険施設ですね、サービスを利用した方が実人員として2,108人と記載をされております。1年前のものを開いてみましたら、実人員利用者が2,141人ということで、平成25年度と平成26年度と比較すると、資料によって平成26年度のほうが実人員が減っているというふうにはここには書かれておりますけれども、これは頑張って施設をふやしたり利用者をふやしていると思っていたのですが、少し減っているというのはどんな理由なのか、もし資料があればお答えいただきたいと思えます。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） どのような状況で減ったのかという、今、手元に資料はございませんので、大変申し訳ありませんけれども、一般的なことですけれども、亡くなられる方と新たに施設を受ける方との関係かなど、そのようには考えております。

議長（武田ユキ子君） 菅野恒信君の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（武田ユキ子君）** 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、認第2号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（武田ユキ子君）** 起立多数。

よって、認第2号は、認定されました。

次に、認第3号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（武田ユキ子君）** 起立満場。

よって、認第3号は、認定されました。

**議長（武田ユキ子君）** 日程第8、議案第13号、一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** 議案第13号、一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、組合が保有する個人番号を含む個人情報の適正な取り扱い及び開示、訂正などの手続について必要な措置を講じるため、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 議案第13号、一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、補足の説明を申し上げます。

条例の改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表1ページをお開き願います。

まず、第2条は用語の定義についての規定であります。第5号において、個人番号を含む個人情報を特定個人情報と、第6号において、行政機関等の間において情報提供ネットワークシステムを通じて行った特定個人情報の照会と提供の経過を示す記録を情報提供等記録と定義するものであります。

また、現行条例においては、法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報は、事業情報として取り扱っており、新旧対照表左側の欄の第1号の個人情報の定義において、ただし書きにより個人情報から除外しているところではありますが、本条例の保護の対象となる個人情報を今回、第3条を改正して規定することから、ただし書きを削除するものであります。

第3条、実施機関の責務の規定では、個人情報の範囲について、従来の取り扱いと同様とするため、特定個人情報を含まない法人その他の団体の役員に関する情報等は、事業情報として除外する規定を追加するものであります。

2ページをお開き願います。

第6条、個人情報の利用及び提供の制限の規定につきましては、特定個人情報を除いて、従来の個人情報の範囲と同じとするため、文言を整理するものであります。

第6条の2は、特定個人情報の利用及び提供の制限について新たに規定するため追加するものであります。

番号法では、特定個人情報を番号法第9条各号に定める利用目的以外の利用を認めていないことから、組合の内部の機関における特定個人情報の利用についても、第1項で同様に規定するものであります。

また、番号法第29条で、情報提供等記録を除く特定個人情報を目的外利用することができる場合を、個人の生命、身体、または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときに限定していることから、第2項において同様に規定するものであります。

特定個人情報の外部への提供につきましては、番号法では番号法第9条各号に掲げる場合に限定していることから、第3項において同様に禁止するものであります。

3ページとなりますが、第11条、開示請求権の規定につきましては、特定個人情報にあつては自己情報の管理に対する本人の関与を手厚く保障する趣旨から、本人法定代理人等に加え、任意代理人に対しても開示請求を行うことを認めるものであります。なお、特定個人情報の開示請求のほか、訂正及び利用停止の請求においても同様の取り扱いとするものであります。

第20条は、事案の移送についてについての規定であります。現行の規定においては、他の実施機関において開示決定等を行うことにつき、正当な理由があるときは、他の実施機関に開示請求があつた事案を送付し、当該機関に開示決定等の判断をゆだねることができる旨を規定していますが、情報提供等記録については、他の実施機関で開示決定をする場合が想定されませんことから、移送を認めないこととするものであります。この趣旨の改正は4ページ、第32条においても同様となっております。

3ページに戻りまして、第22条は、開示の実施についての規定であります。文言の整理を行うものであります。

4ページをお開き願います。

第23条につきましては、現行の規定は、他の法令等の規定により条例と同一の開示方法が認められている場合には、他の法令等に基づき開示し、条例に基づく開示を行わないことを規定しております。

個人番号制度では、自宅のパソコン等から自己の個人情報を確認できるウェブサイト、これをマイナポータルと呼びますが、マイナポータルを通して、平成29年1月から情報提供等記録なども閲覧できるようになります。特定個人情報については、パソコン等を利用したマイナポータルの仕組みとともに、このシステムの利用が困難な方もいることから、自己情報の管理に対する本人の関与の観点から、書面による開示請求も認めることとするため、他の法令等との調整に関する規定は適用しないことを規定するものであります。

第33条は、個人情報の提供先への通知についての規定であります。情報提供等記録は、情報照会者、情報提供者、情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録、保管されますことから、番号法では、情報提供等記録を訂正した場合、その内容を記録、保管している者に通知しなければならないと規定しており、条例においても、情報提供等記録の訂正について総務大臣及び情報照会者、または情報提供者に対して通知を行うことを規定するものであります。

5 ページとなりますが、第34条、個人情報の利用停止請求権の規定につきましては、特定個人情報を除いて、従来の個人情報の範囲とするため、文言整理をするものであります。

第34条の2は、特定個人情報の利用停止請求権について、新たに規定するため追加するものであります。通常の利用停止請求の事由に加え、番号法では、情報提供等記録を除く特定個人情報について、利用目的に反する違反などの番号法違反があった場合においても、利用停止請求ができる事由を定めておりますことから、条例においても同様の規定を追加するものです。なお、情報提供等記録は、情報提供ネットワークシステム上で自動的に保存されるものであり、番号法では、情報提供等記録については利用停止請求の対象としておりませんので、条例においても同様の取り扱いとするものであります。

6 ページをお開き願います。

第35条は、利用停止請求の手續についての規定で、文言整理を行うものであります。

第43条は、一関地区広域行政組合個人情報保護審議会の設置についての規定であります。番号法では、地方公共団体が特定個人情報を保有して事務を行う場合には、特定個人情報の保護措置を適正に講じているかを確認するため、特定個人情報保護評価の実施を義務づけていることから、一関地区広域行政組合個人情報保護審議会の所掌事項に特定個人情報保護評価を追加するものであります。

議案のほうをお開き願います。

条例改正の改め分については説明を省略させていただきます。

3 ページの附則について説明を申し上げます。

条例の施行期日であります。今議会で議決をいただいた後、速やかに公布し施行しようとするものであります。ただし、情報提供等記録に係る部分については、番号法の施行期日を定める政令が公布された日、平成28年1月を想定しておりますけれども、政令が制定された日から施行しようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

議 長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第13号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議 長（武田ユキ子君） 日程第9、議案第14号、平成27年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）及び日程第10、議案第15号、平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** 議案第14号、平成27年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、旧一関地方衛生組合ごみ焼却施設及びし尿処理施設跡地の不動産売払収入の減額に伴う財政調整基金繰入金の増額及び平成26年度決算剰余金の計上など、所要の補正をしようとするものであります。

1 ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は2,485万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億1,992万8,000円といたしました。

2 ページをお開き願います。

歳出の目的別補正額は、第1表のとおりで、総務費2,485万7,000円を増額いたしました。また、歳入につきましては、繰入金7,866万9,000円、繰越金4,971万1,000円、諸収入559万5,000円を増額し、財産収入1億911万8,000円を減額いたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、3 ページをお開き願います。

議案第15号、平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、事業勘定においては、平成26年度保険給付費等の精算に伴う国県支出金の返還金及び介護給付費準備基金積立金の追加並びに平成26年度決算剰余金の計上など、サービス勘定においては、平成26年度決算剰余金の計上について、所要の補正をしようとするものであります。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の補正額は3億5,098万円を追加し、歳入歳出予算の総額を145億8,354万2,000円といたしました。また、サービス勘定の歳入歳出予算の補正額は370万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,309万円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 議案第14号、平成27年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

まず歳出についてご説明をいたします。

予算書の10ページをお開き願います。

2款1項1目総務管理費の財政調整基金積立金につきましては、地方財政法第7条第1項の規定により、平成26年度決算で生じた純剰余金4,971万2,226円の2分の1を財政調整基金に積み立てるものであります。なお、財政調整基金の平成27年度末残高は歳入でご説明いたします。

次に、歳入についてであります。戻りまして、8ページをお開き願います。

4款2項財産売払収入につきましては、組合が普通財産として管理しております狐禅寺字手負沢及び八郎沢地内の土地9,170.82平方メートルについて、一関市への売り払いを予定し、当初予算に1億5,827万円余りを見込んでいたところではありますが、一関市が委託した不動産鑑定評価額が4,915万6,000円でありましたことから、この価格で売り払いすることとし、当初予算との差額は、差額1億911万8,000円を減額するものであります。

なお、当初予算額との間に開きがあった理由といたしましては、当初予算では固定資産税路線

価をもとに一関市が算出した価格を歳入に見込んでいたところではありますが、不動産鑑定評価額における標準的画地の批准価格が見込みよりも低価格であったことに加え、土地の形状やのり面を含むといった画地の条件、日照などの環境の条件、工作物の撤去を要するなどの個別要因において、さらに減額修正されたことが主な要因であります。

6款1項基金繰入金につきましては、ご説明いたしました財産売却収入の減額に伴う不足財源を補うため、平成26年度純剰余金の2分の1などを見込んだところではありますが、なお、不足する財源について財政調整基金を取り崩して繰り入れするものであります。これにより、平成27年度末の財政調整基金の額は1億7,415万9,000円ほどとなる見込みであります。

6款2項特別会計繰入金につきましては、介護保険特別会計サービス勘定から平成26年度純剰余金分を繰り入れるものであります。

9ページの7款1項繰越金につきましては、平成26年度決算による純剰余金4,971万2,226円から予算計上済額1,000円を差し引いた額を計上するものであります。

8款3項雑入につきましては、福島第一原子力発電所事故による平成24年度分の廃棄物処理事業の損害に対する東京電力株式会社の賠償金842万1,390円から予算計上済額282万円余りを差し引いた額を計上するものであり、賠償金については平成27年7月30日支払いを受けたところであります。

次に、議案第15号、平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

まず、事業勘定の歳出についてご説明いたします。

予算書の13ページをお開き願います。

2款1項1目介護サービス費の財源振替につきましては、平成26年度介護給付事業費の精算により、支払基金交付金の追加交付分を充当するものであります。

3款1項1目基金積立金の介護給付費準備基金積立金につきましては、事業勘定における平成26年度繰越金から介護給付事業費等の精算、返還金等を控除した純剰余金分を積み立てするものであります。

4款1項1目介護予防事業の財源振替につきましては、平成26年度介護予防事業費の精算による支払基金交付金の前年度繰越金分を返還せず、事業費へ充当するものであります。

14ページをお開き願います。

6款1項1目諸支出金の過年度保険料還付金につきましては、納税義務者の死亡などにより保険料を還付する際、相続人から還付口座の回答が年度内に届かなかったことなどにより、還付できなかった分を計上するものであります。

介護給付費負担金等精算返還金及び地域支援事業費交付金等精算返還金につきましては、平成26年度介護給付事業費等の確定により国県支出金を精算し、返還するものであります。

次の事務費分担金精算構成市町返還金につきましては、平成26年度事務費の確定により、一関市及び平泉町に分担金を返還するものであります。

次に、歳入についてであります。12ページをお開き願います。

5款1項支払基金交付金につきましては、ご説明いたしました歳出に係るもの、9款1項繰越金につきましては、平成26年度決算による純剰余金3億5,240万2,056円から予算計上済額1,000円を差し引いた額を計上するものであります。

次に、サービス勘定の歳出についてでありますけれども、16ページをお開き願います。

2款1項1目一般会計繰出金につきましては、平成26年度決算による純剰余金分を一般会計に繰り出しするものであります。

歳入についてであります。3款1項繰越金につきましては、平成26年度決算による純剰余金を計算するものであります。

以上であります。

よろしく願いいたします。

**議長（武田ユキ子君）** これより質疑を行います。

質疑に当たっては、事前通告をするようお願いしておりました。

それでは、質疑は簡潔をお願いします。

8番、那須茂一郎君。

**8番（那須茂一郎君）** 事前通告はしていたのですけれども、同じ内容を今、事務局長から説明されましたので、直接関連します。そこで質問したいと思います。

8ページ、補正予算の歳入の不動産売払収入ですね、これに対してですが、補正前の予算が1億5,000万円ぐらい、そして売却が4,900万円ぐらいですね、あまりにも差があるなど思っていたのですけれども、今いろいろと土手があるとか建物があるという説明をされましたけれども、普通そこら辺を見てやって、民間であればこれぐらい、いろいろ買いたたきということあるのですけれども、行政間、つまりこういうふうな関係であまりにも差があるので、そこら辺、もう少し説明していただけますか。つまり、予算が1億5,000万円で売却が4,900万円の部分ですね。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** お答えをいたします。

当初予算額と、今度は補正予算となるわけですが、実際に売り払いする価格との差についてでございますけれども、これらの土地は、一関市から新貸し工場用地とするため取得したいとの申し出があったことから、当組合では市から示された購入予定額の1億5,827万4,263円を本年度の当初予算において歳入に見込んだところであります。

当初予算に計上した市から示された金額は、一関市が固定資産税路線価をもとに算出した見込み価格であり、今回提案している価格4,915万6,000円は、当初予算計上後に一関市が委託して行った不動産鑑定評価額による額であります。

この価格が見込み価格を下回ることになった要因は、不動産鑑定評価は、標準的な画地の土地に批准して価格が算出されますが、土地の形状が段々状であること、日当たりなど日照などの居住環境が劣ること、工作物の撤去を要することなどから、評価額が一関市の見込みよりも低かったことによるものであります。また、この土地の近辺では、比較のための土地の価格の参考となる近年の類似の取引事例がないということから、当組合としては、不動産鑑定評価額を処分価格とすることが妥当であると判断したところであります。付け加えますと、近隣での類似の取引事例というのは、相当離れた、2キロ、3キロと離れた辺りにしかなかったという鑑定評価でありました。

以上であります。

**議長（武田ユキ子君）** 8番、那須茂一郎君。

**8番（那須茂一郎君）** 普通、今、説明あったように、段々になっていたり土手があったりしますと、面積は仮にあって平地の1筆面積よりはずっと評価額が、売却額が低いということは素人筋にもわかるのですけれども、予算を立てるとき、やはりそういうことは想定できなかったの

しょうか。

それから、もう一つ、安くなったことによって、買うほうの一関市は予算的にまずよかったかもしれませんが。しかし、同じ構成している行政組合の平泉に対しての影響はどうなのでしょう。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 予算の際にもう少し精査すべきではなかったかということだと思いますけれども、我々としては、あくまでこれは見込み価格ということで、予算というのは通常、歳出は最大限を見込む、予想される最高額を見込むものだと思っております。実際の購入価格なり取引価格は、それよりもふえる場合は補正予算をお願いしますし、下がる場合は予算の範囲内ですから、いいわけですから、今回の見積もりが議員のご指摘によると甘かったといえはそのとおりだと思いますけれども、我々としては市から提示された価格をそのまま予算に計上したというところであります。

平泉町には、これはもともと組合が所有していた、登記簿上ですね、そういう財産になりますので、これの売り払い分を平泉町と分けなければならぬのかというような、そういうこともあるかとは思いますが、その点については今後検討していくということかなと考えております。

**議長（武田ユキ子君）** 質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（武田ユキ子君）** 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は、個別に行います。

まず、議案第14号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（武田ユキ子君）** 起立満場。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（武田ユキ子君）** 起立満場。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

**議長（武田ユキ子君）** 日程第11、議案第16号、財産の処分についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** 議案第16号、財産の処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、狐禅寺字手負沢11番3ほか9筆の土地9,170.82平方メートルについて、一関市から新貸し工場の用地とするための取得の申し出があったことから、同市に対し4,915万6,000円で売り払いしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 議案第16号、財産の処分について、補足説明を申し上げます。

議案の説明の前に、本県の土地の概要についてご説明を申し上げます。

参考資料ナンバー1の位置図をお開き願います。

組合が普通財産として管理しております狐禅寺字手負沢及び狐禅寺字八郎沢地内の土地につきましては、東大橋付近の信号のある交差点から市道地主町狐禅寺選線を桜町中学校方面に向かって300メートルほど西に進んだ左側に位置しており、旧一関衛生処理組合がごみ焼却施設及びし尿処理施設を設置し、現在の狐禅寺字草ヶ沢地内のごみ焼却施設、し尿処理施設及びリサイクルプラザの各施設が稼働するまでの間、ごみ焼却、し尿処理、リサイクル業務を行っていた場所があります。平成15年度以降は普通財産として管理し、この間、国やJRが施工する工事の資材置き場として貸し付け、東日本大震災においては使用貸借により、一関市が瓦れきの仮置き場として使用するなど、土地の活用がされてまいりました。

議案書をごらん願います。

処分の目的は一関市の新貸し工場の用地で、処分の相手方は一関市長、勝部修氏であります。土地の所在、種別及び数量につきましては、一関市狐禅寺字手負沢11番3ほか9筆で、地目はそれぞれ宅地、雑種地、原野であり、面積の合計は9,170.82平方メートルであります。売り払い価格は4,915万6,000円で、この価格は一関市が行った不動産鑑定評価によるものであります。

参考資料2の土地の所在図をお開き願います。

売却予定地につきましては、太線で囲んだ区域の全10筆であります。

不動産鑑定評価を行った主な売り払い価格の内訳につきましては、①の一関市狐禅寺字手負沢11番3、面積7,340.73平方メートルが4,210万円で、当初予算額との差は9,318万2,313円、②から⑩までの残り9筆の合計面積が1,830.09平方メートルであります。合わせて705万6,000円で、当初予算額との差額は1,593万5,950円となっております。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

**議長（武田ユキ子君）** これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（武田ユキ子君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（武田ユキ子君）** 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第16号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（武田ユキ子君）** 起立満場。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

**議長（武田ユキ子君）** 日程第12、議案第17号、和解についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** 議案第17号、和解について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社原子力発電事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち、平成23年度及び平成24年度に実施したものに係る損害賠償請求に関し、あっせんの申し立てを行った原子力損害賠償紛争解決センターから和解案の提示を受け、東京電力株式会社と和解しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

**議長（武田ユキ子君）** 金野事務局長。

**事務局長（金野富雄君）** 議案第17号、和解について、補足説明を申し上げます。

参考資料の2ページ、参考資料ナンバーの2、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解案についてをお開き願います。

1、和解についてであります。組合が東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち、同社が損害賠償請求に応じなかったものについて、平成26年3月26日に組合議会の議決を経て原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申し立てを行い、同センターから和解案の提示があったことから、これを受託し、和解しようとするものであります。

2、和解の相手方につきましては、東京電力株式会社、代表執行役社長、廣瀬直己であります。

3、東京電力株式会社への損害賠償請求に係る同社及び原子力損害賠償紛争解決センターへの対応状況につきましては、組合ではこれまで7次にわたり、平成23年度から平成26年度分までの放射性物質による影響対策に要した費用9,526万円余りの賠償請求を行ってまいりました。そのうち、第4次分までの平成23年度及び平成24年度分の請求額3,923万円余りについて、平成26年3月に、岩手県及び県内市町村等と協調しながら、同センターに対し和解、仲介のあっせんを申し立てたところであり、

申し立て後に東京電力が損害賠償請求額の一部1,251万円余りの支払いに応じたことから、組合ではあっせんの申し立ての額を減額したところであり、

8ページの参考資料ナンバー3-1をお開き願います。

これは、平成26年3月26日に議決をいただきましたあっせんの申し立ての議案であります。現在の申し立て額につきましては、3の(1)の申し立ての趣旨の括弧書きに、相手方が損害賠償の一部支払いに合意した場合、当該合意額等を除いた額としておりますことから、3,923万円余りの申し立て額から合意した1,251万円余りを除いた2,672万円余りであります。

2ページに戻りまして、組合は、東京電力が支払いに応じない分の2,672万円余りについて、同センターからの照会に応じ、資料の追加提出や全額損害賠償されるべきとの意見書を提出しております。

平成27年7月27日に同センターから東京電力に対し、1,200万円の損害賠償金の支払いを求め、和解案が提出され、平成27年8月6日に同社が受諾の意向を表明したところであり、

3ページとなりますが、この表は、これまで組合が東京電力に請求し受領した賠償金の一覧であります。平成23年から平成24年度分、2次から4次が今回の和解案の対象であり、詳細につきましては、1ページの参考資料ナンバー1に記載のとおりでありますので、お目通し願います。その下が平成25年度分の5次から6次の請求分、さらにその下が平成26年度分の7次請求分であります。現在、東京電力と交渉を行っておりますが、支払いに応じない場合は、同センターへのあっせんの申し立てを要するものと考えているところであり、

原子力損害賠償紛争解決センターから示された和解の内容につきましては、1つ、相手方であ

る東京電力は、一関地区広域行政組合に対し和解金として1,200万円の支払い義務を負うこと、2、相手方、東京電力は、1の金員を一関地区広域行政組合に対し、本和解成立後14日以内に一括で支払うこと、3、和解に定める金額1,200万円を超える部分について、本和解の効力が及ばず、一関地区広域行政組合が東京電力に対して別途損害賠償請求をすることを妨げないこと、4、本和解に定める金額に係る損害遅延金について、一関地区広域行政組合は東京電力に対して別途請求しないこと、5、本和解に関する手続費用は、各自の負担とすることという内容であります。

原子力損害賠償紛争解決センターの和解金額算定の考え方につきましては、事業費については、損害賠償請求した事業費が、国の示した基準やガイドラインに沿うものか否かを問わず、原発事故との相当因果関係が判断され、一関清掃センターごみ焼却施設附帯施設であります電気集じん機、空気予熱器、耐火レンガ、活性炭の検査経費、東山清掃センター浸出水処理施設ゼオライト吸着塔設置工事費の50%分及び端数処理された額を除き、相当因果関係がある損害と認められたところであります。

認められなかった部分に関する同センターの見解を説明申し上げます。

まず、一関清掃センターごみ焼却施設附帯施設の検査経費につきましては、原発事故との因果関係は認められるものの、ごみ焼却施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の維持管理基準を遵守すれば放射能が漏れ出す可能性がないこと、当該部分の放射性物質濃度測定を行わなければ、ごみ焼却施設の作業員に危険が生じるといった影響がないと判断したことから対象外とし、活性炭の検査経費は、業者からの検査依頼がなく、測定の必要性があるとは判断できないことから対象外としたとのことであります。

次の東山清掃センター浸出水処理施設ゼオライト吸着塔設置工事費につきましては、4ページでありますけれども、最終処分場に遮水シート等を敷設し、放射性物質が漏れ出さないための対応策を講じており、ゼオライト吸着塔は、万が一放射性物質が漏れ出した際の対応策として設置したもので、損害賠償の考え方としては、実際に被害が生じていないことに対しての経費は対象外とされているが、焼却灰埋立ての安全対策について住民との約束をしていること、放流水が農業用水に用いられていることなどの状況を考慮して、50%について認めることとしたとのことであります。

次の端数処理につきましては、被害者の迅速な救済を使命とする和解仲介手続の性質上、申立人の個別の立証負担を軽減していることとの均衡上、各損害項目の損害の端数は10万円単位、または10万円未満に満たない場合は1万円に切り捨てるとのことであります。

人件費につきましては、勤務時間外に事故対応業務を行った時間外勤務手当の全額が認められているほか、本件事故対応業務を勤務時間内に行った結果、通常業務を勤務時間外に行わざるを得ない分について、いわゆる押し出し時間外が損害として認められたものであります。

ただし、勤務時間内に行った事故対応業務の人件費相当額については、地方公共団体の人件費に係る損害賠償事件について、常勤職員の給与等の勤務時間内の人件費が損害とは認められないとの判断により、原発事故の有無にかかわらず、組合員が支給すべきものと判断され、組合の主張した全額をそのまま損害として認めることは困難であるとの説明を受けたものであります。

繰り返しになりますが、時間外勤務については、業務内容が原発事故対応業務であっても通常の業務であっても、原発事故対応によって増加した分の時間外勤務手当は認めるが、勤務時間内の人件費は原発事故による追加経費ではないという見解であります。

5ページとなりますが、同センターが提示した和解案について、損害項目ごとに申し上げます。

1、職員人件費につきましては、あっせん申し立て額1,725万円余りに対し和解案は610万円です。人件費の具体的な損害額、計算式については6ページに記載のとおりであります。

検査・測定費用につきましては、申し立て額135万円余りに対し和解案は70万円であり、一関清掃センターごみ焼却付帯施設の検査経費以外が損害として認められたものであります。

放射線測定機器購入費につきましては、120万円余りに対し和解案は120万円です。

その他、放射線影響対策に要した費用につきましては、焼却灰の保管及び遮水による埋立てなどの経費691万円余りに対し和解案は400万円であり、東山清掃センター浸出水処理施設ゼオライト吸着塔設置工事費の50%以外が損害として認められたものであります。

なお、各項目とも10万円未満が切り捨てとなっております、合計で申し立て額2,672万円余りに対し和解案は1,200万円、申し立て額に対する割合は44%です。

以上が、同センターから提示された和解案の内容です。

7ページをお開きください。

和解の提案理由ですが、今回提示された和解案については、地方公共団体の人件費に係る損害賠償事件の判例及び同センターが考える原発事故との相当因果関係等から判断されたものであり、組合としては、十分な内容とはいえないものの、和解契約書中に、本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、組合が相手方に対して別途、損害賠償の請求をすることを妨げないとの項目があることから、同センターから提示された和解案を受諾し、和解することが適当と判断するものであります。

また、今後、和解案に示された和解金に含まれていない1,472万円余りについては、今後の同センターの総括基準や判例等の状況を見ながら、再度同センターへのあっせんの申し立てを検討してまいりたいと考えているところであります。

なお、今回、組合の判断に際しましては、弁護士に相談するなど検討を進め、弁護士からは、訴訟で本件事故の対応費用を立証するには相当の時間と費用を要すること、特に押し出し時間外の立証は難しいとの意見をいただいたところであります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第17号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議長（武田ユキ子君） 以上で、議事日程の全部を議了しました。

議長（武田ユキ子君） 管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 第29回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、平成26年度決算並びに平成27年度補正予算を初め、各種議案につきまして、熱心にご審議を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

本日、ここにその取り組みの成果である決算につきまして、議会の承認をいただきましたことに対しましても、重ねて心から御礼を申し上げたいと思います。

本定例会において議員各位から貴重なご意見をちょうだいいたしました。まだまだ課題解決に向けての努力が必要と改めて認識をしたところでございます。

今後とも、組合全職員が一層の努力を重ねてまいりたいと思います。

議員各位には、今後とも一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。第29回定例会閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

**議長（武田ユキ子君）** 本員からもごあいさつを申し上げます。

第29回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、平成26年度一般会計及び介護保険特別会計決算など7件の議案について、終始活発な審議をいただき、すべて議決決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位のご協力と、管理者を初め職員の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

今定例会は、前阿部正人副議長の辞職に伴い、新たに高橋幸喜議員を迎え、また、副議長選挙において升沢博子新副議長を選出いたしました。これまで同様、住民の福祉の向上に努めてまいり所存でありますので、よろしく願い申し上げます。

また、議員各位におかれましては、一般質問、議案審議を通じて直面する課題について当局の考えをただし、議論を深めていただき、当局からは明確な答弁、方針をお聞きすることができ、広域行政組合の目的がしっかり果たされていることを確信した次第であります。

広域行政組合は、衛生事業、介護保険事業を通じて住民福祉の増進に努めていただいているところでありますが、これらに加え、福島第一原子力発電所の事故によってもたらされた放射能汚染牧草の焼却処分にも、地域住民の皆様のご理解をいただき、対応をしているところでございます。

また、東京電力株式会社への損害賠償についても、今後も引き続き行っていかなければなりません。広域行政組合の業務は、住民生活に密着しているからこそ、市民、町民皆様のご理解、ご協力が不可欠であり、そのためには当局とともに我々議員も説明責任を果たしていくことが必要とされ、そのための不断の努力が極めて寛容であることを改めて痛感した次第であります。

結びに、今議会の運営にご協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に感謝を申し上げ、あいさつといたします。

大変ありがとうございました。

**議長（武田ユキ子君）** 以上をもって、第29回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後6時57分



地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 武 田 ユキ子

一関地区広域行政組合議会議員 千 葉 満

一関地区広域行政組合議会議員 金 野 盛 志